

平成22年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成22年12月8日（水）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
会 期 自 平成22年12月 8日
至 平成22年12月17日
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 承認第10号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 6 承認第11号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 7 承認第12号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 8 承認第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 9 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第10 議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第48号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第49号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第50号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

平成22年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成22年12月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第11番	高橋賢一
第3番	太田伸子	第12番	小林英雄
第5番	太田修	第13番	太谷正治
第6番	松沢貞一	第14番	下川正剛
第7番	柏原良章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島 総 一郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

承認第10号から承認第14号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第47号から議案第50号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 承認第10号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
2. 承認第11号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

て

3. 承認第12号 白馬村会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
4. 承認第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
7. 議案第48号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
8. 議案第49号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
9. 議案第50号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより平成22年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年8月分、9月分、10月分の一般会計、特別会計、企業会計の例月出納検査報告書が提出されておりますので、資料の配付をもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会の開催状況について報告をいたします。北アルプス広域連合議会平成22年11月定例会が、11月22日に開催をされました。内容につきましては、資料の配付をもって報告にかえさせていただきます。

次に、今定例会において受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。この表のとおり、所管の常任委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番篠崎久美子議員、第3番太田伸子議員、第5番太田修議員の以上3名を指名をいたします。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成22年第4回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から12月17日までの10日間と決定をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月17日までの10日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成22年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日まで平地にはまとまった降雪はありませんが、気象庁の発表によると、今年はラニーニャ現象が影響して、暖冬傾向だった最近10年間の中では、やや寒くなる見込みとのことであり、2006年の冬と海洋状況がよく似ており、これに北極振動という現象が加わると、日本海側は豪雪との長期予報が出されているところであります。

11月28日には、議会の皆様とともに、戸隠へ雪乞いに出向いてまいりました。降雪は自然のなせるわざではありますが、今後、順調な降雪があり、一日も早くゲレンデに冬のにぎわいが訪れ、村内に活気あふれることを願っているところであります。

さて、各課の進捗状況等について申し上げますと、環境課関係では、昨年10月より計10回開催いたしました、ごみ減量化推進懇話会が終了し、その結果が提言書にまとめられて、村に答申されました。既に検討段階から実行に移せることは実行しようと、さまざまな取り組みも行っていきますが、今後、さらにこの提言に基づき、減量化に向けての施策に取り組んでまいります。

ごみ処理広域化につきましては、大町市三日町が候補地となったことで、今後、広域連合では、三日町地区の地元合意形成に全力を尽くすこととなります。いずれにしろ、次の焼却施設が大町市となることで、白馬村としては新施設の稼働までの間に、集積所のない地区への集積所設置を進め、直接持ち込み方式から収集方式へ切りかえが必要なことは、これまでも申し上げているとおりであります。

なお、広域化の出直しに伴い、3市村間で改めて話し合いが必要とされる事項については、鋭意、調整を進めているところであります。

観光関係では、10月から信州デスティネーションキャンペーンが始まり、JR東日本がリゾートビューふるさとを運行した効果があり、公共交通機関の利用者は昨年を上回っているとお聞きをしておりますが、入り込み状況自体は、昨年をやや下回っていると推定をしているところであります。

ウインターシーズンを迎えるに当たって、先月23日にはウインターシーズンオープニングセレモニーを開催をし、各スキー場の話題等のプレスリリースと、白馬村6スキー場合同スキー場開きを行います。

また、11月3日の大阪を皮切りに、東京、横浜、名古屋など12会場で延べ41日間、ウインターキャンペーンを、観光局と常設観光協会が共同して行っているところであります。

今シーズンは、日本スキー発祥100周年の記念すべき年に当たり、スキーの楽しさを再認識していただくための取り組みが各地で予定され、観光局もクリスマスから1月前半にかけ、「白馬村からの贈り物」と銘打ったイベントを予定しております。

また、長野県観光部が全国の先頭に立って事務局を務める日本スキー発祥100周年委員会に、

市町村レベルでは白馬村は真っ先に加入をしたところですが、この委員会でも、首都圏イベント、メディアを活用したPRなどを企画しており、村も観光局とともに参画をすることとしております。

そして、県索道事業者協議会では、ゲレンデににぎわいを取り戻すための活動として、県内共通1日リフト券を県内全小学生に配付をし、スキー場の魅力向上のためのスキー100年宣言を発表するなど、何とか100周年がスキー再興の契機となるよう、努めているとお聞きをいたしております。

農林水産省長野農政事務所の発表による10月15日現在の水稻の作況指数は、平年並みの98でありました。豊作が期待されましたが、梅雨明け以降、6月中旬から9月中旬までが高温・多照で推移したために、カメムシの発生期間も長くなり、白馬村のみならず、県内全域で早稲品種のアキタコマチを中心に、カメムシの被害が発生したとのことでございます。

また、ソバは110ヘクタール作付されましたが、8月の高温の影響で生産量が伸びず、生産量36.5トンと、例年に比べやや減少いたしました。

今年度から新制度としてスタートした、戸別所得補償モデル対策に参加した農家は314戸で、対象面積は水稻413ヘクタール、大豆2.6ヘクタール、ソバ110ヘクタール、その他野菜2ヘクタールであり、今後支払いが行われる予定となっております。

来年度につきましては、現在、国において、水稻以外の戸別所得補償交付金対象作物として、麦、大豆、ソバなども対象とする仕組みが検討されており、国の施策の行方を注視しながら、村としての所得補償の仕組みを検討してまいりたいと考えております。

ご存じのとおり、4月から11月までクマの出没が相次ぎ、対前年比で2.8倍の48件の目撃情報が寄せられました。幸い人身被害はなく、ひと安心していただいておりますが、村民からクマの出没情報が寄せられるたびに、行政広報無線による注意の呼びかけや、児童・生徒の登下校時における村民による見守り、安全パトロール等の実施により、安全確保に努めてまいりました。

教育委員会では、11月上旬から下旬にかけて、児童の安全確保のために、保護者会とも相談の上、名鉄、みそら野、エコランド、瑞穂、八方、山麓、和田野、どんぐり地区にスクールバスを出すことにいたしました。今定例会で補正予算を提出させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

クマ以外にもイノシシやシカ、猿などが人家近くまで出没をし、稲の倒伏や畑作物が荒らされるなどの被害が発生いたしました。村では電気さくのはしり出しや購入補助を行い、被害防止に努める一方、猟友会の協力のもとで、わなやおりなどでイノシシ等の捕獲を進めてきたところであります。

また今年度は、森林の間伐や緩衝帯整備を村内8カ所で実施をしてまいりましたが、被害防止

と駆除対策の両面から、さらに野生鳥獣対策に取り組んでいく必要性を強く感じているところであります。

カシノナガ・キクイムシによるナラ枯れが県内でも広がっており、村内でも今年に入り30本を超えるナラ枯れが確認され、特に、昨年被害が確認された和田野区・どんぐり区で、薬剤、樹幹注入や、粘着材散布、被害木の倒伐薫蒸処理を行ってまいりました。

こうした中で、10月に、大北カシノナガ・キクイムシ防除対策協議会が設立をされ、今後も被害が拡大することが想定されますので、大北地域全体で次年度に向けて防除対策を講じていくこととなりました。

神城の奈良井地区の整備計画は、検討委員会を立ち上げ、有効活用を話し合っていたいただいており、今年度中に有効活用方策をまとめる方針で事務を進めているところであります。

住民福祉課関係では、地域支え合いマップの策定状況については、7月に災害時住民支え合いマップづくり研修会を開催したところ、内山、佐野、沢渡、堀之内、深空、みそら野の6地区からマップづくりに手を挙げていただきました。それぞれの地区では、役員等による推進体制づくりがされ、現在、要援護者に関する調査が進められているところであります。

高齢者の生死不詳にかかわる戸籍につきましては、調査の結果、届け出が届かなかったものや、法務局との協議により死亡と推測されたものについては、許可を得て高齢者消除により、これまでに9件の除籍手続を終了いたしました。

総務課関係では、例年予算編成を前に行っている地域役員懇談会を、村内10会場において、11月4日から25日にかけて実施をいたしました。議員各位におかれましては、それぞれの会場に足をお運びいただき、まことにありがとうございました。各地区から出された膨大な要望にこたえることは至難のわざであります。各担当課において状況や内容を精査し、緊急度、優先度、事業効果等を勘案する中で、年次的な計画も視野に入れながら、来年度予算編成に向けて対応を図ってまいりたいと考えております。

第4次総合計画の後期基本計画策定につきましては、庁内のワーキンググループとの話し合いを持つなど、12月までに都合7回の計画審議会、分科会を開催し、計画素案の検討、策定を進めてきております。

事務事業評価につきましては、5回の会議の中で37の事業を選択して評価を行い、11月19日に答申をいただきました。評価結果については、村民の皆様にも村のホームページ等でお知らせをしてまいりますが、白馬村の歴史的背景を考えると、政治的や道義的見地から、一気に見直しすることは難しい事業も少なからずあり、そうしたことを勘案する中で、できる限り新年度予算へも反映をしてまいりたいと考えております。

ケーブルテレビ白馬の整備につきましては、加入促進期間に申し込みをいただいた各世帯には、12月末までに大方の引き込みが終了する予定で作業が進められております。9月定例会におい

て指定管理者となりましたA I Cコミュニケーションズは、村内に事務所を設置し、10月1日から役場3階のスタジオを使用し、試験放送を開始をしているところであります。

また、北城地区との格差解消を図るために、神城地区に整備した通信用の光ケーブルによるブロードバンド事業については、IRU契約によりNTT東日本が業務を進めておりますが、既に350件近く申し込みがあったとの情報を得ており、村としても整備をした価値が十分あったとの評価をしているところであります。

消防の広域化につきましては、これまで、県下を2つの地域に分ける広域体制が模索をされてきました。東北信地域では、最終的には消防救急無線のデジタル化以外は合意が図られなかったようではありますが、中南信消防広域協議会においては、広域化そのものに意見の違いはあっても、将来ビジョンだけは策定しようとの合意が図られ、事務が進められてきております。

この計画に対する構成市町村の意見をまとめ、1月には北アルプス広域連合としての意見集約を図り、中南信消防広域協議会に上げることとされています。そのため、北アルプス広域連合では、今定例会中に全員協議会の場で、これまでの経過を説明したいとのことでありますので、よろしく願いをいたします。

10月1日を基準として5年に一度行われる国勢調査の結果につきましては、未確定の数字ではありますが、3,229世帯、9,178人という結果でありました。前回調査に比べて313世帯、322人減という状況で、結果としては減少していることは残念ではありますが、調査票の回答者は、住民基本台帳人口を少し上回っている状況であります。国勢調査の人口は、法定人口とも呼ばれ、法律に基づいて地方交付税の配分が行われるなど、政治・行政など法的な目的での基準となる統計上の人口であります。近年は個人情報保護を理由に拒否事例があり、調査方法自体が課題となっている現状であります。

この10月31日で、平成20年2月4日から続いている、白馬村における交通死亡事故のない期間が1,000日を超え、このほど長野県知事から表彰をいただきました。この記録を1日でも多く伸ばせるよう、今後も職場、家庭で交通安全意識の向上、啓蒙を図ってほしいと願っているところであります。

税務課関係では、長野県地方税滞納整理機構の設立について、9月議会において議決をいただきましたが、既に県内すべての市町村と県の議決が完了し、10月22日に法務大臣あてに設立許可申請書が提出されました。12月末には許可がおりる予定とのことであり、年明けの広域連合長選挙に向けて準備が進められております。また、広域連合議会議員の選挙は、3月定例会においてお願いすることとなりますので、よろしく願いをいたします。

広報関係は、11月に村の広報、県の広報及びホームページに、機構スタートの予告記事を掲載し、総務大臣の許可後、1月下旬ころからは本格的な広報が行われる予定であります。

最後に、平成22年度の一般会計補正予算（第4号）の主な内容について申し上げますと、歳

入歳出それぞれ約 8 8 6 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を約 4 4 億 1, 3 0 0 万円余とする
ものであります。

歳入歳出の主なもの、障害者自立支援給付費、重度心身障害者医療給付費の増額や、人事異
動や人事院勧告に準拠した人件費の組みかえや減額等が主なものであります。

本定例会に提出する案件は、承認案件 5 件と議案 4 件の計 9 件で、そのうち会計にかかわる補
正予算は 4 件であります。

それぞれ議案の詳細は担当課長より説明いたしますので、ご審議をいただき、円満なるご議決
を賜りますようお願いを申し上げ、今定例会招集に当たりましての冒頭のあいさつといたします。
ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第 5 承認第 1 0 号から日程第 9 承認第 1 4 号までは報告案件です
ので、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をいたし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第 5 承認第 1 0 号から日程第 9 承認
第 1 4 号までは、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第 5 5 条の規定により、1 議員 1 議題につき
3 回まで、また規則第 5 4 条第 3 項の規定により、自己の意見を述べることができないと定めら
れておりますので、申し添えます。

△日程第 5 承認第 1 0 号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告に ついて

議長（下川正剛君） 日程第 5 承認第 1 0 号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の
専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 承認第 1 0 号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の専決処
分報告についてご説明をいたします。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日に公職選挙法が改正され、期日前投票制度ができました。例えば、村長
選挙は、選挙当日の投票は投票したい候補者名に丸印をする記号式投票を採用しておりますが、
期日前投票は告示日から投票となるため、候補者名を記述した投票用紙を用意することが不可能
であり、記号式でなく候補者名を記入する投票用紙を使用しております。

現条例では、このことについて除外規定としてうたわれていないため、今回、一部改正を行い、
地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、1 1 月 3 0 日に専決処分をしたものであります。

変更箇所につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。承認第10号につきまして、質疑をお願いしたいと思います。

通告にありました中で、どのような形で選挙を実施されてきたかということにつきましては、今お伺いしましたので、次の1点についてお伺いしたいと思います。改正が今の時期になった理由についてお伺ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 先ほども申し上げましたように、期日前投票時には記号式投票が事実上不可能であるということがわかっているにもかかわらず、その旨を見落として、不備な条例の一部改正をしてしまったということでございます。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第10号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認をされました。

△日程第6 承認第11号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第6 承認第11号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 承認第11号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本条例は、地方公務員法第29条第2項を根拠条項にして昭和36年に制定されましたが、平成11年に地方公務員法が改正され、1項の次に2つの新しい条項が挿入されたため、根拠条項である2項が4項に繰り下げられました。

この法改正に伴う条項改正が、その際に本村では行われませんでしたので、それを訂正するた

めに、今回一部改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、11月30日に専決処分をしたものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。承認第11号についてお伺いをいたします。

ただいま説明がありましたけれども、これに関しましては平成11年12月22日の地方公務員法の最終改正、そしてまた実際は平成13年4月1日に施行される新条項においてという形で、改正を受けておりますが、根拠法令の適用条項の変更が、大分以前ではございますが、本改正がなぜ今の時期になったのかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） ただいまの質問に対しての答弁でありますけれども、言いわけがましい答弁になると思いますが、よろしくお願いいたします。

平成11年に地方自治法が改正された際に、今回の一部改正である項ずれや項の繰り下げは、法を補完するための準則、あるいはその内容を詳細に示す資料として流れる内容のものではなかったために、当時の担当が法の改正の内容をすべて見ておらず、改正を行わずに本日に至ったものというように推測をしております。

そういうことでありますので、あくまでもそういう状況で不備になったということでございます。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第11号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第11号は報告のとおり承認されました。

△日程第7 承認第12号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第7 承認第12号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 承認第12号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本件は条例の一部改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、11月30日に行った専決処分の報告であります。

国の特別職の給与法が12月1日を基準日として、一部改正をされました。今回、国会議員の例に準じて、本村の議会議員の期末手当の額も現行3.05カ月から、0.1カ月減額して、2.95カ月とするもので、12月の支給の手当は1.6カ月が1.5カ月と減額になるものであります。

以上、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第12号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第12号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第8 承認第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 承認第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本件は、8月10日の人事院勧告及び国家公務員の給与法の改正に準じ、12月1日が基準日であるため、給与条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項の規定により、11月30日に専決処分したものの報告であります。

主な内容といたしましては、第1条及び第2条で、現行4.15カ月の賞与を、0.2カ月削減し3.95カ月とし、40歳代以上が受ける給料月額を平均0.1%引き下げ、現行給与条例で現給保障を受けている職員の給料月額を0.17%引き下げるなどを規定しており、これらの引き下げ分は、12月に支給される額から減額されることとなります。

なお、第1条の附則第13項から第16項の規定につきましては、給与表で6級の職員に適用される規定ですが、本村の場合には、5級以下のため該当となる職員はおりません。変更箇所の詳細は、新旧対照表をご覧くださいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第13号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第9 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本件は、条例の一部改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、11月30日に専決処分したものの報告であります。

一般職の職員の規定に準じて、議員と同様に期末手当の額を現行3.05カ月から0.1カ月減額して2.95カ月とするもので、12月支給の手当1.6カ月を1.5カ月に減額するものでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、承認第14号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第4号)

議長(下川正剛君) 日程第10 議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長(太田 忠君) 議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出にそれぞれ885万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,315万8,000円とするものであります。

7ページの歳入明細をご覧くださいと思います。老人福祉施設入所者負担金は、実績により113万円の減額をするものであります。

総務費負担金の白馬村地域公共交通会議負担金192万6,000円の減額は、国の補助金を受ける団体会計であります地域公共交通会議の中で支出する金額が減額となったために、観光農政課、住民福祉課でデマンドバス、シャトルバス運行に対して計上している費用を、支出した場合にもらう地域公共交通会計から、負担金も減額したものであります。

国庫負担金については、障害者自立支援給付費増に伴い100万円を追加するものであります。

8ページ、県支出金の民生費県補助金の社会福祉費補助金は、身障者医療給付事業に180万円、障害者自立支援対策補助金に237万7,000円を増額するものであります。

9ページ、林業費補助金つきましては、森林病虫害防除県補助金の申請額全部が交付決定とならず、147万8,000円を減額するものであります。

総務費委託金は、外国人登録事務委託金を129万1,000円、県議会議員選挙事務委託金を140万追加するものであります。

10ページの雑入につきましては、420万5,000円を追加するものでありますが、主なものは、雑排水処理にかかわる衛生手数料154万3,000円、介護負担金精算分が121万1,000円、広域連合過年度還付金237万円等が主なものであります。

次に、11ページからの歳出明細をご説明をいたします。

各課目にかかわる給料、職員手当、共済費、退職手当負担金等人件費の補正は、新規採用職員

の person 費を含め、4月の人事異動による各課の科目間の補正と、今回承認案件として提出をいたしました人事院勧告による給与の減額、共済費の利率改定、それに伴う増額、それから議員1名欠員分の減額等であり、それぞれに共通した内容でありますので、各款項目等における person 費等の増減の説明は、以後省かせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、12ページをお開きをいただきたいと思ひます。電算事業の250万円の減額は、総合行政システムの事業費確定に伴う差額の不用額の減額であります。

13から14ページにかけての選挙費は、来年4月に実施される長野県議会議員選挙にかかわる事務委託費にかかわる予算の計上であります。

それから、15ページから16ページにかけての民生費、老人福祉費であります。老人福祉施設措置費が200万円、配食サービス事業委託料120万円、この減額は、現段階で実績に伴い不用額となったものを減額するものであります。

障害者福祉費は、施設入所、機能訓練、通所サービス等の自立支援給付費を590万円増額し、自立支援医療給付費については160万円を実績に伴い減額するものであります。

飛びまして、18ページをご覧をいただきたいと思ひます。18ページの福祉医療費につきましては、乳幼児医療給付費を250万円減額し、重度心身障害者医療給付費を400万円増額するものであります。

19ページの環境衛生費については、雑排水処理委託料を150万5,000円追加するものであります。

飛びまして22ページ、林業振興費につきましては、有害鳥獣駆除委託に92万2,000円を増額するものであります。

次に24ページ、観光宣伝振興費の海外観光客受け皿整備の印刷製本費等144万3,000円の減額は、地域公共交通会議会計で支出が行われ、一般会計からの支出を減額するものであります。

25ページの道路維持費は、今後の道路維持のために工事費、原材料費等213万円を追加するものであります。

26ページ、消防費の非常備消防費は、消防団員退職報奨金の確定に伴い102万1,000円を減額するものであります。

27ページ、教育費事務局費のクマ被害防止事業につきましては、村長あいさつでも申し上げました、クマ出没に対する安全対策としての、北小児童の通学バス運行費用等を増額するものであります。

それから29ページ、公債費の利子459万1,000円の減額につきましては、新規借入債の利率を1.6%程度で見込んでいたものが、1.1%から1.2%で済みましたので、その差額を今回減額するものであります。

以上、概要を説明いたしました、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。議案第47号につきまして、3点ほど質疑をさせていただきたいと思ひます。ただいまの説明によりまして、あらかじめ通告してありました部分でわかったところは省かせていただきたいと思ひます。

まず歳入につきまして、11款2項1目004在宅福祉事業負担金、簡単な説明をちょうだいいたしました、もう一度、この減額の理由をお伺ひしたいと思ひます。

2点目、歳出ですが、2款1項6目企画費18021パソコン等購入費の具体的内訳、設置場所等についてお伺ひをいたします。

もう1点、歳出の中の福祉関係につきましてお伺ひをしたいと思ひます。3款1項3目障害者福祉のうち、20042自立生活体験事業援助費の減額理由、また、同7目福祉医療費200015重度心身障害者医療給付費の減額理由をお伺ひいたします。

さらにつけ加えまして、4款1項2目保健予防費自殺対策緊急強化事業における07003カウンセラー賃金の減額理由と、その減額による影響、また同じく11001消耗品費の増額内容とその理由をお伺ひいたします。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） それでは在宅福祉事業負担金の減額理由でございますが、予算編成時に予定をしておりました対象者が、施設入所、死亡、またデイサービス等の利用のために配食の食数が減っております。そのために12月現在において予算の精査をし、減額をしたいものでございます。

次に、障害者福祉の自立支援費の大幅な増額でございますが、障害者自立支援法の中で行っておりますリハビリ、給付費の中で、県総合リハビリテーションセンターへ入所をしている方がいたわけでございますが、当初、11月には退所をする予定でありましたが、リハビリの成果が期待できるということで半年延長になったことと、あわせて新たに1名入所が決まったために、それに対する費用で、大幅に増額になるものでございます。

次に、自立生活体験事業援助費につきましては、予定をしていた人が、利用がなかったということで減額をするものでございます。

それから、自立生活体験事業につきましては、見込みより利用者が少なく、既にこの事業の実施する期間も終了したということで減額をするものでございます。

それから、自立支援医療費の関係につきましては、利用する該当者がいたために、一応、予算編成時に入れたところでございますが、その利用がなくなったということで減額をするものでございます。いずれも、今後突発的な支払いが、支払いというか該当者が出ない限り、現在の予算

でいけるという見込みでございまして、特に影響はないものと考えております。

それから、福祉医療費の中の重度心身障害者医療給付費につきましては、今年の4月に制度改正で支給範囲の拡大を図った中で、ある程度想定はしていたわけですが、その中で該当する人が、重度の障がいの中で、高額の療養費を必要とする方が発生をしたために、今回、補正をお願いしたいものでございます。

それから、自殺対策につきましては、当初、消耗品でティッシュペーパー等の裏に相談先等の内容を印刷をして配布をし、周知をしていきたいということを考えていたわけですが、ティッシュペーパーだと短時間に使って捨てられてしまうというような中で、クリアファイルにその同じ内容を入れまして、より利用をしていただけるような形を考えたために、賃金をそちらの消耗品に充てまして、カウンセリングにつきましては、弁護士等の相談の費用の中から、引き続き行っていきたいというものでございます。

議長（下川正剛君） 太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） パソコンの購入についてお答えをいたしたいと思っております。パソコンのウィンドウズ2000というものに対するマイクロソフト社のフォローアップ、あるいはサポートが今年7月で終了をいたしました。それに伴いまして、順次切りかえを行いたいと思っておりますけれども、今回は庁舎内にある30台のうち3台を更新する予定で、残りは次年度以降で対応する予定でございます。3台の設置場所については、総務課、住民福祉課、観光農政課を考えております。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第48号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（下川正剛君） 日程第11 議案第48号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第48号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をいたします。

予算の総額には増減はございません。歳出だけの増減ということでございます。

5ページをお開きください。歳出明細でございます。まず、1款下水道費1項総務費2目施設管理費につきましては、浄化センターにある各種操作盤の制御システムの修繕費として、120万8,000円を追加するものです。

2項下水道建設費1目公共下水道建設費の管渠工事につきましては、白馬村が設置すべき公共ますの設置工事費として予定をしておりましたが、設置箇所が少なかったということで、120

万8,000円を減額をするというものでございます。

2款公債費につきましては、平成21年度に借り入れた資本費平準化債、それと借換債の合計4億8,850万円に対する金利が確定したということなどによる利子の減額と、元金の増額ということでございます。利子につきましては、一応金利2%ということで、当初予算で計上しましたが、実質的には1.2%、それと1.23%という利率で、金利で、借り入れができたということに伴うものでございます。

以上で説明終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第49号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第12 議案第49号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第49号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

予算の総額に増減はなく、歳出だけの増減でございます。

5ページをお開きください。2款公債費の補正ということでございます。先ほどの下水道の補正と同様、平成21年度に借り入れました借換債3,410万円に対する金利が確定したことなどによる利子の減額と、元金の増額ということでございます。ちなみに借入金利については、1.2%です。予算の折には、一応2%ということで予算計上いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第50号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（下川正剛君） 日程第13 議案第50号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第50号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

第2条の表をご覧ください。収益的支出の営業費用に28万円を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。実施変更計画でございます。1款水道事業費用1項営業費用の浄水費及び総係費の職員手当の追加が主なものでございます。

次のページの資金変更計画については、ご覧をいただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号から議案第50号までにつきましては、お手元に配付してあります平成22年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり付託したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会等付託書のとおり付託することに決定をいたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月9日午前10時より本会議を行いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日12月9日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時02分

平成22年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成22年12月9日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成22年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成22年12月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第11番	高橋賢一
第3番	太田伸子	第12番	小林英雄
第5番	太田修	第13番	太谷正治
第6番	松沢貞一	第14番	下川正剛
第7番	柏原良章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島 総 一郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成22年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告をされた6名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順序を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番松沢貞一議員の一般質問を許します。第6番松沢貞一議員。

第6番（松沢貞一君） 6番、松沢貞一でございます。

私は、今回3つの質問をさせていただきます。1番として平成23年度予算編成について。2番として里山森林整備事業について。3番として有害鳥獣被害対策について。質問させていただきます。

太田村長には、7月の選挙において村民より再び村政運営を託され、2期目がスタートして5か月が経過しております。100メートル走に例えれば、助走が終わって全力疾走に移り、トップスピードに乗るといったときかと思えます。これからいよいよ本当の勝負のときと拝察いたします。全力を傾注し、白馬村発展のために、村民の負託にこたえていただきますよう、ご期待申し上げているところでございます。

白馬村の財政状況につきましては、平成21年度の一般会計、特別会計の成果説明書によると、財政構造について次のように説明されています。

1、標準財政規模33億7,500万円で、前年度比1億7,300万円、5.4%の増。

2、財政力指数0.493で、前年度より0.002ポイント上昇。

3、経常収支比率81.1%で、前年度より3.8ポイント下降。これは財政構造の弾力性を判断する指標で、75%が一般的判断基準。平成21年度では国の経済対策に伴う事業など、臨時的な経費が増加したことも下がった要因。

4、財政調整基金と減債基金。財政調整基金平成21年度末現在高は5億100万円。取り崩しをせずに1億円を積み立て。減債基金現在高は3億3,400万円、取り崩しをせずに1億円を積み立て。結果、合計で8億3,000万円となった。基金取り崩しは平成14年度から4年間で3億9,300万円で、平成18年度からは積み立てができるようになり、平成13年度末の残高との差は6,800万円となった。

5、その他特定目的基金。主なものは福祉基金5,500万円、義務教育基金3,000万円、スキースポーツ育成振興基金1,800万円などで合計1億4,400万円。

村債現在高62億6,700万円で、前年度比3億4,100万円、5.2%の減額。内訳は、道路関連事業ウイング21建設など一般単独事業債21億1,000万円、小中学校整備にかかわる地方債が7億2,000万円、臨時財政対策債16億8,000万円など。

7、実質公債費比率等。実質公債費比率は3カ年平均値21.3、単年度で見ると19.7と順調に減少。新規発行債抑制による公債費の減少、一部事務組合での償還終了による負担金の減少などによる。以上のように説明されております。

一方で、自主財源の柱である村税収入は、平成9年度の23億円をピークに減少の一途をたどり、平成21年度は14億7,400万円で、前年度比700万円、4.5%の減収となりました。その徴収状況は、現年度分徴収率は89.2%、滞納繰越分は11.6%、全体では60.9%となっています。

滞納状況は、平成21年度村税未収金は9億100万円で、前年度比2.1%の増。そのうち固定資産税の未収は8億3,100万円で、全体の92.2%を占めています。

また、白馬村の経済状況を見ると、景気低迷やデフレの進行、スキーを初めとする観光客の減少、宿泊客の減少等により、大変厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下で、これから平成23年度の予算編成が行われるわけですが、この厳しい状況が少しでも改善され、活性化に結びつくような知恵と工夫、めり張りのある予算になるように期待しているところです。

村長として2期目の最初の予算年度であり、また、平成18年度から10年間にわたる白馬村第4次総合計画の後期の最初の年度でもあります平成23年度の予算編成について、その方針と重点施策についてお伺いいたします。

次に、村長選挙の際の公約では、にぎわいと元気のある村づくりを、という目標のもとに、財政の健全化、観光の活性化、身近な村政の創出、社会福祉、教育施策の充実という政策の4本柱を掲げておられます。

さきに述べたとおり、財政構造を見れば、財政的には健全化への道筋が見えてきたと言えますが、一方で、低迷する経済環境を考えたとき、地域活性化のためには財政の健全化以外の政策に、さらに力を入れるべき大変重要な局面にきていると思います。財政の健全化と、地域

活性化のための積極的な事業推進とのバランスをどのようにとるのか、お伺いいたします。

3、先日、各地区で実施された地域役員懇談会では、それぞれの地区が抱える課題について、さまざまな要望が提案されました。これらをすべて取り上げることは不可能ですが、どのように優先順位をつけ予算に反映するのか、お伺いいたします。

4、県で実施している「地域発 元気づくり支援金事業」の白馬村採択分は、平成21年度は、塩の道・小径道標保全事業など236万3,000円となっています。白馬村においては、このようなそれぞれの地域の発想や企画に対して補助を行う事業は、コミュニティ推進事業という名前で、地域づくり事業補助金として、平成21年度は延べ32地区に対して355万円が実施されています。内訳は、地域活性化事業26地区325万7,000円、防犯灯設置事業6地区29万3,000円となっています。

こういった事業は、それぞれの地域のアイデアが生かされ、地域の活性化に大変有効なものと思います。しかし、地元負担金として3分の1が必要であり、小さな地区や団体ではその負担金も重く、なかなか手を挙げにくいところもあるようです。今後は、負担金の軽減を検討してもいいかと思います。そこで、この地域づくりをさらに拡大し、地域活性化のための斬新なアイデアや企画に対し、より積極的に支援すべきと思いますが、予算規模の拡大などのお考えはないか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松沢議員からは、平成23年度予算編成について、4項目にわたってお尋ねをいただきました。お答えをしてみますが、細かい計数等、足りない点については担当の方からも、またお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、23年度予算編成における方針と重点についてでございます。予算案が確定した3月定例会において、詳細をご説明させていただくこととなりますけれども、現時点でお答えできる範囲で、お答えをさせていただきたいと思います。

平成23年度予算編成作業は、10月から作業を始めているところであります。各課からの提案された施策や、実施計画事業などを精査をし、11月4日には平成23年度の予算編成方針を職員に周知をし、本格的な編成作業を進めているところであります。

11月後半には、要求数値の第1回集計が終了しており、今後は、先月行われました地区役員懇談会や、事務事業評価委員の答申などを踏まえて、再度の修正作業を行っていくスケジュールとなっております。

予算編成における基本的事項は、「白馬の里にひと集い 暮らし健やか むらごと自然公園」の基本的事項のもと、住民本位、住民とともに歩む村政実現を目指し、自助、共助に加え、公助としての行政サービスを、より一層レベルアップする予算編成となるように指示を出しているところであります。

そのために、第1に、第4次総合計画地域懇談会等での要望に基づく実施計画を最重要課題として、住民の皆さんの声、現場の声を反映させることを基本とし、第2に、職員一人一人が限りある財源を最大限に活用するという視点で、1円たりとも税金をむだにしないという意識で、徹底した行政改革を行い、第3として、税負担の公平性の観点から、課税客体の的確な捕捉に努めることや、特定財源は既存の枠にとらわれることなく、新たな財源確保に向けて事業を組み直すなど、積極的な財源創出を行うことを基本的事項として、予算編成作業を進めております。

また、23年度に特に重点的に取り組む分野としては、1つ、快適で安らぎのある生活環境を築く。2つに、支え合い、健康に暮らす地域福祉社会を築くこと。3つ目に、すぐれた資源と人を生かした活力ある経済を築く、の3分野に重点的に取り組みを指示をしたところでございます。

次に、2点目の、財政の健全化と積極的な事業推進のバランスについてのご質問と、第3点目の、地域役員懇談会において提案された要望事項の予算への反映について、まとめてお答えをさせていただきます。

ご存じのとおり白馬村は、長野五輪関連事業に対する先行集中投資により、公債費負担が増加をし、地方債の発行には、国・県の許可を得なければならない団体となっております。そうした中で、公債費負担適正化計画により、公債費負担は順調に減少をしており、あと数年後には許可団体から協議団体へ移行できる見込みになりました。

現在の税収等が確保されていけば、公債費が減少していく部分は、新たな事業への投資財源となってまいります。依然として経済情勢は厳しく、村の財政状況も予断を許さない状況でありまして、集落懇談会における29地区の要望も、道路、水路整備といったハード事業が大半であることから、一気に、あるいは積極的にこれらを実施するのは大変厳しい状況でございます。

これら要望事項の予算反映につきましては、ここ四、五年の事業の実施状況を踏まえて、地域間に公共投資の偏りがないかどうか、また村民生活上、最低限の安全が確保されているかどうかといった、緊急性の有無などを考慮しながら判断をしてみたいと考えております。

4番目の、地域づくり事業の拡大についてのご質問ですが、現在、地域づくり事業の補助制度は、事業の3分の2、上限15万円までとなっております。平成22年度はこれまで24地区で活用をいただいております。さきの集落懇談会において、一部地区から補助制度の拡充を望む声もありましたが、なかなか予算の総額を増やせない中、従来どおり全地区対象に、広く運用していきたいという考え方から、平成23年度は現状の補助制度をベースに、予算計上をしていく予定でありますが、なかなか要望にこたえ切れない各地区のハード事業について、地域の協働と補助金の活用により、これらを解決できる方向性が見出せるのであれば、今後、制度の見直しや拡充も検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

平成23年度予算編成については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢貞一議員、質問はありませんか。松沢議員。

第6番（松沢貞一君） 現在の財政状況はですね、厳しいというところがございますが、厳しい中でも、相当ご努力された結果、改善されているということだと思います。また、経済が非常に縮小して、厳しくなっているのも現実だと思います。そういう中で、投資的なものにつきましては、やはり道路関係とか、何と申しますか、大変大きな事業については、まだまだ簡単に進むわけにはいかないと思いますが、先ほど申し上げました、地域づくり事業等の比較的予算規模の少ないものにつきましては、やはりそういった地域のアイデアや企画を生かすといった意味で、地域の活性化のためには相当役に立っているかと思しますので、もう少し予算枠を拡大するといえますか、それほど大きな金額にはならないと思しますので、そういった面で予算枠の拡大とか、あるいは地域の負担金を減らしていくとか、そういったお考えはないか、再度質問させていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。松沢議員のおっしゃられることは十分理解をしているつもりでありますし、先ごろの地域役員懇談会の中でも、そうした要望もあつたことも事実でございます。その声を可能な限り反映をしたいということで、今、取り組みをしておりますけれども、申し上げましたように、大変予算全体が厳しいという状況の中で、何とか財政の健全化も、一方では進めていかなければいけないということで、相反するところを持ちながらのバランスをいかにとつて、予算編成をしていくかと、こういうことになろうかと思っておりますけれども、何はともあれ、この長引く経済の低迷の中で、少しでも活力が出てくるためには、そうした行政の配慮も必要なことは、十分理解をしているつもりでございますので、今、その作業を進めている中で、方針は3月のとき数字をもってお示しをしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第6番（松沢貞一君） それから、地域役員懇談会でさまざまな提案がされているわけですが、中に、毎年出しているんだけど、一向に実行といえますか、取り上げられないので、もう言ってもしょうがないかなあというような意見もあつたようなことがあります。

そういう中で、やはり行政側としてはですね、公平性、透明性が一番だと思いますが、その要望事項について、実施するか否か、いろいろな尺度で検討されているかと思っておりますが、その公平性、透明性を保つために、どのようなことで判断をされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。基本的には毎年役員懇談会を重ねてきております。その都度、地域の要望をお聞きをいたしております。そうした地域の要望の優先順位を考慮しながら、そしてまた村全体を見渡して、その要望年度が早いもの等、あるいはその要望も多額な費用を要し、現状ではなかなか手がかず、先送りをしていただくもの等々もございます。

今、議員ご指摘のように、何年来要望しているけれども、聞いてもらえないというようなことについては、22年度にそれなりきの配慮をしながら、事業実施をしてきたつもりでございます。

今回の集落懇談会の折には、そうした経過も踏まえながら、地域の皆さんのご理解も相当いただけたと、このように思っておりますし、古い要望事業についても、今年22年度の中で、21年から22年度の事業で、かなりのものが実施できたのではないかなと、こんなふうに思っております。

つけ加えるならば、当初22年度の中で、これだけの事業ができると想定しておりませんが、たまたま国の緊急経済対策等の事業が設けられたことにより、我々自身も思いのほか相当多額な投資もできたのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

ただ、今言われましたように、決して要望してもできないから、要望してもむだだというような、そうした話にはならないよう、精いっぱい今後も努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありますか。松沢議員。

第6番（松沢貞一君） 予算編成につきましては、財政の健全化というものが一方にあり、もう一方に事業推進というものがあつた状況だと思つたますが、相当財政状況もご努力によりまして改善している中では、地域活性化のために、少しこのバランスを積極的な事業推進の方にかけていただきたいということを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、里山森林整備事業についてお伺いいたします。

昨今、各地域で里山森林整備が実施されています。大変よい事業だと考えております。平成21年度の成果説明書によると、森林整備事業の中に、森林造成事業と森林整備地域活動支援事業があり、地域造成事業には、間伐等促進事業補助金と村有林森林整備があり、いずれも国・県の補助事業に、村が上乘せ補助を行うものでございます。

平成21年度は、森林造成事業332万3,000円、森林整備地域活動支援事業429万4,000円、うち県が336万4,000円となっています。このほか有害鳥獣駆除事業の中に緩衝帯整備事業があり、平成21年度は129万9,000円、うち県補助金92万5,000円が実施されています。

この事業につきまして、1、現在の村内の進捗状況についてお伺いいたします。

2、これらの事業は観光地としての景観形成にも大きく寄与するものであり、積極的に推進すべきものと思つたますが、国・県の補助の動向に大きく影響を受ける事業であり、そういった面で、今後の動向が懸念されますが、今後の事業の継続について見通しをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松沢議員、2つ目の、里山森林整備事業についての質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の森林整備の進捗状況でございますが、県では、平成20年度より森林づくり県民税を導入をして、森林づくり推進支援金、みんなで支える里山整備事業などの森林整備事業を、重点事業として積極的に取り組んでいただいております。こうした県の施策により、森林整備も一気に加速をして、森林整備面積は、21年度が大北管内で2,300ヘクタールを実施し、そのうち白馬村が183ヘクタール、22年度は大北管内で1,900ヘクタール実施予定で、そのうち白馬村は190ヘクタールの整備が見込まれております。

村内の地域で申し上げますと、平成18年度に佐野坂、平成19年度から堀之内地区、20年度は切久保、野平地区、21年度は三日市場、大出、飯森、飯田地区、22年度は蕨平地区と、各地域で森林整備事業に着手をしてきていただいております。また、深空地区でも県職員を招いての学習会を開催するなど、来年度以降の動きも出始めています。

次に、2つ目の事業の継続についてのご質問ですが、村では森林所有者の負担軽減を図るため、県の森林整備事業を行った場合に、標準経費の1割をかさ上げする補助を設けていますので、今後この補助制度は継続して実施していく方針であります。

森林整備は、有害鳥獣対策、自然景観の保全、さらには課題になっているナラ枯れ防止対策のためにも効果がありますので、間伐等整備を進めることが重要と考えております。整備を進めるためにも、団地化による取り組みが必要でございますので、県とも連携した説明会を地域に出向いて開催をし、地域をまとめ、里山を中心とした森林整備を推し進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢貞一議員、質問はありますか。松沢議員。

第6番（松沢貞一君） 県の森林税が徴収されておまして、そういう面で、こういった事業が積極的になされている面があるかと思いますが、当面、この森林整備事業は続くものと考えておりますが、村独自でこういった面で、もう少し積極的なやり方等、あるいは補助の拡大等、そういった面でのお考えはあるかどうか、お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 県の森林税の事業につきましては、来年あたりまでの税事業についてのめどは立っておりますけれども、さらにその先がどうなるかという行方が、まだ不透明な部分があると。なお、その辺を議員さんも心配になり、ご質問のご趣旨かと思っております。

現在の、県下どこの市町村も、やはり県や国の補助制度を活用して間伐等の整備をやっているという組み立てであり、白馬村もそんな形で積極的にやってきております。したがって、今の状況で言いますと、いかにそういった補助を持ってきて、地域の中に落とし込んでいくかということに力を注いで進めてきております。

今までですと、どちらかといいますと、県の方でも積極的にどんどん手がけてほしいという動

きがありましたけれども、ここへきまして、今年状況見ましても、なかなか県の枠の中で言いますと、県の補助金の枠が決められているということから、各市町村とも、やはりその枠にはまった程度の事業しかできないなというふうになっております。現にそんな状況が出てきてますし、来年以降もそんなことが非常に心配になっています。

村の方での、そういった背景の中での取り組みでありますけれども、現在は国や県のそういった補助事業に実施したところに対してのかさ上げ制度を設けてやってきているというところ、これは先ほど村長が答弁を申し上げたとおりであります。

現時点では、まだ国や県のこの事業の枠がどういうふうになっていくのか、まだ読めない部分もありますので、来年につきましては、かさ上げ補助というところと、県の補助事業をうまくかみ合わせてやっていくような予算立てにしていきたいと思いますし、今後さらに再来年、その先あたりにつきましては、またその辺をにらみながら、村としてどんな対応ができるのか検討してまいりたいと、現在ではそんなような考え方でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第6番（松沢貞一君） これは県の総枠というものは決められて、その中での予算の獲得というようなことになっているのかと思いますが、白馬村として、ぜひこの観光的にも有効な事業を推進すべく、予算の獲得に傾注といたしますか、ご尽力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3番の有害鳥獣被害対策についてを質問させていただきます。この数年、クマ、イノシシ、猿、シカなど有害鳥獣が人里近くまで出現し、農作物を荒らしたり、住宅に侵入したり、最悪の場合は人に被害を及ぼしたりするような状況になっています。クマが出没したときは防災無線で広報し、小学生などは集団で、場合によっては車で見守られながら登下校をしている状況でございます。また、白馬岳中腹でニホンジカが目撃され、高山植物のお花畑が食べられ、消滅する可能性があるかと心配されております。

これは、ご存じのとおりですね、先日11月29日の信濃毎日新聞で報道されましたが、「シカの脅威が北アにも」という題名で、相次ぐ目撃、分布拡大、菜食で高山植物減少危惧というような見出しになっております。また写真でですね、白馬岳の中腹で撮影された雌と見られるニホンジカというようなことで、これは猟友会の方が写した写真でございますが、こういうものでございますが、ご覧になったかと思えます。

この記事にもありますけれども、県の環境保全研究所は、放置するとシカが加速度的に増えて手に負えなくなり、深刻な農林業被害や高山植物の喪失などの影響が出る可能性がある。増殖が緩やかな今のうちに捕獲し、数の少ない状態を保つことが必要だと警鐘を鳴らしているというように書かれております。

そういった中で、まず被害の実態についてをお伺いいたします。それから、次に、平成21年

度の成果説明書によると、有害鳥獣駆除事業の決算額は449万5,000円で、内訳は、1、白馬猟友会への委託料182万1,000円。2、緩衝帯整備事業129万9,000円。3、電気さく設置事業、設置した個人への補助金16万8,000円、貸し出し用電気さくの購入費用49万9,000円。4、鳥獣害防止総合対策交付金事業67万5,000円。このような状況でありますので、被害は深刻であり、対策をさらに強化すべきだと思いますが、予算措置を含めどのような対策をお考えか、お伺いいたします。

有害鳥獣被害対策は、増え過ぎた有害鳥獣を駆除することが第一で、そのためには猟友会の皆様の力を借りるしかありません。しかし、猟友会の実態は会員の高齢化や過酷な出勤状況、経費負担が過大になっていること等、大変厳しくて、このままでは存続も危ぶまれる状況になっています。猟友会に対してどのような支援をしているのか、またその補助を増額する考えはあるかどうかお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 松沢議員から、3つ目の有害鳥獣被害対策について、3項目にわたってご質問をいただきました。順を追ってお答えをさせていただきます。

最初の有害鳥獣による被害状況でございますが、白馬村でも数年前からイノシシ、シカ、猿といった大型の野生動物による農作物被害が増加をしており、年々その被害が村内各地へ拡大をしております。

特に今年は、村内の東側山間地の農地で、イノシシ等による水稻の踏み荒らしや野菜類の食害が発生をいたしました。のうさい北アルプス支所にお聞きをいたしましたところ、水稻については5件65アールが共済の対象となり、被害額は38万6,000円という状況でございました。

鳥獣別の被害面積は、イノシシが80アール以上、猿が10アール、カモシカが5アールで、そのほかには、シカ、タヌキ、アナグマ、サギ等による水稻や畑作物の被害も寄せられているところでございます。またクマによる被害として、養蜂箱の被害が1件、建物への侵入が1件という状況でございました。

次に、2つ目の被害対策についてのご質問ですが、今年度の主な取り組みを申し上げますと、イノシシ対策を強化したい考えから、県の補助制度により、くくりわなやわな用発信器等を購入をして捕獲を行い、10月末まで11頭を捕獲しています。被害防止対策では、電気さくの設置事業として、国の補助制度により、飯田・堀之内地区の圃場東側山沿いに約2キロの電気さくを設置をしたほか、個人で電気さくを設置した者に対する村の補助制度として、電気さく資材購入補助を行い、今年度の実績は7件で、約30万円を補助いたしました。

また、村で購入したイノシシ、シカ、猿用の電気さくを被害に遭った農家等に貸し出しをして、その効果を検証してもらいながら、電気さくの普及を図っているところであります。

そのほかの有害鳥獣の出没防止策として、野生鳥獣が近寄りにくい環境を整備する緩衝帯整備

を、平成18年から通学路や公共施設周辺で実施をしており、本年度は八方清掃センターからニレ池にかけての森林3ヘクタールを整備したところであります。

また、各地域で実施されている間伐事業も、有害鳥獣対策として大いに効果が期待をされています。今後、村では鳥獣被害防止対策講習会等を開催をして、多くの村民の皆様にも鳥獣被害防止の重要性を理解していただくよう努めるとともに、県の補助事業を導入しながら、地域ぐるみでの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の猟友会に対しての支援についてのご質問ですが、村としては、猟友会に有害鳥獣の捕獲駆除を委託をしております。猟友会の会員も限られた人数で、それぞれに仕事を持っている中、今年度はクマやイノシシの出没増加により、10月末までに出勤をいただいた人員を日数換算すると440日に達し、昨年に比べ1.8倍となっております。委託料は定額ではなく、駆除に要した時間や人数によって積算をしてお支払いをしているところであります。今年度は回数も増えている状況から、今定例会に60万円の増額補正を行い、総額では240万円程度の委託料を見込んでいるところでございます。

また、課題として、猟友会員の高齢化等による会員数の減少が懸念されていることから、新規銃猟者の免許取得や、駆除従事者の免許更新費用の助成に関する施策を23年度から実施をしていく方針で考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。松沢議員、質問はありませんか。松沢議員。

第6番（松沢貞一君） 有害鳥獣が増えまして、里まで出てきたりして大変な状況になりつつあるわけですが、先ほど申し上げましたが、やはりこの対策で一番頼りになるのはと申しますか、一番力を発揮しているのは猟友会だというふうに思います。

猟友会の実態を猟友会の役員の皆様からお聞きしましたが、一方的な話かもしれませんが、大変な状況になっているということはわかりましたので、その実態につきまして、猟友会の皆様から聞き取りしましたことを、少しお話ししたいと思います。

現在ですね、白馬村の猟友会は平成22年度の会員は、会員数が18名でございます。それから銃による駆除に従事できる人が16名、そのうちイノシシ、クマ、シカ等の大物駆除に従事できる人は12名、それからこれは勤務状況等いろいろありますから、緊急出動の際の要請にこたえて出動できる人は三、四人というような会員の状況でございます。平均年齢六十三、四とか、お話をしたが、高齢化しておることは確かだと思います。

それから、その狩猟の免許だとか銃砲の所持免許等の維持にかかる費用が大変大きな負担になっているようでございます。具体的に言うと狩猟税とか保険、猟友会費等々で、毎年3万5,000円くらいの金額がかかるとか、あるいは狩猟免許の講習は3年ごとにありまして、そういうものに3万円とか、それから実技講習も受けなくてはいけなくて、そういうものにも費

用がかかるというような、負担の面でのことが言われておりました。

それから、安全狩猟射撃訓練、射撃講習等に参加することが義務づけられておまして、これに参加しないと有害鳥獣駆除に従事することができないというような仕組みになっています。この射撃の講習がですね、ここでは、大北では大町の中山にあります大町総合射撃場で行われるようでございますが、その大町総合射撃場は大変老朽化しておまして、使用する回数、人数等々、当然少ないものですから、運営が厳しくて補修ができない状況で、この施設が使えなくなると、そういった講習をする場所がなくなるため、よそまで行かなくてはいけないというような状況になっているようでございます。

それから出動する際の経費も、車の費用から、例えば散弾一発100円で1回狩猟に出かけると、最低でも300発が必要というような話がありますし、それからライフル弾は一発500円で、これも最低50発は必要だというようなことがありました。

先ほど答弁にありましたように、出動にかかわる人件費は、委託料として1日3,500円で、先ほどお話のとおり、440日分を予算に組み込んであるということでございますが、今年度は既にそれをオーバーしている状況であります。この1日3,500円というのは、時間当たりで400円ちょっとということございまして、そういった賃金というようなことで考えれば、長野県の最低賃金をも下回っていて、状況が大変厳しいというお話でございました。

それから、そういった負担の面で言えばですね、今、非常にわなによる捕獲効果が大きいということですが、そういったわなは仕掛けたままではあれで、毎日見回らなければならないというようなことで、そういった時間的な負担も大きくなっているというお話でございました。

そういった面で、最近の出動回数が非常に多くなってまして、土日は出動していて、ほとんど休む時間がないといえますか、休む日がないというようなこともあり、特に10月は大変だったというお話でございました。

それから、有害鳥獣駆除の実績では、例えばクマだと、平成18年から今年度の今までですが、5年間で18年度が一番多くて15頭、19年度が3頭、20年度はゼロですけれども、21年度が2頭、本年度は7頭、これはクマです。それからイノシシは、18、19はゼロですけれども、20年度11、21年度25、22年度11。それからシカは18年度ゼロ、19年度4、20年度ゼロ、21年度8、22年度4というようなこと。ほかに猿、カモシカ、アオサギ等も実績としては言われております。

それから、春のクマの猟ですけれども、春、冬眠から覚めて4、5月の雪のあるときに捕獲調整すれば、非常に有効な駆除といえますか、有効な調整ができるということでございますが、田中康夫知事のときに白馬村では認められなくなりまして、春クマ猟が認められなくなりまして、その結果、西山の方に、そのシカやイノシシといったようなものが、春の猟がないものですから、安全だというようなことで西山に行くようになって、それが今につながっているというようなお

話がありました。クマもそんなようなことで、白馬の場合は少し増え過ぎているために、里まで出てくるというような状況になっているというお話でございました。

それから、例えば経験というようなものが非常に大事で、これは年数もかかりまして、散弾銃は10年で、ようやくライフルが可能になるというようなお話、それから狩猟も経験を積まなければ簡単にできるものではないし、それから殺生に対する精神的な訓練も、相当時間がかかるといようなことも言われておりました。

総括としまして、会員が高齢化しています。早い時期に若い会員の補充をして、有害鳥獣駆除を安全に行えるように、技術の伝承と経験を積むようにしなければ、猟友会そのものが存続できないような状況になりつつあるといような、深刻なお話でございました。

それから対策としまして、例えば緊急時のようなことを考えれば、役場の職員にもぜひ猟友会に入っていて、そういったときの中心になっていただきたいといような要望もございました。

議長（下川正剛君） 松沢議員、答弁含めて3分何がししかありませんので、簡潔に。

第6番（松沢貞一君） それで、以上のような実態が現実でありまして、猟友会の人たちの悩みは大変深刻なものでありました。有害鳥獣が今後増え続けることは、現状から見れば明らかで、村民の生活基盤そのものに大きな影響をもたらすことは必至の状況でございます。

この状況を少しでも食いとめるためには、現状で考えれば、猟友会に対してより大きな支援をしていくべきではないかと考えます。といようなことで、猟友会に対して、もう少し支援が必要だといことを痛感した次第でございます。その辺につきまして、もう一度お考えをお聞かせいただきまして、質問を終わりたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁まで含めて2分50秒であります。観光農政課長、答弁をお願いします。

観光農政課長（篠崎孔一君） 松沢議員が現状の方をおっしゃったとおり、私ども猟友会の皆様方からは、同じような課題をお聞きしておりますし、何とかしなければいけないといことで考えております。

答弁で申し上げましたとおり、会員の確保については新たな費用負担の軽減になるような補助的な制度を、県も22年度から導入いたしましたけれども、村も23年度から、村独自の施策を考えていきたいといことが対策の1つ。

それから、猟友会の費用の軽減とい部分につきましては、必要に応じた委託料を支払うとい仕組みを維持していきたいといのが、2つ目でございます。

当面、こんなような形と、さらにはまた猟友会の皆様と新たな対策の仕組みを考えながら、有効な手段を構築してまいりたいと思っております。

議長（下川正剛君） 松沢議員、今の答弁でよろしいでしょうか。松沢議員。

第6番（松沢貞一君） はい、ありがとうございます。私の方ではですね、猟友会からその実態をお聞きしまして、現状を踏まえれば、大変深刻な状況になっておりまして、有害鳥獣の方も大変な状況になっているというようなことを考えれば、猟友会に対しては、村民全体でももう少し考えていく必要がありはしないかということで質問をさせていただきました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第6番松沢貞一議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第3番太田伸子議員の一般質問を許します。第3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番、太田伸子でございます。

今回の一般質問は、村長2期目の村づくりについて、2つの質問をいたします。

まず初めに、協働による村づくりについて伺います。協働という言葉は辞書で引いてみたら、同じ目的のために、対等の立場で協力して、ともに働くこととありました。村長2期目の公約の中に、協働による村づくりがうたわれていますが、景気が停滞している白馬村の経済をどのようにしていくか、お考えを伺います。

まず1番目ですが、村費による公共工事の発注に対して、もう少し地元業者を活用すべきではないでしょうか。

2番目に、民間の方の工事においても、補助金が活用される工事が多々あると思うんですけども、そのときの地元業者を活用するということの条件を入れるべきではないでしょうか。

また、役場などで資材を購入する場合、地元から購入するように、また、もしくは何割以上は地元からといったような指導をすることはできないでしょうか。

以上3点についてお尋ねいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、協働による村づくりについてお尋ねをいただきました。

協働の村づくりによる協働の意義については、太田議員言われたとおり、まさしく私もそう思うと同時に、今、大変社会が目まぐるしく変わってきている中で、それぞれ人の価値観、ライフスタイル、あるいは地域間の連携、家族のつながりの希薄さも言われている中で、これからの村づくりにとって、協働は欠くことのできないことだというふうに認識をしておりますし、本当に村民がここに、白馬村に住んでよかった、これからも住み続けたいという気持ちを持つ村づくりには、何をおいても協働による村づくりが大事だという認識は、私も強く思っているところでございます。

そうした中で、公共事業について、この事業は地元業者を活用すべきではないかというお尋ねでございます。白馬村で発注する公共事業は、原則として指名競争入札により受注者を決定しているところでございます。指名業者の決定には、村内に本社があることを要件の1つとして選

定をしております。本年度の予定価格250万円以上の土木建築工事の状況で言えば、特殊な工事以外は村内業者のみの指名となっておりますので、ご提案の地元事業者を活用すべきという点は、実施をしているというふうに認識をしております。

しかしながら、大規模な事業とか、あるいは高度な施工技術が必要な事業、特殊な事業等については、地元業者に限られることなどから、村外の会社も含めて業者選定をしている場合もあることをご理解をいただきたいと思います。

次に、補助金が交付された工事は、地元業者を使うことを条件とすべきではないか、それから3番目の、資材を地元業者から購入することを指導できないかという2点について、まとめてお答えをさせていただきます。

ご提案の趣旨は十分理解ができますが、しかしながら、民間の取引に対して白馬村は常に中立の立場であるべきであり、工事の施工と資材の購入は村内業者に限るということを補助条件に加えれば、民間の自由な取引ができなくなり、また発注者の裁量権を著しく阻害することになりますので、自由競争の原則から考えると、補助金の原資が税金であったとしても、適当ではないというふうに考えているところであります。

また、白馬村発注の工事は、全県の建設資材単価等を調査した長野県内共通の単価を、予定価格の根拠としております。必要となる資材購入を村内業者に限定するとなると、白馬村単独で資材単価の調査が必要となり、職員の増員や調査委託料など、新たな費用が発生することなどから、適当ではないと考えているところであります。

なお、本年度の浄化槽設置事業補助金と、下水道に伴う共同排水設備設置等補助金の状況を申し上げますと、補助金の交付決定をしたうちの約60%弱が、村内業者の施工となっております。

今、2つまとめて答弁をさせていただきましたけれども、ご質問の3項にわたることについての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田伸子議員、質問はありますか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 先ほど、村費による公共事業においては、ほとんどが村内業者で行われているというところですけども、この2番目の、補助金が活用される工事を村内業者に限定することは、自由競争の中で制限することになるとおっしゃいました。

そう言われても、今、白馬村の中の業者、いろいろな人たちが、これだけ経済が疲弊している中で、そういう自由競争と言われても、1社しかないような職種においては、限定をするのは、村外からの方たちの自由競争に規制がつくってというふうにとられるかもしれませんが、村内の中で数社あるような、例えば先ほどおっしゃられましたけれども、浄化槽ではなくて、下水道の補助金などのときに、水道、下水道の水道業者、指定工事店というものが白馬村の中で登録されております。その何万円もかけて登録している業者が、補助金が使われているにもかかわらず、名義だけを貸してよその業者にされるとか、やはり地元のこの自然環境の厳しい工事をされる中で、

地元の方がされることが、一番気象条件に合ったような工事をしていただけるものと思います。

また、1軒や2軒ではなく十何軒も登録されている中で、自由競争っていうものを規制することにもなるんでしょうか。村費の中から補助金が支払われ、その補助金を村内業者におろすというところで、どうしてもちょっと納得がいかないような気がするのですが。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 今のご質問ですが、数社あれば自由競争を阻害することではないんじゃないかというようなお話でございますが、補助を受けて工事を発注される方、村の方なんです、そういう方で言えば、昔からの取引があるというとか、設備関係で言えば、今までこういう会社に頼んでいるというような場合もございますので、それを一律だめだというような話では、やはりそれぞれの設備関係、取引関係、親戚関係、いろいろな理由があると思います。ですので、それはやはり好ましくないんじゃないかというふうに考えております。

名義を貸して工事をしている事例もあるというようなお話でございます。そういう事例については承知をしておりません。そういう事例もあるということであれば、逆に今言われたようなことを、村内業者に限定をするんだということになれば、その名義貸しというものが横行するという可能性もあるのではないかというふうに考えてございます。

それと、水道関係の指定工事店関係で言えば、お金を出して登録しているというお話でございますが、それは指定工事店については、村内の業者さんだけではなくて、村外の設備業者さんも、同じようにやはり登録をしてございますので、その点で言えば、同じことになるのではないかというふうに考えます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今、指定工事店が、村外の方もされているとおっしゃいましたけれども、それでは補助金が出る工事に対して、指定工事店以外でもできるということでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 指定工事店の制度につきましては、白馬村の中で水道の給水設備と下水道の排水設備等を行う上で、村に登録した業者さんで行うということでやっております。それについては、村内業者さんだけが指定工事店になれるのではなくて、村外の業者さんも、村に対して申請があり、登録をすれば、指定工事店になれるということでございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） すみません、ちょっとしつこいようで、もう一度お聞きしますが、先ほど、村内の業者だけでなく、指定工事店に登録されているのであれば、その補助金を使う場合、指定されている工事店とか、ある程度限定していただいて補助金を交付するっていうふうな形、民間の工事において、先ほど親戚関係とか、今までの取引関係があるので、そういう規制はでき

ないというふうにおっしゃいましたけれども、必ず白馬の中で水道工事をされているのは、この指定工事店だと思うんですね。

指定工事店でなければ工事ができないというふうになっているのであれば、そういうふうな条件を出すっていうふうな形をとっていただきたいというか、今、課長の方のお言葉を聞くと、補助金だけが支払われるのではなく、民間の方のお金も使って工事を出しているのだから、規制はできないとおっしゃいますけれども、補助金が出るということは、村費、いわゆる村民の税金も使われて補助をして工事をしてもらっているというところで、やはり、もう少し業者側の立場も考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） すみません。業者側の立場というのは確かにあろうかと思えます。ですが、工事を発注する補助事業者、住民の方の気持ちも察して、事業を行うべきではないかというふうに思います。

以上です。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からもちよっと補足をさせていただきますけれども、ちよっと指定工事人の資格取得については、村内業者だけに限らないということ。それから補助を受けているのは、指定工事人が直接補助を受けるのではなくて、発注者の方が補助を受けるケースが大半だと思えますけれども、そうなった場合に、発注をする方の意向というものも、当然反映されるというふうに思っております。

ただ、行政が新たな建築確認申請等を行う場合に、可能な限り地元業者を使ってください、これだけの業者がありますという程度の案内は、従来しているところでありますので、公共工事を発注する側として、特定の地元業者に仕事をやらせろということは、非常に難しいところがあるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 工事においての、なるべく村内の業者を使っていたくというところで、村の方には要望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、にぎわいと元気のある村づくりについて、村長にお伺いいたします。

観光立村の白馬村として、経済不況、スキー人口の減少など、マイナスの要因ばかりを並べていても、白馬村に元気が出ることはないと思います。この恵まれた自然をどのように生かし、にぎわいと元気のある村に戻していくかは、村長の村政運営に任されています。

白馬村の村内の観光には、それぞれの関係各位で大変努力されております。しかし、それぞれの努力が各地域、点であり、村内の横のつながりが少なく、面の計画になっていないように思われます。まずは白馬村をどのように「村ごと自然公園」にし、観光客にアピールできるか、絵に

かいていくことが必要ではないでしょうか。

1 番目に、山岳リゾート地を誇る白馬村で、夏の大雨による土砂の流出で、登山道の整備がおくれ、夏の登山客の入り込みにも影響いたしました。猿倉までの車の乗り入れだけでなく、白馬尻まで、中高年の方々が、もう少し気楽にトレッキングできるような道路整備は計画されないでしょうか。

2 番目に、白馬において南から親海湿原、姫川源流、内山の螢、今計画されています奈良井地区の利活用の場所、沢渡の貞麟寺のシダレザクラ、カタクリ、春リンドウ、五竜の高山植物園、飯森のザゼンソウ、三日市場には重要文化財になっております神明社とか、お城の跡など、南だけでもこれだけの多く、まだまだあると思いますが、白馬には数知れず観光スポットになるところがいろいろあると思います。まずは白馬の観光の横のつながりを広げ、村を訪れる観光客のおもてなしに、村全体が一体となることが大切だと思いますが、村長のお考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、2つ目のお尋ねであります、にぎわいと元気のある村づくりについて、2項目にわたってお尋ねでございます。順次お答えをいたしますけれども、1つ目の、白馬尻までの登山道整備に関してのご質問にお答えをいたします。

まず、現状を申し上げますと、猿倉から御殿場までは、治山運搬道として村が林野庁から貸し付けを受けており、登山者及び工事車両等、関係車両のみ通行可能となっております。中高年層の登山者が多く見受けられることから、歩きやすく短時間で大雪溪まで行くことができるようになれば、登山客や大雪溪までのトレッキングの増加につながると考えられますので、登山道整備ができればという思いがあればというのは、私も同じ思いをすることでございますが、その一方で、現状は、一般車両が普通に通れるような状況ではなく、また車両用道路整備を行うには、地形的にも大変困難な箇所でもありますし、観光客に開放するには、御殿場付近に猿倉に匹敵する駐車場確保も大きな課題となっております。

また、治山運搬道として借地をしている条件変更や、国立公園という区域の中での規制など、クリアすべき課題もたくさんあり、道路整備計画化は難しいという認識でおります。

2つ目の、観光スポットの横のつながりを広げ、村を訪れる観光客のおもてなしに、村全体が一体となることが大切だと思いますが、村長の考えはとのご質問でございますが、これについても、まさに太田議員の言われるとおり、白馬村にはその恵まれた自然環境のもと、数知れぬすばらしい観光素材が存在をしております。

こうした素材を活用しながら、花で言えば、それぞれ地域が主体となって、福寿草、ザゼンソウ、カタクリまつりが実施をされ、春の花めぐりとして1つにくくり、夏には白馬花三昧と題して高山植物、山野草、ユリなど、村内各所を結んだイベントとして開催をしているところであります。花三昧などは、村全体が会場地として、各施設の事業者を初め、一体となった取り組みか

と思っております。

観光振興には、何をおいても村ぐるみでお客様をもてなすことは当然のことであり、観光に携わる団体が、ばらばらに活動しているような印象を与えることのないよう、各団体が連携をし、点と点を結び、さらに面への広がりにつなげて、白馬村を盛り上げてまいりたいと思っていることは、私も同感でございます。そうしたことを視点にとらえながら、今、観光局を中心に取り組みを進めているところでございます。

それにつけても、行政が主体となってハード設備をしても、そのハード、ソフト両面にわたって村民の皆様の方、支えがないと、本当に観光地として喜ばれる、お客さんにおこたえすることはできないわけでありますので、村民挙げてという思いを、何とか村の村民に認識をしていただくことも、一番肝要なことではないかと、こんなふうに思うところでございます。

以上で答弁を終わりとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田伸子議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 白馬の山ですけれども、最近もいろいろな高齢の方々とお話をする機会がありました。それで地元の高齢の方々なのですが、若いころよく白馬の山へ上がったと。せめても大雪溪ぐらいまでは行ってみたいという声もよく聞かれます。

先ほど言ったんですけれども、国立公園という区域でありますので、規制や課題もいろいろ多いと思います。一般車両の整備をして開放するというのではなく、猿倉から馬尻、大雪溪の方まで、村の車でこう送迎をできるような、1日に1回か2回、夏の間だけでも送迎のできるような、そういうふうな送迎のお考えはないでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。ちょっと古い話になりますが、今、太田議員がお尋ねになっている猿倉から馬尻までの車の通れる道路整備というのは、10年ほど前の議会でも要望として出ておりました。関係官庁の方へも、その問い合わせをしたところ、非常に制約がある中で、難しいという明確に断られたときがございました。

時代が変わったとはいえ、そうした規制がああいうところであるがゆえに、緩和をされるということは、また非常に難しいことかなあと、こんなふうに思うと同時に、今、村で運搬をできないかということに、お尋ねでありますけれども、当然村が直営でできる状況にはありませんし、仮に車が走っても、営業車等に委託をするというようなことにもなろうかと思えます。

当時としても、この大雪溪の1つである白馬の大雪溪を見せたいというような思いが強いがゆえに、そんな要望になったと思います。しかし、先ごろ起きた事故等を見れば、非常に高山へ上がる人と、トレッキングで行く人との住み分けが非常に難しくなっているのも事実であろうかと思えます。一応、村民の要望として私もとらえながら、その可能性はこれからも探ってはいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひ、可能性を秘めて検討していただきたいと思います。

また、山岳リゾートの村っていうふういうたう白馬ですけれども、一般の方々で白馬ということを知られているのは、スキー、またオリンピックが行われた村でしかないように思います。駅を見てもどこを見ても、観光局でつくられている白馬村のポスターには、雄大なスキー場が写ったようなポスターはあります。また花三昧のポスターとして、花が彩られているきれいなポスターもあります。ですけれども、あの雄大に白馬三山が写って、夕焼けとか朝焼けとかという、その山を写した、白馬に来れば山が見れるっていうふうなポスターが、余り見たような気がしないんですけれども、もう少し白馬のアピールすべきポイントというのを、考え直す必要があるのではないかと思います、いかがお考えになりますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員ご指摘のご意見は、ほかの観光に携わる人からも出されております。ただ、ポスターがどういうものかと言われれば、私もこれが絶対と言えるような知識を持っているわけではありませんけれども、今、ポスター作成に当たっては、観光局の中でいろいろポスターとしての候補を挙げて、その中で決めていただくという過程を経て決定をしております。今、ご質問の趣旨については、これから観光局の中でも十分検討をさせていただきますけれども、中には、この白馬を売っていくには、そう毎年くるくるポスターは変えない方がいいのではないかと、こんな意見も出ております。そうなったときに、すべて山のポスターでいいのか、あるいは通年を通した観光地である、それに合ったポスターを作成するのがいいのか、ポスターの枚数も、数をつくれればいいということにもならないところもありますので、今ご指摘の点については、今後また観光局を中心に検討をしてみたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 私は白馬に嫁いで30年近くなります。常に感じていることなのですが、いろいろ白馬の中で行われる行事、会議等、地区の役員っておっしゃられる方々が中心に選ばれています、会議においても。そういうことはもちろん大切です。年配の方々でいろいろ経験も積まれ、いろいろ白馬のことを知っている方たちが、会議でいろいろ行っていただくことはとても重要であり、もちろんそういうことは必要であります。

しかし、白馬村として元気のある、にぎわいのある村づくりをつくるっていうところで、白馬村の中で年に1回か2回、村を挙げての若者のお祭りなど、何かそういうふうな活気のあることを計画していくっていうふうなお考えはないでしょうか。

また、お祭りをやるっていうときに、実行委員などを集めるときには、またじゃあ集めましょう、観光協会の役員の方々、また区の役員の方々っていうふうな集め方をするのではなく、今、村の中にいる若い人たちの力を結集させたいっていうふうな、公募して集めるとか、いろんな方

法があると思います。そういうふうな、かかわれば、みんながやろうという気にもなると思うんですけども、そういうふうなお考えはないでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。実は私も若い人たちと話をする機会をたびたび持っています。今、太田議員言われましたように、白馬村内にはそれぞれ地区でやっているお祭りがいろいろあるけれども、ご指摘のように、本当に白馬へ来れば元気がもらえるような、本当に大きなお祭り、売れるお祭りをやるべきではないかということから、もうちょっと若い者を活用してほしいと、そういうことから、その企画立案等について、若い者の声を取り入れると、こういうご意見をいただいております。非常に大事なことだと思っておりますし、そうした若い人たちが何とかこの村を元気にしたい、そういう強い思いを持っていることを、私も改めて感じさせられたところでもあります。

今後、今、議員ご指摘のような村のイベントについては、若い人たちの反映と、本当に率先して参加をしてくれる、そんな活力を生かしていくことが大事だと思っております。私も同感でありますので、すぐ、それを23年度の予算反映にどうかということではなくて、これからの村づくりの中で考えるべきこととして提案はしていきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田伸子議員、質問はありますか。太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 先ほど、観光振興には村ぐるみでお客様をもてなすことは当然とおっしゃいました。もてなす白馬村民に活気がなければ、白馬にお越しいただいたお客様も、敏感にその雰囲気というものを感じとられると思うんですよね。そこで、今、第4次総合計画の検討する上の中で、白馬村がまず、どのように「村ごと自然公園」にしたいかという絵をかく、ここには何がある、ここで講演をするとか、そういうふうな絵をかき、計画的に役場の中でも、各課横のつながりを持っていただいて、行事や村づくりをしていくというところが、とても大切だと思います。

秋になれば、片方ではコンサートをやっている、片方ではスポーツの大会をやっている、お客様は片一方しかわからないというふうなことではなく、せっかくコンサートに来られた方も、スポーツでこれだけのいろいろな人が来ていますよということがわかるような、そういう村の中の横のつながりというのも大切だと思うんですが、村長はいかががお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今ご指摘の件でありますけれども、基本的に白馬のすばらしい、この資源を持っている白馬村の紹介というものをきちっとしていくことが、まず大事だと、こんなふうにも思っております。そういったことでは、今制作をしているムック本なんかも、これから大いにその役割を果たしてくれるのではなかろうかと、こんなふうにも思っておりますし、今、公募をした、たしか7人の方がその編集の中に携わっていただいております、今、観光局が意図しているこの

ムック本の制作に公募して参画をしていただいている方も、白馬を理解してもらうには、素晴らしいことだということで、非常に積極的にお取り組みをいただいている。大変ありがたいと思っていますし、こうしたものを生かすと同時に、そして一番、これからそうした白馬を紹介し、大勢の村民に理解してもらうためには、この情報基盤の整備が12月いっぱいまで完成するわけでありますので、こうした自主放送を通じながら、村民の理解、そして村民一人一人がその村の実情を理解をするということが一番大事なことで考えれば、情報基盤整備の自主放送等は大きな貢献をしてくれるものと、こんなふうにとらえております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田伸子議員、3回目経過いたしました。質問漏れがございますか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 第4次総合計画の後期のところで、今検討されています。これまでの総合計画というのは、前の村長のときに策定されたところを、今の太田村長が引き継がれています。

これからは、これまで4年間、村長が村政運営をされてきたところで、太田村長自身が計画を推進していただくこととなります。白馬村の経済の健全化も大切です。財政基盤が揺らいでいると何もできないという村長のお考えのもと、去年は2億の基金、5,000万の黒字を出していただきました。基金を蓄えるというところも村政運営に欠かせないことですが、村民の経済が活性化することにより、村民の財政が安定するということも大切だと思います。ぜひ、思い切った対策をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第3番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。ただいまより1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時00分

議長（下川正剛君） 再開いたします。

次に、第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番、篠崎久美子でございます。通告に基づきまして何点かお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、最初の質問でございますが、白馬村図書館についてお伺いをいたします。

現在、白馬村図書館の、まず開館時間についてですが、現在は午前9時から12時まで、お昼を挟んで午後1時より午後6時までの開館となっております。実際はお昼に当たる時間を閉館しているわけですが、12時前に館内に入館しているご利用者も、一たんは外に出いただき、午後1時の開館時間に再び来館していただくというような形でご利用を願っているわけであります。利用者にとっては、午前から午後にわたって継続的な利用ができないということ。あるいはお昼時間に新たにお見えになった方も、その間は借りることができない。本の返却以外のサービス、

これは外に返却箱がありますので、そちらのサービス以外は受けることができないというような実情になっております。

長野県の県内を見ても、常設の図書館の中で、このようにお昼を一たん閉じるというような形をとっている図書館は、平成22年度の長野県公共図書館概況のデータによりますと見られません。1カ所、飯田市にございますが、それは公民館の分館を利用したものでありまして、それは毎日あけているというところではございません。したがって、毎日常設で開館しているところにおいては、白馬村図書館のみとなっております。

これは開館当初から、この問題は指摘されてきていたわけですが、いまだ改善されず、今に至っております。利用者にとってみれば、やはりお昼の時間も通して利用ができるということ、あるいは逆を言いますと、お昼までは皆さん近くでお仕事されていて、お昼の時間に使いたいという方もいらっしゃいますでしょうし、そういったことも考えますと、ぜひこのお昼の時間も続けて利用できるように、住民の方からの要望の声もございますので、改善されるように望みます。今まで改善されずにきてしまった、現在お昼時間を閉館しているその理由と、今後この開館時間をもっと利用しやすく変更される予定があるのかを伺いたいと思います。

次に、図書館の各種サービスの充実についてお伺いをいたします。

現在、白馬村の図書館には3万5,000冊の蔵書があるわけですが、実際の通常の開架は約2万冊、蔵書数に関して言えば、決して十分ではないと思います。また、同じく先ほどの資料によりますと、CD、DVD等の視聴覚的な資料に関しては、ほとんど貸し出すことができない、あるいはそのもの自体がないということでもあります。

図書館に対しましては、いろんな意味で期待されるサービス、あるいは提供できるサービスというのが、今は多種多様ありますし、希望も非常に多いわけです。例えばそれを知りたいと思ってホームページを開きましょうといったときに、白馬村図書館の独自のといいますか、窓がないものですから、ホームページに。白馬村の公共の行政のホームページから、公共の機関というところから入って行って図書館に行き当たるわけですね。中を見ても、検索サービス、あるいは新書の案内などもあるんですけども、例えば新書に関して言えば、一覧ではありませんので、分類別になっております。辞書であるとか、歴史であるとか、そういったところから入って行って、いちいち窓をあけないと見られない。利用者にしてみれば、その分類が何であるかというよりも、新書が、どういったものがまず来ているのかといったことが、真っ先見えることの方が利用につながる、あるいは知りたい情報が得られることが簡単にできるということであると思います。

このホームページに関しましても、もう少し、せっかくホームページを立ち上げているわけですから、中身の濃い、利用できる、利用しやすいホームページにされること、そういったことが望まれるのではないかと思います。

また、今年は国民読書年ではございましたけれども、白馬村独自の図書館として村民に働きかけるといような、そういった動きというものがちょっと目に見えなかったような気がいたします。そういったサービスの実施、あるいは、これはまた大事なことでございますけれども、見えづらい方、文字の見えづらい方へのサービスが、今現在どのように行われているか、そのあたりも含めて、サービスに関してお伺いをいたしたいと思います。

最後に、図書館そのものの施設について、整備についてお伺いをいたします。

現在の図書館の建物は、実際は昭和62年に建てられた、前の法務局の後利用をしているということでございまして、開設は平成10年ということでございますが、そのうち図書館として占用している面積は398平方メートル余り、1階の開架している部分が285平方メートル当たりということでありまして。現在、広さが十分でないということで、蔵書や各種資料を増やしたいといっても、これはもうせめぎ合いになってしまっていて、非常に蔵書を増やしたいということ自体に対してのネックにもなっていると思われまして。

また、職員の努力によりまして、蔵書も増やしていただいているわけですが、置く場所がないので、狭い館内に書架が徐々に増えていっております。窓際、現在ではもう窓際にも置いて、書架を置かざるを得ない状況になってきております。また書架が増えたということで、閲覧場所が減ってきてしまっております。そして書架の林立ということに対しては、大きな地震などがもしあった場合ですね、どのようなことになるか。ひょっとしたら災害を大きくするのではないかと、そういった不安も伴うと思います。職員の方は、狭い図書館の中で、いかにこう蔵書をおさめていくかということをお大変工夫されているわけですが、やっぱりそれにも限界があるのではないかと思われまして。

また、施設そのもののことに申しますと、例えば入り口とかに関しても、押し開きのドアになっておりまして、これが非常に、例えば車いすなんかでお見えになった方は、今、スロープを渡って、インターホンで中の職員にお知らせして、そして職員がお手伝いをして中に入ってこられるというような形になっているんですが、そここのところで、1つ押し開きのドアが例えば自動の、あるいは横開きのドアであったりすれば、こここのところで1つ、ワンクッション減るわけですね、そういったサービス。あるいは点字ブロックがない。そういったことを含めて、施設整備が非常におくれているように思われまして。

近隣で申しますと、小谷村の図書館は、広さで言いますと300平方メートルということで、資料が出ておりますけれども、実際行ってみると非常に広くゆったりとしていて、閲覧する場所もちろんなんですけれども、子どもさんが来たり、あるいはグループごとにちゃんと本が仕分けられるわけですね。ですけれども、白馬村の図書館も狭いものですから、なかなか職員の方が努力されても、書架が、書架と書架の間が、窓際にあたり、中央にあたりというように、こうどうしても離れてしまっているという、そういうことも見受けられます。こういった施設整備

全般について、今後の方向性、お考えを伺いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 篠崎議員さんの、白馬村図書館につきまして、3つについてご質問がございましたけれども、1番と2番につきまして、私の方からお答えをしてみたいと思います。

最初に、図書館の開館時間についてでございますけれども、今、ご質問にありましたように、図書館の開館時間につきましては、午前9時から正午、午後1時から6時までとなっております。大北管内でも昼時間の閉館は本村のみでありますので、今後、図書館管理規則の一部を改正して、対応を考えていきたいというふうに思っております。

現在、2人の司書をお願いをして、図書館の管理運営をしているわけですが、昼時間を開館というようなことになると、1人の司書が休暇の場合、昼食がとれないというような状況になりますので、したがって、1人の場合にそれを確保するために、その時間帯の司書の方が必要となるということでございまして、教育委員会の方では、来年度の予算の関係について、この昼時間の開館に向けて、司書の確保の賃金を計上、予算要求をしているところでございます。

また、ご質問でもおっしゃられましたように、現在の白馬村の図書館は、平成10年のときに、旧法務局の鉄筋コンクリート造2階建て、約160平米ほど、160坪ありますけれども、その約8割の120坪、380、390くらいの平米で、白馬村図書館として利用しておりまして、ご質問にありましたように、3万6,000冊ぐらいの蔵書はあるわけですが、その6割ぐらいの2万冊少々のみが開架ということになっておりまして、残りは2階の倉庫等に入れてあるというような状況でございまして、私も何回か行って見ましたけれども、非常に手狭といえますか、読書するところも狭くなっているというような状況でございまして。

そんなことで、改善をしたり、新たな建設というようなものも考えていかなければいけないというふうに、今は感じているところです。

2つ目の、蔵書、それから視聴覚資料及び各種サービスの充実についてのご質問でございますけれども、今申し上げましたように、平成22年度末の蔵書冊数については、3万5,766冊ということでございます。うち、現在見ていただける、借りていただける状況になっておりますのは、開架してあるのは2万冊ほどでございます。21年度実績で申し上げますと、2万203冊ということになっております。また、毎年500冊の増冊、新しく図書を買っているわけですが、予算的には、21年度の実績では649冊、112万4,000円ほどの予算を計上する中で、図書を買っているという状況でございまして。一般的に、町村の図書館の最低規模は5万冊ということが言われる中では、まだまだ村の図書館の蔵書の冊数としては不足しているという状況でございまして。

また、視聴覚資料につきましては、各種団体から寄贈されたDVDのみで、著作権の許諾の関係もあり、現在では貸し出しをしていません。私も、どの程度あるのか行って見たところ、小さ

い段ボールに、試聴的にいただいたようなDVDがあるということでお聞きしておりますので、この視聴覚資料につきましては、不十分であるというふうに感じているところでございます。

調査、相談業務は行っているわけですが、そういったことで、利用者があれば図書館の方にお問い合わせをしていただきたいと思いますと思っております。

この視聴覚資料につきましては、大北広域の予算の中で、1年間に50万前後の予算の計上がありますけれども、最近の状況をお聞きしますと、8から9本、10本程度の視聴覚資料ということで購入をしております、求めによっては団体等に貸し出しをしておりますので、また、そういった関係の方がおりましたら、申し出をしていただければと思います。

また、現在行っている図書館サービスでございますけれども、個人貸し出しが1人10冊まで、貸出期限は3週間。団体貸し出しが1団体100冊まで、貸出期限は60日間となっています。利用者の要望にこたえるためにも、各種のサービスを充実していかなければいけないわけですが、レファレンスサービス、いわゆる求めに応じた検索や提供、利用者の利便性を図るといようなサービスや、各市町村の図書館等での資料の相互貸借、また毎月第2土曜日午前中には、読み聞かせのグループによります、てぶくろの会によるお話の会などを開催していただいているところでございます。

まだまだ幾つかのサービスは整っていないわけですが、今後におきましても、少しでもサービスの向上が図れるように、レファレンスサービスの充実、利用促進、課題解決の支援型のサービス、紙媒体と電子媒体を組み合わせたハイブリッド型図書館、また関係機関・団体・学校との連携・協力によるサービスの充実に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、ご承知かと思っておりますけれども、図書館協議会、平成22年度では今までに2回ほど開催をしております、この図書館計画というものについて、協議、検討をいただいているところでもあります。さまざまな視点から図書館サービスの充実に図るために、この図書館計画の策定に向けて、調査検討も進めてまいりたいというふうに取り組んでいるところでありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 今の質問に対して、答弁漏れがございますので、お願いをしたいと思いますが見えづらい方へのサービスをどうするかという質問があったと思うのでお願いします。その関係について答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 答弁漏れにつきまして答弁をいたします。

最初のところで、この昼休みの開館に至っていない理由、また変更の予定については、先ほど答弁したとおりでありますけれども、理由につきましては、開設された平成10年のときからも、質問にありましたように課題になっておりましたけれども、費用的なこともあり、人件費の関係等も、予算のこともありまして、住民サービスの行き届かないことは承知の上でありましたけれ

ども、9時から12時、午後1時から6時というようなことでお願いをしてきたということで、そんなことが理由の1つということでございます。

また、見えづらい方へのサービス、あるいはまた心身の不便な方につきましても、十分でないことも承知しております。今後は村民のニーズに対応できるように、いろんな角度から村民の方の意見をお聞きしたりして、また、どの程度のニーズがあるのかというような費用対効果の関係も考察しながら、今後の図書館計画に含めていくということもそうでありまして、対応できるものについては、早目に対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から、質問の中の3番目の施設整備についてお答えを申し上げます。

図書館の施設整備についてであります。この施設についての要望は、以前から村民、そして議員の皆様からご指摘をいただいているところでございます。そうした中でも、現状の施設の中で少しでも利用度が高まるように、サービスができるようにということで、平成21年度に図書、資料の貸し出し、返却等の窓口サービス、蔵書検索、在庫確認等のレファレンスサービス等の図書館コンピューターシステムを導入することによっての貸し出しだとか、蔵書管理については、大幅に改善をしてきたところであります。

加えて、こうした管理をすることで、県、市町村との図書館との連携を図ることができるようになり、多少利便性も図ってきたところであります。篠崎議員ご指摘のように、求められる図書館としては、到底満足できる状況にないことは、十分承知をいたしております。

そうしたことから、表現は適切であるかどうか、一応今後、今、村で考えている箱物施設としては、図書館を第一優先にというふうに考えているところであります。本格的な村民の方々の求めに、期待にこたえられる図書館建設ということになれば、それなりきの投資も必要になることから、やはり財政との兼ね合いも大変重要なことになるということにつながるわけでありまして、その新設を考えると同時に、今ある現有施設を利活用できないか等もあわせ検討しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 開館時間につきましては、人的な部分が補充できました折には、例えば夏と冬で時間を変えるであるとか、曜日によって時間を変える、そういったサービスもできるのではないかと思いますので、その辺も考慮に入れていただければと思います。

また、施設整備につきましては、図書館を単体で考えるか、例えば複合施設として考えるのか、そういったことも含めて、ぜひ検討していただきたいと思っております。

再質問といたしましては、見えづらい方へのサービスについてでございますが、これは例えば

社会福祉協議会においては、障がい者用の補助金というものを利用いたしまして、過去に拡大読書機やプレクストーク、スピーチオといった、見えづらい方の読み取りの手助けになるような、有効な機器の導入がなされております。そういったものを利用して、図書館と社協と連絡をとり、それらの機器自体を活用する、そういったことで利用の促進につなげる。これらは決して安い機材ではございませんので、ぜひ多くの方に利用していただくということも、非常に大事なことでありますので、その辺の連携について、これは予算立てをしなくても、すぐできることではないかと思っておりますので、それについてお伺いしたいということ。

あともう1つ、蔵書予算に関してでございますが、不足ということで、先ほどご答弁いただきましたが、それでは来年度につきまして、蔵書予算の増額のお考えはあるかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 2つほど再質問をいただいたわけですが、予算も、多くの予算を必要とせず、連携によって対応できることにつきましては、そのように連携を図る中で、どういったことのニーズから対応ができるのか検討して、対応できるものにつきましては導入していきたいと思っております。

また、蔵書の関係につきましては、最初のご質問にもありましたように、本は確保して、蔵書は必要だと考えておりますので、ただ、それを開架するスペースは、今がどちらかというと飽和状態というふうに思っております。ただ、予算計上的には、例年と同じように50万前後の予算は確保して、人気のある本も毎年出てまいりますので、そういったニーズにこたえるためには、一定の予算確保の中で蔵書をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、連携をとって対処できることについては、ぜひ早急に対応していただければと思います。ちなみに資料として申し上げますが、利用登録者の数として申し上げますれば、白馬村は9,300人の人口において、登録されている方は802名。小谷村におきましては3,531名の住民の方のところ、登録をされている方は3,184名です。うち村外の登録者は、小谷村の場合は利用制限を設けておりませんので、村外登録者もいらっしゃいます。村外の登録者が1,113名、そのうち白馬村の登録者は何と764名でございます。

各種のサービスを充実していただいて、ぜひ村民に近い図書館であるように希望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、観光局について、3点ほどお伺いいたします。

このたび観光局長辞任が発表されました。観光局長につきましては、言うまでもなく2008年の公募により選任され、今年の5月に2年間の任期終了を迎えるとともに、再契約が交わされ、2期目、その職に当たっていただいております。

局長におかれましては、観光局事業展開の主たる部分をリードしてきたのではないかとおぼやかれます。その事業の達成は見られたのでしょうか。また事業効果は得られたのでしょうか等々、村民から多くの声が寄せられております。今回の辞任については非常に唐突の印象を受けます。

局長が新戦略構想の主軸とされておりました新民宿宣言につきましては、事業展開いまだ途中と思われるし、信州デスティネーションキャンペーンに間に合わせて発刊する予定でありましたBE-PAL（ビーパル）ムックの発刊はおくれております。ご自身が提唱し、推進されたきた事業途中での辞任されることについて、再度の任命をされた代表理事としての村長に見解を伺います。

また、局長の辞任を受けて、新たな局長を迎える予定があるのか、あわせて観光局の今年度事業の今後の方針に変化があるのか、また、もし新しい局長をお迎えしたいということであれば、どのような人事体制で、観光局の事業展開を継続していかれるのかをお伺いしたいと思います。

次に、平成22年度増額分予算についてお伺いいたします。

今年度限りとされて増額されておりました観光局への村からの予算3,100万円でございますが、当初、これらは観光宣伝事業ということで増額が組まれておりました。全協でもそのように説明をちょうだいしております。現在では、それではどのように増額予算分の執行が実際になされているか、事業内容と金額をお伺いいたします。

最後に、観光局の対応についてお伺いをいたします。

観光局というのは、言うまでもなく、対外的に見れば観光インフォメーションのプロであるべきですし、外から見れば、当然そのような形であるというふうに思われると思います。訪れる観光客にとっては総合的な窓口であり、できればそこで1カ所で、必ずや確かな情報、多くの情報を得たいと思うのは当然のことだと思います。

しかし、山岳エリアを含めた村内各種情報の提供量や内容、その窓口の対応などに関して、残念ですが批判的な意見も耳にすることがございます。窓口の対応は、観光地の印象を左右する大事な性格を有しております。例えば1つの情報を得るのに、いや、ここではわかりません、ほかへ行ってください、ほかへ聞いてくださいというふうに、何か所か振り分けられてアクセスしなければ情報が得られないということであれば、せっかくの観光客の興味をそいでしまう結果になると思います。

このようなご意見をどのように受けとめられていらっしゃるのか、また観光情報等の知識や、接客マナーに関しての研修制度はどのようにとられているのかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から、2つ目のご質問であります観光局について、お答えをさせていただきます。

まず最初の、観光局長辞任についての村長の見解と今後の方針についてであります。

局長ご本人から、11月の初旬に、12月いっぱいをもって観光局長を辞任したい旨の退職願が出されました。出されたものについては受理をし、理事会にも報告をして了解をいただいたところでございます。この局長就任以来、局長自身も白馬の観光の活性化を実現したいとの強い思いを持って局長に就任をし、今までとは違った新たな手法で、局長として努力をしてきてくれたと、このように思っております。当初の2年契約が終わり、22年度がスタートいたしましたけれども、半年を残して退職をしなければならなくなったこと、ご本人の思い、いろいろあろうかと思えますけれども、私自身としても、局長が取り組んできた事業の効果が出始めているところであり、道半ばで退職をする、そしてまた局長という人材を失うことは、残念に思っているところでございます。

また、局長不在となった今後の方針については、人事については全く白紙でございます。現在進行中、あるいは計画をして、これから手をつけなければいけない事業等については、枠組みもできており、それなりきの職員も、仕事の継続をできる職員でありますので、次長以下全員で取り組みを進めるとともに、理事会の皆さん方にも諮りながら、そしてまたご理解をいただく中で、遺漏なき事業の推進が図れるよう努力をしまいるので、よろしくお願いをいたしたいと思いません。

次に、観光局の平成22年度の増額分の予算についてでございます。

22年度当初予算に基づいた事業執行をしているところでありますけれども、数字等細かい点については担当課長にも補足をさせますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

当初予算では、観光局への負担金1億100万円を計上したところでございます。21年度負担金と比べると、3,100万円の増額となっているところであります。増額分3,100万円の内訳につきましては、2,000万円が月刊誌等への宣伝費、1,000万円が白馬小径の整備や、地域食文化の推進、フットパス整備等の事業、100万円は信州デスティネーション関係経費として3月の議会で説明をし、ご承認をいただいたところでございます。

その後の経過につきましては、10月12日の議会全員協議会で報告をいたしたところでありますけれども、観光局では平成22年の6月から平成23年5月までの第7期予算編成を行った結果、3,000万円のうち2,180万円を新規事業に、残りの820万円は総務費や事業費に充てた予算編成を行い、総会に提出をし、承認をいただいたところでございます。

新規事業の2,180万円の主な内容でありますけれども、書籍白馬ムックの制作費用、雑誌広告、郷土食の復活事業、白馬小径の再整備事業であり、現在それぞれの事業に取り組んでいるところであります。全員協議会で説明した際に、負担金の使途変更の説明がおくれたことをご指摘をいただいたところでございます。この説明がおくれたことが、議会の皆さん方のご理解を得るに、種々ご意見が出されたところでございますけれども、今後の予算執行に関して、行政側と観光局側で意思疎通を図りながら、適正な予算執行を進めてまいりたいと考えておりますので、

よろしく願いをいたします。

次に、3つ目の観光局の対応についてでございます。

電話等の対応で、幾つかの事例等ご指摘をいただいたと、このように指摘をいただいたところでもあります。こうしたご指摘は謙虚に受けとめ、今後に生かしていかなければいけないことは、間違いのないところではありますが、ただ、観光局の窓口では、登山に関する情報のような専門的な事項については、局職員の知識だけで対応するのは、現実的に非常に難しい状況にもあろうかと、このように思っているところでございます。

また、この問題については、篠崎議員の後ほどの質問でもお答えをしておりますけれども、こうしたことを想定をし、訪れるお客様に親切なご案内をとということで、新たな取り組みとして、7月15日から8月31日までの48日間、白馬駅前の観光案内所に、山案内人組合の皆様が常駐をしていただき、お客様へのお問い合わせに答えてまいり、駅前に常駐をいただいたことで、山岳観光に関する多くの問い合わせへの的確な対応、相談やアドバイスのサービスができ、お客様には大変好評であったところでもありますけれども、観光局の案内場の人、この山案内人組合との連携がとれなかったことが、時として、議員ご指摘のようなお客様の不満につながったのではないかと、このようにも考えているところから、新年度に向けては、さらに密接な連携がとれるような体制を継続していきたいと、このように考えておると同時に、観光局は白馬村の総合案内の役割を果たすために、職員の研修や情報収集を行い、的確なご案内ができるように、日々研さんに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 観光局長の辞任を受けてということでございますが、今のところ、当面は新たな局長を迎える予定がないというふうにお伺いいたしました。それでは次年度、また観光局長のポストにつきましては、どのような形で選任をされるおつもりであるか、そういったことをお伺いしたいと思います。

また、今年度増額予算分の3,100万円についてでございますが、3,100万円のうち、例えば信州destinationキャンペーンに100万円とあります。そしてまたBE-PALムックも、この信州DCの前に発刊するというところでございました。ですが、信州DCにつきましては、残念ながら例えば戸隠であるとか、長野市、飯山市等の入り込みに比べて、非常に白馬村はその効果が薄かったのではないかと、取り組みが遅かったのではないかと思われます。

実際に、どのようにこの100万円を使って宣伝事業、あるいは取り組まれてきたのかをお伺いしたいと思いますし、またBE-PALムックの発刊が、当初のお話ですと、このDCに間に合わせるということであったわけですが、具体的に発刊がおくれていることについて、その理由と、そしてまたそれに対してどのように対処されているのか。また、10月の全員協議会の折にですね、制作費のほかに、このBE-PALムックが出た折には、宣伝費用として345

万円を計上するというご報告をいただいておりますが、その宣伝費用というものの、この必要性と、その具体的な内容についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 局長辞任を受けての、次の局長の人選ということでございますけれども、やはり新たな手法での取り組み、説明不足によることが原因で、局長の事業への理解度が深まらなかったのかという思いもしております。ただ、今の時代の流れの中にあつて、観光の基本的な方針、あくまでも顧客第一、お客様のニーズにこたえられる商品提供をいかにするかということは、もう時代の流れで、まさにそれを追わなければ、観光地として成り立つのは大変難しいと、このように考えております。そんなことをベースに、いろいろな施策の展開を図ってきたことは、理事会でも説明をし、理事会の承認のもとに事業の推進も図ってきたところでございます。そうしたことから、基本的な方針には私も間違いはなかったと、このように思っております。

こうしたことを受けて、今年度の継続する事業等については、先ほど申し上げましたように、次長以下で取り組んでいけることは間違いのないというふうに思っております。したがって、今申し上げたようなことも踏まえながら、新年度に向けての局長人事をどうするかということには、皆さんの理解が得られるよう、理事会等でもよく意見交換をしながら対策を講じていきたいと。今のところ白紙であるということは、間違いのない事実として申し上げておきます。以上であります。

それから、次の増額分の予算につきましては、担当課長の方から話をさせますけれども、私も、大卒の話は理解をし、当然その責を負う立場にありますけれども、このデスティネーションキャンペーンに合わせてムック本をつくりたいと、こういう表現も、やはり発言の仕方と受け取り方に、ちょっとずれもあったのではないかなあというふうに思っております。

と申しますのは、やはり白馬の四季折々の本当にすばらしい資源を紹介していく、春夏秋冬それぞれのすばらしさを紹介をするということには、やはり秋と冬の当然紹介も必要になってくるわけでありまして。そうしたことから発刊を、当初のものを変更して、取材を続けながら、最終的に発刊は年度内にしようと、こういうことの意図で話をしたのではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

不足については担当課長の方から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 私の方からは、DCへの100万円の内訳及びムック本に関する宣伝費345万円の関係について、内容について説明をいたします。

デスティネーションの100万円につきましては、大きく分けまして、信州DCを全県下で運動をしておりますけれども、全国でのキャンペーンへの参加の旅費、あるいはおもてなしというところで、白馬駅にてリゾート列車の受け入れを、駅前の皆様方初めご協力いただきましたけれ

ども、それらのおもてなしに係る費用に充てたものでございます。大まかにはそういうことでございます。

それから、2つ目のムック本に係るをいたします宣伝関係でございます。345万円を見込んでおりますが、まだ内容については確定はしておりません。現在は小学館とともにこの本が3月末にできたときに、2万部をどうやって発刊をし、それを知らしめて売っていくかといったところの媒体費用に充てるというのを基本的に考えております。現在、小学館と詰めている最中であるということでありまして。状況によったら、その金額の多少の変化があるかと思っております。

現時点では、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 実際に3,100万のうち、観光宣伝事業に執行される2,180万円のほかに、820万円の方が総務人事関係の方に、結局薄めて使われていっているということでもありますけれども、こういったことに関して、厳しいことを申し上げれば、村民の声の中からは、それでは目的外であるのだから、一遍村に戻してはどうかというような声まで実際あります。

そういった村民の声、いろんな、例えば紙媒体の宣伝であるとか、ホームページのことであるとか、いろんなこと、あるいは現場のノウハウを村民の方たちはもう何十年もやってらっしゃるわけですから、そういったことを観光局と同一の場で話をし、意見交換をして、それを参考にして、観光宣伝事業を進めていくというようなやり方もあると思うんですね。

そういった場所を、これからつくる、例えばそういった話し合いによって信頼が生まれて、1つの例えば信州DCである、いろんなイベントがあるっていったときに、お互いにそれぞれ個々にやることをやっているのでは、やっぱり宣伝効果も薄まるのでありますので、そこをところを意識を統一して、重ね合わせていけるベクトルは一緒にやっていこうじゃないかという、そういったところがやっぱり観光局に求められているところであると思うんですが、そういったところの場の、場をつくっていかれたらどうかと思います。

それについてお伺いしたいと思いますし、あと予算に関して言いますれば、観光局全体の予算に対して、村からはおよそ75%近くのお金が出ているわけでありまして。3,100万円の中にも、今年度限りというのものもないでしょうし、継続していく事業も、今後に向けて継続していくために打った事業というのものもあると思われまして。

そういったときに、来年に関しては、この増額分予算、本年度は3,100万円の増額分予算であったわけですが、来年度に関しては増額の予算というのをお考えになっていらっしゃるか、そういったこともあわせてお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。今、篠崎議員から大変貴重なご提言もいただきました。ただ、段階を踏まなければいけないこともございます。というのは、会員からいただいている、

会員もあわせて観光局の予算編成をしているというところもあります。そしてまた、村からも負担金として出ている分も当然あるわけでありますので、その辺のところも十分意見を深めていかなければいけないというふうに考えておりますし、この観光事業そのものが、特定の人だけで成り立つ業務ではありません。村全員がやはり、村民がかかわることが大事だろうと思っておりますし、ただハード事業を整備すれば、それでお客さんが来てくれる観光地には、決してなり得ないと思っておりますので、ですからハード・ソフト両面で、やはり観光地としての基本的な条件を、環境を整えていかなければいけない。そういう意味では、観光地として、村民挙げてやはり観光地づくりに協力をしていただくことが大事なことであろうと思っております。

そういう意味では、当然、観光にかかわる予算総額等についても、透明性を高めていかなければいけないことは、もう言うまでもないことでもありますので、今後に向けては、そのように進ませていただきたいと思っております。

それから、一番、観光局としても今後課題として残るのは、今、それぞれ企業の方から職員を出向していただいて運営を、今までここ観光局が立ち上がって以来、そういうシステムでやってきていただいております。しかしながら、それぞれの企業の事情で、出向者を引き上げざるを得ないというような事例、そして人がやめていくというような、そうした場合の人件費の補てんをどうするかというようなことも、非常にこの総額の中では、大きいウエートを占めてくることとなります。そういったことまで今後どうしていくのかということ、今の時点から考えていかなければいけないことだと、そんなことも含めながら、23年度に向けては、今いろいろ試行錯誤をしながら、議会の皆さんは当然でありますけれども、村民の皆様の理解も得られるようにするにはということで、鋭意、今、取り組んでいる最中でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎久美子議員の質問時間は、答弁を含めてあと6分少々です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 観光局につきましては、いろいろな、今、現状が非常に複雑になっておりますし、村民の感情も複雑化しております。一番大事なのは、やっぱり現場をやっている職員の意識が、士気が下がらないように、皆さんが日々努力されていることが、本当に報われるところに向かっていくように、ぜひ代表理事として、大きなリーダーシップを発揮していただければと思っておりますし、新民宿宣言に参加された、実際現場の民宿の方々の思いも、非常にこの観光局長の辞任ということは、大きなダメージがあったと思っております。そういったこともぜひ酌んでいただいて、はっきりとしたビジョンを打ち出していただいた中で、戦略を進めていただくようお願いしたいと思います。

時間がございませんが、あと2点ほどお伺いするだけになるかもしれませんが、お伺いいたします。

再来年度、来年、今年度から来年度、白馬村に関して言えば、長野県ということで再来年になりますかね、スキー伝来100周年ということでございますが、これは既に新潟等では動きが見えてきておりますが、先ほどの信州DCに対しては、非常に観光戦略が弱かった、最初の開始の時期が遅かったというような批判があるわけですけれども、ぜひ早くにこれに向かって取り組んでいただく、そういったことが希望されると思います。

そこで、白馬村としての取り組みは、いつごろにどのようなことを予定されているかをお伺いいたします。

また、観光産業について、村長の公約の中にございました電動自転車の導入と山岳リゾート地の基盤整備について、9月にもお伺いさせていただいたところではございますけれども、再度具体的な内容と予算づけ、実施の時期について、また目指す効果について、お伺いをいたしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目の観光の取り組みについて、スキー100周年に向けての取り組みでお尋ねをいただきました。

それに先立ちまして、信州デスティネーションキャンペーンに手をつけたのがおくれたという表現がありましたけれども、私どもはそれを目指して、相当早くから手をつけてきたつもりであります。それと同時に、この信州デスティネーションについては、JR東、そして長野県が主体的に動いていただきました。我々もそこに参画はしてまいりましたけれども、その企画に私ども乗りながら、さらにデスティネーションキャンペーンが終わった後、これからが正念場ということで、それなりきの計画を立てなければということで、取り組みもしてきたところでありますので、ぜひその辺はご理解をいただきたいと思います。

それと、戸隠、長野市については、やはりそれなりきの、あの吉永小百合さんの効果、そしてパワースポット、あれがその予期せぬ効果が大であったということは、長野市の皆さん自身が大変驚いているというような状況で、我々の取り組みだけで、ああした状況をつくり出すのは大変厳しい状況だったなあと。総じて見ますと、あのデスティネーションの効果については、途中でありますけれども、大町・白馬・小谷は、長野市・戸隠・飯山地域と比べて、大変ちょっと効果がいまいちだということは、県の方でも見ているところであります。これがさらに今後に向けては、この盛り返しができるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

それから、スキー100周年に向けてでは、2011年の日本スキー発祥100周年を契機として、全日本スキー連盟、長野・新潟両県スキー連盟、長野県索道事業者協議会等の11の民間団体と、長野・新潟・山形県と白馬村の3県1村の行政が参画をして、日本スキー発祥100周年委員会が今年設立をされました。

100周年の節目を契機に、スキー業界が一体となって、スキー人口の掘り起こしや、スキー

関連産業の発展につなげることができればとの強い思いを持って、村では唯一白馬村のみの参画でありますけれども、委員会に参画をして、今いろいろ企画を練っているところでございます。

この委員会では、今後は首都圏でのPR、メディアを活用したプロモーション等を計画し、白馬村としてもこの事業に積極的にかかわり、協力をしてまいります。長野県索道事業者協議会では、100年宣言キャンペーンとして、県内小学生にリフト券の優待券の配布や、スキー休暇層にレンタル用品の無料券の配布、スキーレッスン等の計画をしております。

観光局としては、この100周年企画を索道事業者と企画を、今、練ってきたところでございます。その主な事業計画を申し上げますと、白馬の贈り物として、白馬村と白馬村内6スキー場は、次の100年に向けてというか、来年に向けて白馬村へ、次のシーズンに向けて白馬村へ訪れたお客様と協力して、雪を守る運動を展開をしております。これは12月の23日から1月12日までの期間中、村内スキー場でインフォメーションに、ペットボトルキャップを5個以上持参されたお客さんに、白馬のオリジナルピンバッジを2万個用意し、プレゼントをするのと同時に、回収したキャップは、発展途上国でワクチン接種資金に活用いただくという計画でございます。

また、白馬村の各スキー場でも独自の取り組みを企画していただいております。白馬さのさかスキー場では、合わせて100歳でリフト無料企画、白馬五竜スキー場では、ウインタースポーツパークでは、「お財布にやさしいキャンペーン」と題して、100名様にリフト1日券、宿泊券、レンタル券をプレゼントする企画。八方尾根スキー場においては、ウインタースポーツを楽しむ初心者のお客様を対象としたエリアを設けてチケット販売、キッズパークをオープンをし、白馬岩岳スキー場では、100周年を機にリフト料金を見直して、大人1日券3,900円を設定する。白馬みねかたスキー場では、100キロ走破イベントとして、アルプススキーコースをシーズン通して100キロ走破した方に記念バッジのプレゼントというような、以上申し上げたような、駆け足の説明でありますけれども、企画をし、大勢のお客様のお越しをお待ちをしていると、こういう状況でございます。

それから、公約に掲げた事項について、観光の取り組みの公約に掲げた事項についてであります。

議長（下川正剛君） 村長、簡単に。時間がもう経過しているので簡単に。

村長（太田紘熙君） はい。電動自転車の導入については、当初100台程度の導入をし、これをライツビジネスとして導入できないかということで、今、この事業に賛同していただける企業に当たっているところでありますが、経済状況厳しい中で、まだ解決には至っておりませんが、継続して交渉を重ねていっているところであります。

それから、観光リゾート地にふさわしい基盤整備の具体的な事業についてでありますけれども、白馬を訪れるお客さんのために、現在、進めている地域公共交通の活性化再生事業で、試験運行

しております冬季間の元気号の事業が、23年度で終わることから、さらにこの2次交通の整備ができないものかと取り組みをしているところであり、スノーハーブの利活用、それに伴うサッカー場の新設、奈良井地区の公園化、姫川沿いを中心にしたランニングコースの実現ができないか、そうしたことを1つ1つ精査をしながら、新たな事業展開をしたいと考えているところでございます。

あわせて、私の目指すところは、先ほども申し上げましたように、訪れるお客様にいかに満足をしていただけるか。それはここに住む我々が、白馬に住んでよかった、人の温かさ、そして支え合いの気持ちが実感できる白馬村の構築が、この実感こそが観光客に対するおもてなしにつながるということで、そのソフト面の充実にも対策を立てていきたいと、こういうのが計画でありますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎久美子議員の質問時間が終了いたしました。

次に、第12番小林英雄議員の一般質問を許します。12番小林英雄議員。

第12番（小林英雄君） 12番、小林英雄です。

私は、まず質問事項の最初は、土地の固定資産税について。2番目は、ごみ処理施設建設に関する諸課題についてであります。

まず固定資産税問題ですが、釈迦に説法になるかもしれませんが、この固定資産税の基本的な計画は資産税とされています。したがって、資産のある者は担税力あり、これが前提となっているようであります。現実に担税力を喪失している、そういう人の場合は、大変難しい問題が出てまいります。この固定資産税賦課について、個々の村民は評価方法が妥当かどうか、具体的な判断材料が与えられていないというのが現実ではないでしょうか。

その点で、よく言われますように、固定資産税というのは、その意味からしますと、極めて前近代的な非民主的な税制であるということがよく言われます。土地あるいは建物、いろいろな事例がございますが、例えば明らかに時価を超えた評価になっていやしないか。明らかに時価を超えた評価になっている場合、評価を下げる必要がある。また、個々の村民から、評価額が高過ぎるとの申し入れがあれば、誠実に再評価のための努力をする。こういったことは、地方税法でも求められているような気がいたします。

さて、最初の質問でございますが、さきの9月議会で、最高裁の判例に基づいて、固定資産評価額の妥当性に疑問を提起した納税者に対して、固定資産土地評価額の計算書を示して税額の説明をしたのかという質問をいたしました。引き続き関連の質問をさせていただきます。

1点目ですが、白馬村の場合、評価額に係数0.7を乗じたものが課税標準額で、課税標準額に税率1.4%を乗じたものが税額として算出されているようですが、係数0.7はすべての土地に適用されているのでしょうかということが、これが第1点です。

2点目は、納税者にとって評価額の決定が理解しにくい。1990年、1994年、平成6年

ですが、総務省告示以降、評価額は地価公示価格に係数0.7を乗じて算定されているのですか。一律適用ではないとすれば、どうやって差をつけているのでしょうか。これが2つ目であります。

それから3つ目は、地価公示価格のない土地については、地方税法第388条第1項が定める総務大臣告示固定資産評価基準に基づき評価されることになっています。本件と申しますのは、前件と言ってもいいんですが、9月議会でも申し上げた、この本件の場合、例の文書によりますと、7月30日付文書によれば、修正案は標準宅地の評価額と所有地の奥行き、形状、沿接する道路の状況等の差として求められる比準割合に面積要件を追加した比準割合から算出したとのことです。そういうふうに書かれておりました。

ここで疑問が提起されたことにより、当初の比準割合0.75が、その3分の1以下の0.22に修正されています。面積要件を追加したのは、地方税法第117条第1項によるものですか、また税務課が出した修正案に対して、納税者が応諾していたら修正案どおり税額が決定されたのですかという質問でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員からは、土地の固定資産税について、前回の定例会に引き続きご質問をいただきました。再度ご説明をさせていただきます。

また、専門的な部分での答弁も必要かと思われまます。担当課の方からも説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、1番目の件でございます。最初の、土地の評価額と課税標準額の関係につきましては、原則としては評価額と課税標準額は同一となりますが、課税標準の特例や税負担の調整措置が適用される場合、課税標準額は評価額より低く算定をされます。

税負担の調整措置とは、地域や土地によりばらつきのある負担水準、評価額に対する前年度の課税標準額の割合を均衡化させることを目的としており、宅地につきましては、負担水準の高い土地は課税標準額を引き下げ、または据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに課税標準額を上昇させることにより、負担水準のばらつき幅を狭めていく措置のことで、平成9年度に導入後、現在も継続をしており、現行においては評価額の70%を課税標準額の上限とする制度となっております。

質問内容の係数0.7は、これを指していると思われまます。調整措置はすべての土地に適用されるものではなく、現行制度においては宅地比準地、これは非住宅用地であります。これを対象としています。また、負担水準の低い土地は、負担水準が70%になるまで課税標準が毎年上昇することになります。以上が、1つ目の質問に対するお答えでございます。

2つ目のご質問であります。評価額の算出につきましては、固定資産評価基準におきまして、宅地の評価方法は、市街地宅地評価法とその他の宅地評価法に分類がされます。前者は路線価方式とも言われ、主として市街地的な形態を形成する地域に適用されており、当村においては後者

を適用しております。これは村内の宅地を利用上の便等の状況が、おおむね類似する地区ごとに区分し、これらの地区に選定した標準的な宅地について、不動産鑑定士等による鑑定評価価格を付設し、この価格に比準して、地区内の各筆の宅地の評価額を付設する方法であります。

標準宅地の固定資産税評価額は、鑑定評価価格の7割を目途に付設されております。質問内容の係数0.7はこれを指していると思われませんが、先ほどの1番目のご質問の内容とは別なものであります。また、状況類似地区の中の各筆評価額は、標準宅地の評価額に、奥行き、形状等、その他の比準項目、これは標準宅地との差となる要素であります。これを勘案して算出するものでございます。

3つ目の、地価公示価格のない土地についてのお尋ねであります。3番目のこの今の問いであります。地方税法第417条によるものかにつきましては、7月30日付の文書でご説明をしているように、あくまで仮定した数値を乗じて算出したものとして説明をしております。地方税法第417条により修正すると言っているものではございません。土地の評価に対する不服につきましては、村では受けられませんので、固定資産評価審査委員会に申し出ていただきたいものであります。村から応諾を求めているものではありませんので、応諾があったらどうなるということはありませんので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で答弁は終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林英雄議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 係数0.7はすべての土地に適用されているのですかというふうに伺いました。すべて適用はされていないということで、よろしいのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） そのとおりでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員。

第12番（小林英雄君） すみません。いま一度、係数0.7は一律に適用されていないという、そういう事例があるんですけれども、再度伺いますけれども、非常に難しい、答弁内容が大変わかりにくい部分もございまして、この特に固定資産の問題というのは、大変、よほど勉強しないとなかなか頭に入りにくい部分がありますので、もう一度改めて伺いますが、その適用されていない、その理由についてですね、もう一度わかりやすい言葉で説明していただけないでしょうか。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） それでは、私の方から答弁をさせていただきますけれども、まず最初の評価額と課税標準額、それから2番目が、不動産鑑定評価ですね。地価公示価格と評価額の関係で言っているということなんですけれども、固定資産税の土地に関する課税につきましては、地目によっていろいろ状況が、計算方法が変わってまいります。

それで、また宅地ですね、宅地、それから宅地見込み地の中でも、住宅用地になるとまた変わってくるということで、特に住宅用地の場合には小規模住宅地、それから一般住宅地で200平米以下の場合には6分の1になるというような特例措置がありますし、住宅用地の場合、例えば300平米の住宅用地の場合には、200平米が、先ほどの小規模住宅の200平米が6分の1になる、残りの100平米は3分の1になるというような特例措置がありますので、そういう特例措置を別にして、いわゆる宅地というふうに見ますと、評価額に対する課税標準額はすべて7割になるということです。ですので、特例措置があると7割にならずに、もっと安くなる場合があるということです。

それから、農地や原野、山林につきましては、7割ということはありませんので、原則の評価額イコール課税標準というふうになりますが、今までの経過からいって、負担調整というようなこともありますので、これも必ず一緒になるということではありませんので、お願いをいたします。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林英雄議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 答弁をいただいたわけですが、これはこの場でお願いなんですけれども、できましたら書いたものと申しますか、文書でいただければというふうに、今、改めて思いましたので、よろしくご配慮いただくようお願いをいたします。

で、この固定資産税のこの3番、3つ目のことなんですけれども、この例の417条第1項、このことなんですけれども、これ、この前、全員協議会でこの文書につきまして、一度、皆さん、議員の皆さんに提示されて、それで回収されたということでしたですね。そののあれを背景にした段階で、非常に気になる文章があります。それでこだわるようなんですけれども、その中で、価格交渉としてはお話を進めることはできかねるという、そういう文面があったんですね。これはね、本来こういうことはおかしいわけですよ。価格交渉なんていう言葉が使われること自体。

それから2つ目にね、この例の7月21日付だったと思いますが、その修正案ということなんですよね。これ私の思うところでは、その417条第1項、これをね、きちっと適用されていれば、修正案というようなね、そういう言葉は出てこないはずなんですよ。これがまずおかしいわけですよ。

それから、3つ目にね、例のあの文書を読ませて、実際に目を通させていただいて、これは前回の9月議会のときにね、要するに修正案を出した。7月21日付のあの修正案ですね。数字が並んでおりましたけれども、その中で、修正案については、この前たしか金額も申しあげましたけれども、計算式が載っております、計算式といいますか、その修正案にはあれを実際に、あの数字を計算してみますと、土地のことですけれども、課税額19万のものが5万円台になってしまうという、そういう案だったわけですね。こういうことはね、実際には起こるはずがないわけですよ、417条第1項を適用すればね。

ですからそういう意味で、ああいう修正案というものがね、何で出されたのかということについてね、これは非常に大変な問題だと、今も私は感じておりますので、その7月21日付で出された修正案について、少し説明をいただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） まず最初に出した修正案というものですけれども、修正案という言葉が、非常に誤解を生みやすく、わかりづらかったということで反省はしておりますけれども、問い合わせの話の経過で、できるだけわかりやすく説明ができればということを考えて、仮定の数値を用いて計算をしたということで、これは7月30日のものに、そういう仮定の数値を乗じて算出したということをはっきり説明しているわけですけれども、仮定のものでありながら、修正案という言葉でお示しをしたということが、非常に誤解を生んでおりまして、先ほど申しましたが、反省をしているということでもあります。

価格交渉につきましても、価格が高いという不服につきましても、村では受けられないということで、固定資産評価審査委員会の方に不服を申し立ててほしいということでございまして、そういう意味でございます。

それで、実際に土地を売ろうとした場合には、なかなか今、景気が低迷しておりまして、思う価格で売れない、どんどん足元を見られて値が下がってしまうという状況は、どこでも同じ状況でありますけれども、先ほど議員さん、時価という言葉もお使いになりましたけれども、固定資産の評価上では、適正な時価というふうに、用語の中で定義がされておりまして、これは適正でない事項を排除して出した評価額ということで、いわゆる不動産鑑定評価の額というようなことが適正な時価に当たるということでもありますので、そういうもので実際やっているということでもありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） ちょっと不可解といいますかね、私が申し上げたいのはね、この417条、これも釈迦に説法かもしれませんけれども、ここにこう書いてありますね。「登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合、直ちに固定資産税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失わないように価格等を決定し、また決定された価格等を修正して、これを固定資産税台帳に登録しなければならない」ということになっていますね。

この場合において問題なのは、その重大な変更とか錯誤、これはもしそういう場合には、市町村長は遅滞なくその旨を、当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に遅滞なく通知しなければならないというふうに決められているので、この事例ね、この修正案を出すとか出さないとか、あるいは実際に7月21日にああいう修正案はこう出されてしまったんですけれども、ちゃんとね、417条1項に基づいてやれば、別にその案なんていうような言葉も出てこないし、

そういう案なんてのはあり得ないわけですよ。

ですから、やはりそういう意味で、きちっと、繰り返しますけれども、417条1項に基づいて、そういう不服申し立てなんかがあった場合は、しかも、それが重大な錯誤とは言いませぬけれども、そういう、どうしてもこれはおかしいというような判断があった場合、やはりそういう形で適用される、417条1項を適用することによって、ああいうことは防げたのではないかというのが、私の見解であります。

で、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、とにかく非常に、先ほど前近代的な、非民主的な税制だということを最初に申し上げましたけれども、やはり何と申しますか、この当村の税務行政というもの、まだ若干、今回の場合の事例、この場合の事例から考えますと、ちょっととらえ直す、税務行政をしっかりととらえ直す必要があるのではないかという、そういう印象を持ちました。

やはり、固定資産税になぜこだわるかと言えば、やはり滞納の問題、それから多額の滞納の問題と、それから徴収率の悪さ、もうさんざん言われておりますけれども、これは我が白馬村の場合については、自治体としてはね、もうこれは異常事態と言わざるを得ないような、そういう滞納状況含めて、中でも税目で見れば一目瞭然、固定資産税が大きな要因を占めているわけで、そういう意味で、固定資産税についてこだわりを持っているわけで、再度こういう質問を、固定資産税にかかわる質問をさせていただいたということでございます。

それから、先ほど課長の方から答弁いただきましたけれども、やはりちょっとわかりにくいので、再度お願いをしておきますけれど、文面で、文書で出していただけたら、大変ありがたいと思います。

それでは、次のごみ問題に移らせていただきます。

10月の12日、ごみ処理施設検討委員会が、ごみ処理施設に関する提言書を連合長に提出をいたしました。この委員会で精力的に検討が行われたことにつきましては、大変だったと思います。この種の問題を検討するには、しかしながら、この検討委員会、期間が1年足らず、こういう検討期間はやはり私は短いと思います。そのために情報開示が不十分であり、ごみ減量目標の設定及び施設設計などの諸点について、検討不足があったのではないかというのが、私の感想であります。

また、ごみ処理施設の十分な住民合意がなければ、建設や運営がうまくいかないことは、これはもういろんな事例がたくさんございます。他の自治体の事例からも明らかであります。しかしながら、建設候補地がごく短期間に選定されたために、情報開示と地元住民との対話が十分であったとは、私は言えないと思います。

それから村長、副連合長といたしまして、村長もご存じだとは思いますが、私たち日本共産党の大北議員団が、これは10月18日のことですが、地元はもちろんのこと、3市村での住民説

明会の実施、ごみ削減計画を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画の作成、それから機種の問題ですが、ストーカ方式に限定せず、非燃焼方式など他の処理方式についての専門的な検討、この3点を端的に書きまして、この3点を牛越連合長に申し入れたことは、ご存じだと思います。

広域によるごみ処理施設建設に関して、建設地は大きな課題ですが、そのほかにも住民の理解を得ながら進めていかなければならないことがたくさんあると思います。

そこでお尋ねをいたします。候補地選定の経過と結果、ごみ処理広域化基本計画、ごみ処理基本計画の2つの計画の骨格と変更点などの住民説明会は、今後のためにも欠かせないと考えます。これらの白馬村内での住民説明会は、いつ、どのような方法で行われることになっていますかというのが第1点目です。

それから2番目は、2つ目は、新施設に併用することがうたわれているリサイクルセンターについて、建設地が大町市内に決まった場合は、分離して白馬村内につくられるのが望ましいと考えますが、いかがですか。また、残渣の受け入れ体制が検討課題になっていることをどうお考えでしょうか。

それから3つ目は、リサイクルセンター建設地や最終処分場の見通しが、3市村間の今後の協議次第ということになれば、負担割合の大幅見直しを含め、ごみ処理広域化のメリットがなくなるとはと思いますが、いかがでしょうか。

最後は、白馬村のごみ減量懇話会からの提言が出ましたけれども、生ごみの堆肥化などによるごみ減量の目標値と方法をお尋ねいたします。

以上4点ですが、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員から、ごみ処理施設建設に関する諸課題ということで、4つの項目でお尋ねをいただいております。順次お答えをさせていただきます。

1つ目のご質問は、候補地検討の経過と結果などの住民説明会は開催しないのかというお尋ねですが、広域連合では、検討委員会から候補地として出された三日町地区の合意形成に向けて全力を尽くすこととなります。三日町地区以外の3市村の住民への説明会については、3市村別々になるのか、あるいはまとめて1カ所でやるのかは、まだ定かではございませんけれども、どういう形であっても、説明会は開催する方向で依頼してまいりたいと思っております。

次に、リサイクルセンターにつきましては、議員のご意見のとおり、白馬小谷方面への設置について、調整中で今あることをご報告を申し上げておきます。

また、焼却残渣については、大町市グリーンパークで埋め立て処理をしていただきたいという方向で調整をしている最中でございます。

それから、次のリサイクルセンターや最終処分場の市村間の協議、負担割合の見直しによって広域化のメリットはないのではないかというご質問ですが、そういうことにならないよう、

3市村間で極めて前向きに協議をしているものでございます。広域化のメリットは十分にあると考えております。

最後の、ごみ減量化の方法と目標はということでございますが、減量化の取り組みについては既に申し上げているように、画期的な方法はないものの、とりあえず地道な取り組みを重ねていく以外にはないというふうに考えております。ごみの減量については、簡単に申し上げますが、平成26年度の対19年度目標値は、総排出量で18%削減の4,245トン、ごみの焼却量につきましては22%削減の2,997トン掲げて、この目標に向けて取り組むことは、検討委員会の皆さんから出された答申でも明確にしているところであります。

これにかかわる細かい数値等については、具体的に担当課長の方から説明をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 数値目標につきましては、検討委員会で検討されましたごみ処理基本計画に載っているとおりでございます。今、白馬村の目標値につきましては、村長が申し上げた数字でございます。ちなみに3市村でいきますと、ごみの排出量につきましては、全体で13%削減の1万5,020トン、焼却量につきましては、全体では21%削減の1万318トンを目標値としているものでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林英雄議員、質問はありますか。小林議員。

第12番（小林英雄君） この住民説明会、これは開催していただけるということでよろしいでしょうか。最初の質問ですけれども、今、三日市場で重点的に説明、住民の合意といいますか、それをこれからも続けてやっていただいて、その後、やはりこの一番大事なことは、先ほど申し上げたとおり住民合意という、これがもう何といても一番大事な問題だと考えますので。

これは、なぜこういうことを申し上げるかと言えば、三日市場、三日市場じゃありませんね、失礼、三日町で連合長はもう明快に、11月21日の連合議会です、説明会に触れて、この説明会におきまして、候補地選定の経過や、現在想定しております処理施設の内容等について、十分に説明申し上げると、ご理解とご同意をいただけるよう努めてまいりたいと考えておりますと、このように言われています。

候補地選定の経過や、現在想定している処理施設の内容等は、三日町住民だけの問題では決してないと。私は、繰り返しこのことはこれからも申し上げる機会があると思いますけれども、私もこの提言書は目を通したところ、正確には三日町が、これからいろいろ、まだまだ合意に至るまで、今現在まだやられていると思いますので申し上げるんですけれども、この佐野地区、正確には佐野地区も6番目の候補地になっていることは確かなので、もうぜひ、この今までの検討委員会の全般にわたる経緯について、具体的な説明を、ぜひ白馬村でもお願いしたいということ、改めてお願いしておきますけれども、まだ今のところ具体的なその説明会の日程や、そのほか今

後の予定については、具体的にはわかって、まだ、もしわかる範囲で、予定の範囲で結構ですけれども、お答えいただければ。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。このごろ11月の30日で、三日町の第1回目の正副連合長が参加しての説明会を開催をいたしましたところであります。そのときの状況は、まだ結論を出すということではなくて、今までの経過を踏まえて、ご理解をいただきたいというこの第1回目の説明会でありました。三日町の皆さん、非常にそれぞれ広域連合としての経過、検討委員会の経過等についても、非常に穏やかにお聞きをいただきました。

しかしながら、決して結果が出たわけではありません。今後さらに説明会等を開催をして、検討と申しますか、開催をすることによって、今後どうなるか、まだわからないわけであります。

したがって、今後の具体的な開催日時や方法につきましても、決定をしているわけではありませんので、広域連合とも、その話は当然詰めていかなければいけないと、こんなふうを考えております。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） このごみ処理の問題については、4点ほど質問をさせていただいたわけですが、多くの村民が希望すると思うんですけれども、このリサイクルセンターですね、これはぜひ建設地が、この新施設の建設地が大町に決まった場合、分離して白馬村内につくられるのが本当に望ましいという、そういう方が大勢いらっしゃると思うので、ぜひそのための努力をお願いしたいと思います。

それで、4点のうちですね、4点質問させていただきましたけれども、この前段に申し上げた、私たちの議員団が申し入れをいたしました、連合長に申し入れをいたしました、その残渣とのかかわりで、ストーカ方式、それ以上、何か選択肢がないような、もうそういうふうな形でもう決められたというような印象を、私も何回か検討委員会傍聴させていただきましたけれども、専門チームをつくってですね、非燃焼方式の導入、専門チームみたいなものをつくって、そういうことを検討してはどうかということを申し入れをしたわけですが、その辺のお考えはないでしょうか。ちょっと難しい質問になりますけれども。ストーカ方式以外の、今はいろんな機種が今でき上がっていますけれども。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 公式な席でまだ検討を、その今、小林議員お尋ねのご質問については、見解は出されておられませんけれども、私が思うところ、広域の検討委員会の中でストーカ方式が、現時点においては最善だということが出された結果であろうと思います。したがって、今私がこの白馬村の立場で、どちらがいいという、そういう段階にはないのではないかと、そんなふうには思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） もう時間がなくなってまいりましたので、前回、これは確認させていただけますけれども、広域連合長に私ども議員団が申し入れをしたということは、確認ですけれどもご存じですよ。

で、ごみ処理施設建設に関する申し入れということでお出しをいたしました。改めて、もう最後になりますので、読み上げさせていただきますけれども、今月12日ですね、今月12日、10月ということですが、北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会が、ごみ処理施設に関する提言をまとめまして、委員会で精力的な検討が行われたことについては、評価をさせていただきます。この種の問題を検討するには、1年足らずの検討期間は余りにも短い、これは先ほど申し上げました。ために情報開示が不十分であり、ごみ減量目標の設定及び施設設計など諸点について、検討不十分であったことは否めない、ということの前文に申し上げております。

そして、ごみ処理施設は十分な住民合意がなければ建設や運営がうまくいかない、このことも申し上げております。それから、このことは他の自治体の事例からも明らかであるということも申し上げております。それから建設候補地がごく短い時間に選定されたこと。それから、情報開示と近隣住民との対話が十分であったとは言えないのではないか、このことも申し添えております。

これらをかんがみ、北アルプス広域連合の新ごみ処理施設建設に当たり、以下の諸点ということで、3点ほど申し上げたわけですが、これを改めてこの申し入れの中身、この3点を申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

1つ目は、ごみ処理施設建設の具体化に当たっては、3市村の住民に対して十分な説明を行われないと。特に候補地選定に関する説明会は、当該区域住民に限定せず、広く近隣住民を対象として行ってくださいという、これが第1点目であります。

それから2点目は、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減は緊急かつ不可欠の課題となっております。ごみ処理広域化基本計画では、平成26年度以降のごみ減量（ごみ排出量、資源化率及び最終処分量）については、今後の検討にゆだねている。ごみ処理基本計画策定指針の指針にのっとり、少なくとも向こう10年間の削減計画（一般廃棄物処理基本計画）を早急に策定していただきたいと思います。

3つ目、これが最後ですが、可燃ごみの処理方式について。提言ではストーカ方式を前提としているが、検討委員会での経緯にのっとり、他の処理方式、例えば非燃焼方式についても専門的な検討を行っていただけたらよろしいのではないかと。

こういう3点にわたって申入書を牛越連合長に提出をいたしました。ご存じだということですので、この3点について、できましたら村長の感想で結構ですので、お聞かせいただけたら幸いです。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員が言われたものが出されたということは、承知をしておりますけれども、各項目について検討をした、私の立場で、副連合長として検討をしてはおりませんが、私の私見ということで、今、議員おっしゃられましたけれども、とにかく三日町が最終候補地となったことについては、三日町の皆様の合意形成ができなければ前進をしないことは、十分議員もおわかりのことだと思います。

あと、先ほど言いましたように、3市村間での説明会ということは、その次について回ることで、このように考えており、それはどういう方法をとるか、説明会の開催に向けては、私も要望はしてまいりたいと、このように思っております。

それから、温室ガスと可燃ごみに対するストーカ方式の採用等については、検討委員会の中でも十分検討され、たまたま白馬の飯森地区が候補地になったときも、ストーカ方式は今世の中の主流であるというようなことでの話があったことは、小林議員、十分ご存じのことと思います。そうしたことから、いろいろな角度で、現状ではストーカ方式がいいのではないかということについても、検討委員会の皆様の理解もいただけていることだと、このように思っているところでございます。

それと、ごみの資源化率の問題でありますけれども、なかなか資源化率へ向けての啓蒙啓発というのは、当然やっていかなければならないことではあります、住民一人一人のやはりその辺、意識の高揚も、何にも増して重要なことだと、このように思っております。今の時点で、具体的に数値を掲げてやるということは、非常に難しいところもある。理由を持って明示ができないのかなというふうに、正直なところ思っております。

しかしながら、だから資源化率に取り組みの姿勢が甘いというような評価になれば、大変、私自身も不本意なところでありますので、そうしたことはぜひ誤解なされないように、やはり資源化率に向けては当然努力していくという方針で、私も考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、3回が過ぎております。ほかに質問はいかがでしょうか。

第12番（小林英雄君） 最後に一言だけ申し上げさせてください。とにかく飯森の事例を待つまでもなく、徹底した情報開示、これが何よりも最重要だと考えますので、このごみ処理施設問題、まだまだ、広域連合長は繰り返し広域議会で言われておりましたけれども、とにかく3市村による話し合いを、これからも協議を続けるということ、再三繰り返して言われたことを記憶しておりますので、ぜひその線に沿って努力していただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 以上で、第12番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。明日12月10日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日12月10日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労様でした。

散会 午後 3時04分

平成22年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成22年12月10日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成22年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成22年12月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第11番	高橋賢一
第3番	太田伸子	第12番	小林英雄
第5番	太田修	第13番	太谷正治
第6番	松沢貞一	第14番	下川正剛
第7番	柏原良章		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田忠
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	松澤衛
観 光 農 政 課 長	篠崎孔一	建 設 水 道 課 長	倉科宜秀
環 境 課 長	丸山勇太郎	総務課長補佐兼総務係長	山岸俊幸

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成22年第4回白馬村定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順序を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第13番太谷正治議員の一般質問を許します。13番太谷正治議員。

第13番（太谷正治君） おはようございます。13番、太谷正治でございます。

3問をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

初めに、白馬村所有の施設について。

全国的にも第3セクターの経営が、どこでも赤字というのが一般的になっておりますが、白馬村の状態・状況はいかがでしょうか。お教えをいただきたいと思っております。

1番目に、白馬岳宿舎を中心とする山小屋の集客状況、また、毎年出てまいります雪害による被害状況の金額、山小屋から村への収支のバランスはいかがでしょうか。

2つ目としまして、白馬岳は、1つの山に2つの宿泊施設がありますが、将来の見通しとして、1つの施設になる可能性、また必要性はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

下の平に行きまして、岳の湯、グリーンスポーツは、深空地区よりの借地となっておりますが、借地金額はどのくらいでしょうか。また施設の売り上げはいかほどでしょうか。それらとのバランス等々はとれているのでしょうか。

また、両施設とも、山の上も下も振興公社が管理・運営を行っておりますが、その振興公社の売り上げ、経営状況等々はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

また、将来的にも現有の施設でいくのか、今後の見通し等々、民間出身の村長を自負している村長に、今後の経営状況、ビジョンがあればお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員からご質問をいただきました、白馬村所有の施設について、4つお尋ねであります。順にお答えをまいりますので、よろしくお願いをいたします。

1番から4番まで、一括お答えをさせていただきたいと思っております。

白馬村振興公社が指定管理者として管理運営をしている公の施設について、今、幾つかのご質問がありましたので、山小屋、岳の湯、グリーンスポーツの状況をまとめてお答えをさせていただきます。

まず、頂上宿舎を初めとする山小屋の集客状況でございますが、今年の夏の宿泊状況は、7月から9月までのベースで、頂上宿舎が3,651人で前年比28.5%増、天狗山荘が1,329人で20.2%の増、猿倉荘が479人で16.5%増、八方池山荘が1,720人で12.1%の減となっております。

昨年夏の大変な天候不順に比べ、今年の夏は天候にも恵まれ、いわゆる山ガールに代表される登山ブームもささやかれ、大いに期待をしたところではありますが、7月に大雪渓で落石死亡事故があった影響からツアーのキャンセル等もあり、4施設で前年比865人の増と、期待ほどの伸びには至りませんでした。

山小屋の雪害状況であります。今年も頂上宿舎の屋根、外壁、客室の天井等に雪害が認められ、約360万円で修繕をいたしました。ちなみに21年度は、頂上宿舎で17万8,000円の雪害があり、20年度は頂上宿舎304万円、八方池山荘172万円、天狗山荘51万円の雪害があったところでございます。

また、小雪渓の避難小屋が雪崩により全壊し、昨年1,100万円余りをかけ、新たに建設したことは、ご承知のとおりでございます。ただ、雪害についてはいずれも保険が100%適用されており、一般財源の持ち出しはほとんど生じておりません。

山小屋関係の収支の状況でありますけれども、21年度公社の事業別損益計算書によりますと、4施設合計の損益は約1,700万円の黒字で、山岳共通の経費を引くと、若干のプラスの状況になっているところであります。

白馬岳の山小屋についてであります。登山客の減少により、山小屋の経営も厳しい状況の中、経営の合理化を図っていく必要はありますが、具体的な方針を出すまでには至っておりません。現在、村では白馬岳の頂上宿舎のほか、天狗山荘、猿倉荘、八方池山荘の4施設を有しておりますが、既に白馬尻小屋は平成19年に営業を休止し、3年の休止期間を経て、今月廃止届を提出することになっております。山小屋全体の経営を考える中で、今後の方針を具体的に詰めてまいりたいと考えております。

岳の湯、グリーンスポーツに関するご質問であります。借地料は予算書に記載のとおり年間800万円で、売り上げは21年度岳の湯1,257万円、グリーンスポーツ3,670万

円余りとなっております。岳の湯については、食堂事業を中止したため、売り上げは大幅に減少をしております。岳の湯とグリーンスポーツを合わせた損益は400万円余りの赤字を計上いたしております。

振興公社全体の経営状況でありますけれども、これらの施設と道の駅白馬を振興公社が運営をしておりますが、21年度一般会計収支決算は、単年度ベースで見ますと1,000万円程度の支出超過になっており、経営状況は厳しいという状況でございます。

次に、民間出身の村長として、村有施設の経営及び未来ビジョンの施策についてのお尋ねでございますが、村施設の経営については、今お答えをいたしましたように、白馬村振興公社を指定管理者に指定して、経営を委託をしているところであります。各部門ごとの経営状況については、今申し上げましたように、厳しいというのが実情であります。

部門別に見ますと、山岳事業については、極端に採算性が悪かった白馬尻小屋を、19年に営業を休止をいたしております。頂上宿舎、天狗山荘、八方池山荘は採算性は悪いものの、山岳登山にとり、それなりきの貢献をしている施設であること、そしてまた歴史的な背景もあることから、簡単に結論を出すわけにはいかないところでありますけれども、しかし、今後の経営を考える立場からすれば、できることなら指定管理者、あるいは委託にかかわらず、分割してでも委託契約に応じてくれるところから、今始めているところでございます。

猿倉荘は経年とともに社会情勢も変わり、登山者のスタイルも変わり、本来、猿倉荘がベース基地して果たしてきた宿泊施設としての役目は終わったと考えております。したがって、とりあえず営業形態を根本的に変えて、経営の効率化から始めたいと考えております。

グリーンスポーツについては、平地観光の拠点としての位置づけにあることを考え、採算性を考えながらも、観光の一翼を担う大事な施設として、今後のありようについて検討を進めているところでございます。

なお、岳の湯については、議会の皆様に既にご相談をさせていただいたように、経年による老朽化も激しく、施設を改善するには多額の費用がかかること。そして沸かし湯の設備であることから、利用者の数も減少し、採算が著しく悪く、保養施設としての経営は無理なことから、地権者である深空地区の皆様のご了解もいただき、ほかへの転用ができるか、今検討をしている最中でございます。

道の駅についても、部門別実績を分析をし、その原因と改善策について検討を進めているところであります。

以上、施設についての現状と、今後の運営について検討中であることを申し上げますけれども、今ここで具体的なことを申し上げられませんが、3月議会までには一定の方針を出してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

議員お尋ねの、白馬村所有の施設についての答弁を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷正治議員、質問はありませんか。太谷議員。

第13番（太谷正治君） ただいま山小屋、それからグリーンスポーツ、岳の湯等々のお話を聞かせていただきましたが、よっぽどの登山ブーム、また景気がかなりよくなってこない、こちらの施設がうまく生きてこないのではないかと思います。そういった意味で、先々を見越すような形でビジョンを進めていかないと、後になって取り返しのつかないものになってしまうかなあと思っております。

例えば道の駅ですが、どちらかというと中途半端な位置にありまして、また、駐車場も中途半端でありますし、施設も、ここでなくちゃいけないというようなものではないと思います。そういったことから先々のことを考えると、立地のいいところに移転するということも考えるべきじゃないかなあと思っております。

山小屋の方も、雪害がひどくなければ、そんなに被害額は出てこないと思いますけれども、雪害がひどい場合、何のためにやっているのか、避難小屋の傾向が強くなっていくのではないかなあと思っております。ですから経営的に見まして、ある程度魅力のあるものにしていかないと、なかなかお客さんに来てもらえないのではないかなあと思っております。その辺を踏まえて、もう一度お考え方をお聞かせいただければと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

今、太谷議員から再質問をいただいたわけでありまして、山小屋については、すべて一括でというのはなかなか厳しい状況にあるかと思っております。したがって、答弁を申し上げましたように、1つ1つの施設を分割してでも委託、あるいは指定管理者等の希望を募ることから始めていかなければいけないと、こんなふうに思っております。ただ、ご指摘の雪害等による持ち出しについては、保険対応でできるような方法を講じておりますので、現在までは一般財源を大きく持ち出しをするということにはなっていないことが唯一の救いでありまして、今後も経営を続けていく上に当たっては、そうした対策を講じていかなければと、このように思っております。

白馬頂上宿舎については、民間の施設と、大きな施設が2つあるわけでありまして。なかなかその両施設を埋めるような登山者のお越しは、期待するにはちょっと厳しいという状況でありますし、今後に向けても両施設がいっぱいになるようなことは、なかなか想定しにくいという状況にあるかと思っております。そうしたことを踏まえながら、今後の効率的な運営については、いかようにすることが好ましいのか。相手のあることでもありますので、そうしたことも踏まえながら、対策を講じていく時期にきているということは、議員ご指摘のとおりでありますので、何とか具体的な方針を出してまいりたいと、このように思っております。それには議会の皆様方のご理解も必要になってまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

また、道の駅の場所等を考えて、さらにはその採算性を考えるときに、非常に施設そのものが

中途半端であろうと。加えて位置的にも問題があるだろうというご指摘をいただきました。今、売り上げ等について申し上げましたが、全体的には黒字が出ているとはいうものの、それぞれの部門別の損益計算書を見ると、決して楽観ができる状況ではございません。辛うじて物販がほかの部門を支えているということで、基本的に経営スタイルを考えなければいけないことも事実ですが、まず先駆けて、部門別の採算性がとれるような、そんな取り組みを今、進めているところでございます。

そして、駐車場が狭いということにつきましては、何とか駐車スペースを確保できないかということで、お隣にありました温泉施設の駐車場が借用できないものか、いろいろ折衝をしたところでありますが、まだその施設所有者と管理をしている権利関係が大変複雑な状況にあるようがあります。したがって、今の段階で我々がそれについて口を挟む余地もないことから、しばらくは静観せざるを得ないのかなというのが状況でございます。

議員ご指摘の、今後についての抜本的な対策として、建設位置を変える時期にもきていてはないかというお話がございましたが、今抱えている問題を当然クリアをするためには、そういったことを考えなければいけないわけでありますけれども、今、課題となっております松本糸魚川高規格連絡道路がどこの位置を通るかで、この道の駅を新設、建設をするにしても、そうした道路との兼ね合いも大きな問題となってこようかと思えます。

そしてまた、高規格道路の一日も早い着工を願うところでありますけれども、想像するに、着工に至るまでには、まだまだ相当の年数を必要とするように思われます。そうした中で、今その建設を先行することには、まだリスクを伴う面もあろうかと思えます。

そうしたことを総体的に考えれば、何とか現有施設で効率が上がる方法を考えていくのが、今、最善の策ではないかということで、今、取り組みを進めているところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。このことも含めて、3月議会には何とか具体的な方向を定めてお知らせをしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷正治議員、質問はありませんか。太谷議員。

第13番（太谷正治君） ただいまの答弁で、3月には大体的見通し案が出るということでございますので、期待をしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。観光局につきまして。

観光局長が退職されるようですが、またその退職の理由が、私どもにはしっかり伝わってきておりませんので、お教えいただきたい。

2番目には、局長が退職に当たって、今後の新民宿宣言、観光対策、雑誌や広告、インターネットによる集客・配宿などの事業の展開はどのように変わっていくのか。また、その路線を続けていくのかどうかを教えていただきたい。

3番目には、局長採用の時期の決定と、条件があればお聞かせいただきたい。

4番目には、観光局における局長の職務は、白馬村の観光を左右するものであります。局長が変わることにより、今後どのようにシフトしていくのか、早目に村民に周知するべきと思うのがかか、お教えいただきたいと思えます。

先ほど、先日、同僚議員が観光局についてお尋ねをされたと思えますが、ダブるところは省いていただいて結構でございますので、お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太谷議員から、2つ目の観光局についてのお尋ねでございます。

まず最初の、局長退職についての理由とのお尋ねであります。これにつきましては、昨日、篠崎議員からご質問をいただき、お答えをしたとおりでございます。12月をもって、一身上の都合により退職をしたいという辞表が提出されたことを受け、受理をし、理事会にも報告をして、了解をいただいたところでございます。

2つ目の、退職に当たっての今後の新民宿宣言及び観光対策、雑誌や広告、インターネットによる集客・配宿などの事業の展開はどのようになるかとお尋ねであります。今年度中の事業につきましては、局長不在のまま、次長が局長の業務を代行して、事業執行に影響がないように努めてまいりますので、よろしくお尋ねをいたしたいと思えます。

また、次年度の事業計画に当たっては、村の予算編成にあわせて事務局内の、今、検討を行っているところでございますので、よろしくお尋ねをいたします。

3番目の、局長の採用の決定の時期と条件があればとお尋ねでございます。新たな局長に関しての採用については、時期も条件についても、今、全く白紙の状況でございます。また、今後については、人事については、いろいろな角度から検討もしていかなければならないことも多々ございます。観光局全体の方針も含めて、それらが決まり次第、理事会や議会の皆様にも説明をし、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお尋ねをいたします。

最後の、観光局における局長の任務についてのお尋ねでございます。議員、局長が変わることによって局の方針が変更、方向が変わるのではないかとご心配をされてのご質問だというふうに思っておりますが、基本的に局の方針は、局長がだれになろうとも、顧客が何を求めるか、求めているか、これがまさに優先し、そのニーズに合った商品を提供することが、今の時代対応の観光だというふうに考えております。

したがって、それを基本にした姿勢は変えることなく、事業の推進を図ってまいりますので、局長がいなくなったから、急にその方針が変更、大幅な変更がされるものではないことをご理解をいただきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありますか。太谷議員。

第13番（太谷正治君） ただいま答弁いただきましたが、一職員の退職であれば、ああそうですか、わかりましたといったような形で受理できると思うのですが、事は重大でございます。白馬村は観光立村でございます。その頂点に立つ観光局長が、自己の都合で、一身上の都合でやめたいと、そういう都合のいいことが通るのでしょうか。私には大変腹立たしい思いをしております。

何点か関連で質問をいたします。局長の任期というものは、一体いつまでであったのでしょうか。

それから、現在11月、12月は、何か有給休暇で休まれているということをお聞きしますが、有給休暇というのは、あの人たちにはどのくらいの期間あるのでしょうか。とれるのでしょうか。

また先ほども言いましたが、任期途中で退職は余りにも無責任であり、自分勝手ではないかと思っております。局長との職務責任放棄には罰則、またペナルティーというものはないのかあるのか。

また局長の給与が、当初年俸400万ということで契約されましたが、後に800万に変更となったと聞いておりますが、局長の所得が観光局、または村から、それ以外の所得というものはあるのかないのか。あれば、どのくらいであったのか教えていただきたい。

また、局長不在期間の間の代理者は、次長であると先ほどお答えをいただきましたが、その辺もう一度確認をお願いしたい。

村長として、また理事長として、局長を選任した任命責任はあるのかないのか、お答えをいただきたいと思っております。

また、観光局の中でも、今後村としての負担額が増加していくことを、人事面でも民間の企業の人たちが引き上げる傾向があるように聞いております。また、そうなると村として増加を避けられないのではないかと思います。その辺の対応をどのように考えているか教えていただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 幾つかご質問、再質問いただきました。答弁漏れがあったら、またご指摘をいただきたいと思っておりますけれども、任期については、当初公募したときには2年ということでございました。2年というその解釈でありますけれども、就任が当初6月だったことから、正式には2年後の5月31日ということになるわけでありまして、予算が伴うことから、22年度の春から施行したわけでありまして、それは最終的に理事会の決定も経て決まるわけでありまして、一応年俸制であったことから、当然それが否認されたときには、否認をした結果が反映をされるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、今、有給休暇を消化しているというふうには、とれるのかというお尋ねでありましたけれども、局長という肩書ではありますけれども、局の職員でございます。したがって、有給は

法律で認められているところであり、11月から有給で休んでいるわけではなくて、11月、法に定められた期間を有給として消化をしているということで、私の見解としても、職員の当然の権利だと。これは局ばかりではなく、この役場の庁内においても、民間企業においても一緒のことと、このように考えております。

それから、任期途中でやめることは余りにも身勝手ではないかと、その立場から身勝手ではないかというお尋ねでございます。私自身としても任期途中でやめることは、非常に不本意であります。しかしながら、局長もそれなりき的人格を持った個人でございます。そうした中で、いろいろ熟慮しての決断だと、このようにとらえております。

そうしたことから、ぜひ私としても、本人が一身上の都合でと、こういうことに対しては、慰留もいたしましたけれども、その決断は変わらなかったということで、受理をいたしたところでございます。

ただ、たまたま12月で決めたということに対して、途中でというお話は、当然一般の方は持たれると思います。しかし、本人の思いとしては、今答弁を申し上げましたように、観光局も23年度に向けての予算編成中でございます。そうしたことから、3月まで仮に勤めたとしても、予算編成に当たって、本人の意向がそこに出されることは、次、新しい年度の事業執行について、逆にマイナス面が出るだろうということから、局長自身は配慮をしたということであろうかと思っております。したがって、その執行に携わらない方が問題が多いということから、12月いっぱいをもってという決断に至ったのではないかと、こんなふうに想像もしているところでございます。

また、給与が400万から800万円になったということについては、既に何回もご説明をしてきたところでございます。ただ、これも理事会の皆さんにもお諮りをしてきたところで、結果としてご承認をいただいていた額の決定であります。そうしたことから、800万円が高いかどうか、それぞれ見解の違うところのあるもやむを得ないことかと思っておりますけれども、職務の実態、そして周囲の状況等からも判断をしながら、ここで生活をしていく、その保障として800万円を決めたわけでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、この800万以外の収入を局長は得ているかとのことでありますけれども、村としては800万円以外、一銭も出してはおりませんので、誤解のないようお願いをいたしたいと思っております。

ただ、あえて言わせてもらうならば、職員でありながら局長ということの肩書をもったがために、逆に本人にとっては、失業保険等の適用が受けられなかったという点については、局長自身も、非常に収入という面について、またやめた後の保障という面については、当然受けられる権利が、肩書のために受けられなかったというマイナス面もあったことは、つけ加えておきたいと思っておりますし、今年度から、22年度からの契約については、あくまでも1年契約ということでございますので、その後の継続するかどうかは、その評価、そして理事会の決定によるところで

ということは、本人も十分承知しているところでございます。

それから、局長不在中の決裁はどうするのかということでございます。これについては、事業執行については、当然従来どおりの、22年度の事業計画に基づいて推進をしてまいります。局長がそれぞれ人脈を生かして、いろいろな方面につながりをつけてくれたことについては、職員も同行しながら、十分継続をしていけるというふうに思っておりますので、事業の執行には当面問題はないと、このように考えておりますし、この不在中の決裁については、私が決裁をしていくということになります。

そして、局長を任命した者としての責任をどう考えるかということでございますけれども、私としても、当然こういうことを予想をしていたわけではございません。任命をした者としても、任期途中でやめることになったことは大変不本意であり、残念に思っているところでございます。

そして最後に、議員ご指摘の、こうした厳しい経済情勢の中で、本来、観光局を設立をするときに、各民間企業からの出向をベースに局の組織運営がされてきたところではありますが、長引く景気の低迷等により、出向をしておられる会社も、もう出向を出せないというような状況になれば、観光局の運営もさることながら、組織そのものが大変な状況になってくるわけでございます。

先ほどの、最初のご質問にもご答弁を申し上げましたように、もう観光局の今後の存続をどうするかというところまで戻るような形になることも、今、想像ができるわけありますので、私としては、この白馬村の観光の中核を担う、せっかく7年前に立ち上げた観光局がなくなっているものか、大変危惧をするところでありますが、このところでもう一度立ち返りながら、理事の皆さん、議会の皆さん、さらには会員の皆さん、そして広くは村民の問題として、村の今後の方針を出していかなければいけないと、大変重い、白馬村の将来を左右する問題だと、こんなふうに深刻にとらえているところでございます。

議員ご指摘のように、当面の問題としても、出向職員の引き揚げというようなことになれば、それにかわる人材をどうするか、人件費をどうするかという問題が発生してくることは、議会の皆さんにも既に多少お話をした経過もあるように記憶しておりますが、今後は皆さん方と、さらにこの話については詰めさせていただきたいと、このように思うところであります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷正治議員、質問はありませんか。太谷議員。

第13番（太谷正治君） 非常に残念でございます。と申しますのは、確かに局長として人格、個人のものでございますが、局長となって、かなりの金額の投資を執行中でございました。その結果が一向に出ていない状態で、おれはやめたというんじゃ、これ、おさまりのつかないところに白馬村がほうり出されたようなもんじゃないんでしょうか。かなりの金額、局長のために、局長が執行した分だけでも、かなりの金額が出ていますと思いますが、ほかの職員で代行できるというお答えでございましたけれども、私どもには局長が雑誌の広告をするに当たっても、私だからこ

の金額になったんだよと、私だからこれができるんだよと、立て板に水で我々に説明をいたしました。こういった事業は、すぐ結果の出るものではないんですが、それにしても余りにも無責任としか言いようがないわけでございます。

先ほども申しましたように、これについての責任というのは、じゃあ白馬村で村民の皆さん勝手にやってくださいよと、私はもう途中で嫌になったからやめましたと、理由はどうかは知りませんが、そういうふうに言われたのと同じで、非常に白馬村民が侮辱されたとは私は受け取っております。村長は人格のある方ですから、そういう言葉は使わないんだろうと思いますけれども、村民の皆さんにすれば、憤りの持っていくところがないんじゃないかなあと思っております。

最後に、局内の人事等々につきましても、役場から人間を送るんじゃないしに、手を挙げていただくような、おれはこれが得意だからやりたいんだといった形で、局長じゃなしに局員も募集し、その中で、自分の働きでご飯を食べられるような局にするべきだと思っております。そうしないと、簡単に村からのお金を湯水のごとく使い、結果として広告費に上げられたものはわずかなものでございます。非常に残念至極でございます。もう一度村長のお考え方をお聞かせください。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） はい、お答えをさせていただくとともに、私の考えも申し上げさせていただきたいと思っております。

太谷議員から大変厳しいご指摘をいただきました。人それぞれの考え方はあろうかと思っております。お金を湯水のごとくという表現も、私にはいささか気にかかるところでありますけれども、これについても、21年度事業については、それなりに理事会で報告をし、決算もいただいて、総会でも承認をされているところであります。

何も仕事をしていないということでございますけれども、1つ宣伝に、何も全体で使っている金額は非常に少ないというふうにおっしゃられましたけれども、いささか太谷議員も、今まで観光局がやってきた宣伝等について、ちょっと認識の違うところをお持ちではないのかなあと、こんなふうに思っております。

1つ、お金を観光局の宣伝費を使わずにも、取材記事として相当なテレビ、新聞、雑誌等での広告がされております。この露出度合いは、どなたが、外から見た方々が相当評価をしてくれております。その媒体へ出た露出度については資料もございますので、また議員必要ならば提出もさせていただきたいと思っております。

ただ、私としても取り組んだ基本的な方針は間違いでは決してなかったと、このように思っております。新民宿宣言が目指すところについては、議員も十分おわかりのことだと思っておりますけれども、これについても、今の時代対応の観光の1つとして、新民宿宣言は何とかやり遂げたい、実行すべきだという理事会の意見もあった中で、事業の推進が図れたわけであります。

とは言いながらも、なかなか新しい取り組みの中で、受け皿になってくれる方々の手の届きが少なかったということで、この今、2軒からスタートいたしましたけれども、この2軒のスタートについても、理事の皆さん、そしてそれぞれの地区の観光協会会長さん初め皆さんが、相当努力をしていただいて探した結果が、2軒になってしまったわけでありますけれども、その状況を少しお話を申し上げますと、1軒のお宅、要するに2009年新民宿宣言の宿として経営をしている状況の中での料金は、6,500円でやっておられます。

その09年の実績を見ますと、2010年の7月の時点では157%というようなことで、売上げで見ましても、前年対比205%強というようなこと。年間通して、始まったのが7月からでありますので、7月から今年の10月まで平均をしてみますと、昨年比171%というようなこと、さらには新しくその中で来られたお客さんが57.4%というような状況で、新規顧客が増えております。そして、このお宅については売上費では226%になっているというような実績となっております。

もう1軒のお宿について言いますと、7月から10月末までの合計で、宿泊者数で言いますと252.9%、新規の顧客率が66%強、売上げの昨年比は330.2%強というような状況になっております。

そうしたことから、この新民宿宣言というのは、ただ単にその民宿という意味ではなくて、この求めているところは、やはりお客様へのもてなしとか、いろいろ体験学習をその中に組み込むとか、課題を多くクリアをしているわけであります。こうしたことから、決して民宿の方ばかりではなく、こうした取り組みはペンションの方への、そしてホテルの方々にもつながるものだと、こんなふうに考えております。

今、議員もご承知だと思いますけれども、白馬村の場合は新民宿宣言ということでやっておりますけれども、今年になって新たに農家民宿というようなことで、この近隣の村も始めております。そういったことから言えば、局長も目指していた、やはり人より早く、そしてそのシステムの中でオンリーワンにならなきゃいけないという基本的な精神が生かされている、このように考えると同時に、これを2軒ではなくて、引き続き数を増やしていく、これも大きな結果であろうということから見れば、議員ご指摘の何もやっていないと、結果が出ないということ。

観光全体で見ますと、なかなか2年、3年で結果が出るわけではございません。十分ご承知のことだと思います。そうした中でも、徐々に結果が出つつあるということも、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷正治議員の質問時間は、答弁を含めて9分です。

質問はありませんか。太谷議員。

第13番（太谷正治君） ただいまは民宿の売上げ等々、パーセンテージを教えてくださいましたが、私も民宿の方に聞きましたら、片方は10部屋、もう1軒は3部屋を出しているというこ

とであります。それに226%、229.5%、結構な数字でございますけれど、それでいいのでしょうか。じゃあ何で2軒が増えていかないんですか。どうしてどんどん、これだけいいものだったら、何でどんどん増えていかないんですか。おかしいじゃないですか。

当然、村長の言われるように、いいものだったらどんどん増えて当たり前だと思いますよ。それが何で増えていかないんですか。その理由をお尋ねします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。今、この新民宿宣言については、モデルケースとして始めたいということで取り組みを始めたところであります。確かに議員ご指摘のように、私自身もモデルケースで始めたとは言うものの、これが5軒、10軒につながってくれることを大いに期待をしているところであります。

こうした、今わずか2軒というお話でありましたけれども、やはり手を挙げるにも実態がどうなっていくか、非常に不安に思っておられる方も大勢いると思います。そうしたことから、手を挙げなかった方もいると思います。正直、手を挙げた方もほかにも大勢おりますけれども、何とかきちっとして、お客様のニーズにこたえられるものとして、手始めとしてモデルケースはこういう形のスタイルのお宿を選びたいという、局としての方針も出ていたことも事実であります。そうしたことから、手を挙げる方も、手を挙げたけれども該当する人はいなかったということも事実のように聞いております。

まだ始まって、7月からわずかの月数であります。これが来年度に向けて、再来年に向けて、何とか大勢の人に参画をしていただくように頑張っていきたいと、このように思っております。

それには、いろいろ批判をするよりも、その実態をご覧になっていただくことも必要ではないかなと。私も機会があるごとに、そういった、どういう対応をしているのか、観光局が求めたところはどういうところにあるか、食事はどうなのか、そういうところもご覧をいただいて、ああ、それならおれもやってみよう、そんな空気を何とかつくっていききたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷正治議員、質問はありますか。太谷議員。

第13番（太谷正治君） たくさん増えることを願っているようですが、観光局の目指しているところが、ほかの宿屋でわからないんじゃないでしょうか。今聞いていまして、じゃあどういう資格が要るんだよと、どういうおもてなしをしたいんだよと、具体的なものを出していかないと、じゃあおれも参加してみようかということにはならないんじゃないでしょうか。

ですから、部屋は壁仕切り、ドアは施錠できる、大ぶろがあり、男女で分かれている、トイレは水洗である、お迎えする気持ちが宿の人に、お客さんをお迎えするためにはこういったことが必要だよというものが、一々紙媒体でも構いませんから、それをすることによって、増やす努力をすることによって増えていくんじゃないでしょうか。

村長の言われるような形でいると、参加して手を挙げてきた人に一々説明して、じゃあ私はこれじゃあだめだから断念するわというのが、実際は多いんじゃないでしょうか。私はそう思いますが、いかがでしょう。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。太谷議員、ちょっと誤解をされていると思います。情報が各会員のところへすべて届いていたのかと言われれば、私もちょっと明確な返答はできないところでありますけれども、少なくともこの事業計画については、それぞれの地区の常設観光協会の役員の皆様方を通じて、当然その役員の皆さん、理事になっておられますから、その方自身が地区を歩いて候補を募ったという経過もありますので、私からすれば、その情報が出していないということになれば、いささか私も今初めてお聞きをして、ちょっとそんなことがあったのかというふうに思っているところではありますが、当初の理事会での話では、そういうことでは決してなかったというふうに、私自身は感じております。

ただ、最初に申し上げましたように、情報の発信という点については、局としても、よかれと思ってやったことが、決して末端まで届かなかったとすれば、局の情報発信の仕方が悪かったということで、大いに反省をしなければいけないと、このように思っておりますし、この事業がこれで終わるわけではありませぬので、今度、自主放送等も通じて、さらにきめ細かな情報が出せるものと、このように思っておりますし、一般の村民の皆様にも、この新民宿宣言のお宿自体を理解をしていただくことも可能であろうと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太谷議員、答弁を含めて1分少々です。質問はありますか。

第13番（太谷正治君） まだまだ観光というものは、これからであろうかと思えます。これからも我々も注視し、注目をし、応援をしていきたいと思えます。元気のある観光の村にできればと思っておりますので、その願いだけお伝えして、私の質問を終わります。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了いたしましたので、第13番太谷正治議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第5番太田修議員の一般質問を許します。5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。今回は、私が最終質問者になるわけでございますが、前回の議員さんと重複する部分があるかと思えますが、よろしくお願いをしたいと思います。

また、今日は3項目に分けて質問をさせていただきます。

まず第1点といたしまして、観光施策について。2問目といたしまして、住民福祉について。3問目といたしまして、学校教育について。以上3点についてお伺いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず第1点の、観光施策についてお伺いをさせていただきます。

国や県によります経済対策事業も、円高等の影響を受けまして、その効果も非常に鈍く感じているところでございます。村の基幹産業であります観光面でも、回復の兆しが見えず、村内の財政状況はますます疲弊化している状況でございます。村長公約であります協働の村づくりに基づき、官民が一体となって英知を出し合い、観光再生を図ることこそが、喫緊の課題であると考えております。平成23年度事業方針と、それから予算編成の時期を迎えまして、今までの検証、そしてまた今後の重点施策等につきましての取り組みにつきまして、お伺いをしてみたいと思います。

まず第1点目の、デスティネーションキャンペーンに合わせ、村は大きく宣伝を図り、そして進めていきたいということから、3,100万円の増額の提案がありました。その内容につきまして、ちょっと説明させていただきますと、100万円をDCキャンペーンの費用に、そしてまた1,000万は白馬小径、フットパス、あるいは学習旅行の拡大、あるいは食文化の推進、そしてまたお土産品開発などと説明がされました。

また宣伝関係では2,000万を計上し、月刊誌への紙媒体での宣伝をする旨の説明でしたが、その内容、そしてその結果、そして、またその効果の予測についてお伺いをしたいと思います。

2点目といたしまして、行政と観光局の役割で、相互メリット効果が十分に生かされた組織体制ができているかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また3点目では、観光局の定款の第3条の目的についてお伺いをさせていただきます。

まず1点目といたしまして、観光局の目的の(4)になりますけれども、地域産業にかかわる商品の企画・立案並びに販売のあっせんとありますが、現在どのような状況で、どんな取り組みをされているか、その辺についてお伺いをいたします。

また、2点目といたしまして、(9)になります、飲食店、土産品店の経営とありますが、この対応はどのようになっているのか。

そしてまた3点といたしまして、(5)、順番は入れかわりますが、(5)になります、旅行業法に基づく旅行業とありますが、現在、局と、それからまた振興公社の双方が、国内一般旅行業者としての供託をしているわけでございます。案内所も、振興公社でやっておりました駅前観光案内所に局が進出したこと等も含め、両方の必要性があるのか、その辺についてお伺いをいたします。

4番といたしまして、商工会の経営改善事業の強化の有無についてでございます。この件につきましては、先日、議会と老人クラブとの懇談会の中で、こういった困っている厳しい状況の中で、一体だれが、どういう形で、どこへ、どういう方面に相談ができるのかというような意見が出ておりました。とりわけ私は、こういった経営改善事業の充実がいいのではないかとこのよう

なことから、その件についてお伺いをさせていただきます。

また、5といたしまして、遊歩道、白馬小径、あるいはきこりの道の再整備計画があるのか、それについてお伺いをいたしたいと思います。

以上5点です。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員のご質問にお答えをさせていただきます。大変多岐にわたっております。答弁漏れ等については、また再質問をしていただきたいと思います。

1つ目の、2,000万円計上の月刊誌、紙媒体の内容と、効果予測についてでございます。

広告出稿は、アウトドア系の雑誌「ファロー」に1回、「ランドネ」に3回の広告出稿を行い、広告掲載をした同雑誌、及び「朝日新聞be」や「BE-PAL」で登山の記事を掲載をさせていただいたところでございます。

媒体効果測定であります。全員協議会でご説明をいたしましたように、ホームページへのアクセス状況を、八方尾根、白馬大雪渓、五竜トレッキングコースなどの山岳情報のページビュー数の増加が見られたことは、雑誌への情報掲載と相乗効果があったと認めているところであります。また今後、「ランドネ」には3月までに2回掲載を予定しているほか、3月にはムック本の発刊も予定しているところであります。

次に、2つ目の、行政と観光局の役割分担で相互メリットが生かされているかというご質問でございますけれども、事業執行に当たって、この役割分担は当然できております。それによる相互メリットということ、具体的にどのようなことを指しておられるのか、ちょっと理解のできないところもありますので、もし私の見解が違っていたら、お示しをいただきたいと思います。

言われるように、当然観光局の場合には、官民の垣根を超えて、地区や業種、垣根を超えて白馬村が一体となった取り組みが必要であることから、組織を見直して、従来の連盟の組織を見直して、白馬村観光局を立ち上げ、それぞれの立場で役割を担いながら事業を進めてきたことは、ご理解をいただけるものと思います。

1つの例であります。インバウンド事業で申し上げますと、行政側は、滞在中の交通基盤整備として、ナイトシャトルバスの運行について、国の補助制度に関する所管業務や、関係機関との相互調整を行いながら、索道事業者は、インバウンド用のリフト券共通化を実現をし、宿泊施設においては、お客様の受け入れに施設面、サービス面でご満足をいただける努力を重ねていただき、観光局は、利便性を高めるためのバスルートの設定や情報発信、旅行社との商談に、村内事業者とともに参加するといったような、1つの事業に、それぞれの機関が役割を担い合う取り組みが行われ、その結果としての積み重ねが、今日の年間4万人を超える外国人の宿泊につながっていると感じております。

今後とも、観光局がその中核となって、地域や事業者の意見を取り入れながら、1つ1つの事

業を具現化をして、相互にメリットが感じられるよう、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の、観光局の定款の目的にある事業についてのご質問についてお答えをいたします。

まず1つ目の、地域産業にかかわる商品の企画・立案並びに販売のあっせんの取り組み状況でありますけれども、平成21年9月10日から、白馬セレクトとして良品計画の有楽町・池袋・難波の大型店3店舗で、白馬の豚カレー、紫米など、7品目の取り扱いをしていただいて、販売をいたしているところでございます。

今後も、この白馬セレクトについては販路の拡大、地産地消の促進など、検討をしていきたいと考えているところでありますけれども、何といたっても白馬の泣きどころは、特産品の数が少ないことにあり、なかなかその認知が高まらないという状況がございます。そうした観点から、この販路拡大を進めてまいりますが、改めて特産品開発に向けた官民の取り組みを進めていかなければならないと感じているところであります。

それから、次の旅行業法に基づく旅行業に関してであります。

今、議員お尋ねの件については、振興公社と観光局、2つがこの旅行業法の資格を持ちながらやる必要があるのかどうなのかというふうなお尋ねと理解をいたしております。これは、今後の村の施設の運営の中で、説明をいたしませんでしたけれども、この両方が資格を持つことは決して有利なことではないということから、1つに統一をするというので、1つこの振興公社の持っている仕事の内訳と、観光局が持っている事業・役割の内訳、それらを精査をしながら、統一できるものはしていくと、合理化を図っていく予定で今検討をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

4つ目の、商工会への経営改善補助事業の強化でございますが、現在、商工会の改善補助として、村から商工会へ750万円の支出を行い、商工会員への経営改善相談、指導に充てられており、この事業は今後も継続してまいりたいと考えております。また、経営改善事業とは別に、さらに商工会との連携事業を進めていきたいと考えております。差し当たり23年度においては、村内で目立つようになってきた空き店舗に、適正な事業者が営業を再開できるようなシステムづくりについて研究や、商工会が熱意を持って取り組んでいる白馬ガレットを初めとする白馬そばの里プロジェクト事業の推進を支援をしながら、白馬の特産品化を来年度予算編成の中で具体的に検討してまいりたいと考えております。

5つ目の、白馬小径やきこりの道の遊歩道再整備についてであります。白馬小径については今年度観光局の事業で、従来の小径を見直して、村内のエリアごとにコースを設定し、新白馬小径として再整備をして、新たにマップも作成をしたところであります。来年度以降、さらなる整備とともに、観光素材として活用を図ってまいりたいと考えております。

また、きこりの道についても、昭和50年代に整備されて以来、その存在が忘れ去られた感が

あった道であります。近年のウォーキングやマウンテンバイクの利用者も見かけるようになってまいりました。再整備の声も聞かれる中で、既に今年の夏には村観光局、地元観光協会等で一部整備活動を行ってきたところでもあります。この15日には、関係する行政区、議員の皆さん方にもご参集をいただいて、再整備とその後の維持管理について、話し合いの場を設けることといたしておりますが、観光資源としての有効利用できるよう、地域の協力体制を築きながら整備を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で1番目の答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） デスティネーションキャンペーンに合わせた宣伝の関係でございますが、ランドネの関係で、3月に発売になるというように、今お伺いをいたしました。

一応、昨年の3月議会で、執行者である首長より提案されました観光局の増額予算の説明に伴いまして、紙媒体に対する懸念等の意見もありましたが、村長2選目に向けた取り組みに期待をしたところでございます。執行者の提案に対し、議会も審議・承認をしたのに、なぜこの時期に間に合わなかったのか、その辺について、その理由をお伺いをしたいと思います。

また、ぜひ議決案件につきましては、村長の立場として、リーダーシップをしっかりと握っていただき、自信を持って事業の推進に努めていただきたいと思います。願うところでございます。

また、関連といたしまして、昨日の同僚議員の説明の中で総務費、そしてまた事務費の予算等の予算流用が約82万ということをお伺いいたしまして、各それぞれの当初予算との食い違い等が発生しているわけでございます。これはあくまでも流用的な、一時的な処理であって、数字が確定次第、どのような形で私たち議会の方にも、その説明をしていただけるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、今の体制では一般会計からの支出、捻出予算等につきまして、議会の方で審議をされるわけでございますが、実際執行にかかると、局の理事会がその執行権を持っているわけでございまして、全くその内容がつかめていない状況にあります。この辺の改善も含めて、ぜひ何とか風通しのいい、すっきりした形の中での方法をお願いしたいなと思っております。

また、3点目といたしまして、平成22年度の第2回の定例議会におきまして、同僚議員の方から質問がありました。観光局の作業所にかかわる賃貸借契約のことですが、その後につきまして、改築工事、あるいは花壇の植栽に伴う土の入れかえ、あるいは駐車場整備作業等が実施されたように聞いておりますが、この工事の緊急性がどのくらいあったのか、そしてまた金額並びにその請負業者の選定をどのように行ったのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。

第5番（太田 修君） ごめんなさい、まだ続けます。すみません。

それから、新民宿宣言にかかわる局の方から捻出する経費がどのくらいあったのか。また、株

式会社グラウンディングラボ社に対する、これには企画料とか、あるいはプロジェクト関係業務委託料等があるわけですが、この辺が数回にわたって捻出されているというふうに聞いておりますが、その業務の内容、そしてまた金額、そしてまた契約期間がどのくらいあと残っているのか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 太田議員、余り項目が多いので、ちょっと区切ってやるように。

第5番（太田 修君） ああ、わかりました。じゃあ以上4点で区切らせていただきます。お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。最初におわびというか、昨日の一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、私の方からの説明で、ムック本の出版について、きちっとした説明の足りなかったことを、おわびをいたしたわけでありましてけれども、私としましては、あの時点で、このデスティネーションキャンペーンに合わせて出版をするというふうに、私は発言をした記憶はないわけでありまして、ただ、冷静に考えてみていただくと、あの四季を通じた白馬を紹介するに当たって、あの時期はちょうど夏の時期でありました。当然、秋・冬の取材をして、初めて編集に入るわけでありまして。そうしたことから、デスティネーションキャンペーンに合わせて発刊をするという整合性が当然なかったのに、どういうことで、ああいう発言になってしまったのか、ちょっと意図とするところの表現とは違ったのではないかと、こんな反省をしているところでございます。

昨日もお答えをいたしましたように、決してこの事業執行に当たって、不透明さがあるというふうにも理解はしておりませんし、またこのムック本作成に当たっては、公募した皆さん方からも、非常に積極的に進めるべきだということで、今、編集員の一人として大勢参画をして、3月の発刊に間に合わせるよう編集を進めているところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

次の、一般会計から観光局に対しての負担が大変大きくなってきていること、ご指摘のとおりでございます。その内容については、決して不透明なところはございませんけれども、透明化ということは何にも増して大事なことで、こんなふうに思いますし、今後も今まで以上に、その透明化については、局との連携も深める中で、実現をしていきたいと思っております。

そしてまた、今最後に太田議員の方から、新民宿宣言にかかわるグラウンディングラボのこと等いろいろお話がありましたが、私として残念なのは、どういうところからそういうものが出てきたのか。新民宿という名前が出ていれば、すべて新民宿のところへ持って行ったのか。これはちゃんとした総勘定元帳等に記載をされて、すべて公にされていることでもありますから、局の担当者としても、意図的にそういうことができるわけではありません。まして、多少知識を持っていただければ、すぐわかることでもありますけれども、一たん活字にして外へ出すと、往々にして

これは何だ、不正をしているのではないかというようなことにつなげて解釈をされるのは、大変不本意なことだと、このように思っております。

この件については、書いたものが出回っているようであります。それに基づいて、きちっとまた機会を設けて説明をさせていただきますので、その結果でご理解をいただければと、このように思っております。私もざっとしか見ておりませんが、事実と違う数字も計上されている等、いろいろ問題もありますので、ぜひそんなことでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問漏れはありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） 答弁漏れもありますけれども、ちょっと今ここで。

デスティネーションキャンペーンの発刊に伴います宣伝の媒体の関係で、発刊の食い違いがあったというふうに言われたわけでございますけれども、私どもの聞き方も悪かったのか、私どもは、一応、今年はDCキャンペーンに伴い、それに向けて村がまとめて宣伝を大きく打っていくんだという解釈でございました。この辺は見解の違いかと思っておりますので、次にいかさせていただきます。

それから、今の新民宿宣言の関係でございますが、私の聞きたいのは、どういう仕事内容か、そしてまたそれに対する金額がどのくらいなのか、当然契約が行われていると思っておりますけれども、その金額、そしてまた、なおかつその契約が残っているのかどうなのか、それについてお伺いしているわけでございますが、出回っている書類云々とは全く関係がないと言えおかしな話なんです、そういう観点からでなく、その辺についてお伺いをしたいということでありますので、お願いをしたいと思います。

あと2項目、二、三項目ありますので、一緒にその答弁をいただければと思っておりますが、続けてよろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） 太田議員、3つくらいまでにして、また次に言ってもらうようお願いしたいと思います。

第5番（太田 修君） わかりました。じゃあ、すみません。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） それじゃあ、太田村長の方から答弁をお願いをしたいと思います。先ほどの質問の中で、風通しのよさというようなこと、それから、今の新民宿宣言の関係についての答弁、お願いしたいと思います。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。風通しのいいということについては、もう私自身も何も隠すことはございませんけれども、ただ、そのすべての数字の発表については、負担金だけではなくて、会員の負担金もあって、観光局の総予算となるわけでありまして、その辺については、透明性を高めることについては、何ら異論もございませんので、その手法、方法等については、早急に答えを出していきたいと、このように思っております。

それから最後、表現はちょっと違っていたことは、おわび申し上げますけれども、太田議員の言われる個々のその金額、内容等については、通告にないもんですから、今、私、資料を持ち合わせておりません。資料に基づいて、またお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長（下川正剛君） 担当課長で、数字は把握はしていないですか。この新民宿宣言の関係については。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 太田議員がおっしゃっている相手先というのは、グラウンディングラボ社と、東京にある会社というふうに承知をしております。

新民宿宣言に当たりまして、少し金額のことは別としまして、ここを通じまして、新民宿に関してのいろいろな企画等、ともにやってきたということがございます。その中で、具体的なちょっと金額については、現在持ち合わせをしておりますので、また後ほど精査をしながら、またお示しをさせていただきたいと思います。申しわけございません。

議長（下川正剛君） 太田議員、よろしいでしょうか。太田議員。

第5番（太田 修君） 先ほど風通しのいいっていうのは、3, 100万の増額分に対するの質問でありまして、それ以外のものにつきましては、観光局の組織がございまして、その中にも監査があり、いろいろな形ができておりますので、そこへ触れるつもりは毛頭ございません。3, 100万円に対するの、どのように使われていったか、これについて、もしわかる範囲で、またご説明をいただければと思います。

それから、今、課長さんからもご説明をいただいたわけですが、グラウンディングラボ社という、その業務の内容、それが一番知りたいんですよね。それとそれが契約でやっていて、その契約がまだ残っているのかどうなのかというところも、もしわかったら結構ですが、もしあれば、まとめて後でまたお答えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次へ進まさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁はいいですか。

第5番（太田 修君） はい、いいです。それでは、次へ進まさせていただきます。

平成21年第4回の定例議会におきまして、公共交通網で利用される人たちに対して、DCキャンペーン等もあわせながら、北回廊、私はそのときにこうやってやって、これを見せたかと思えますけれども、こういう形のものがあって、乗り放題、2日乗り放題ですか、こういった非常に便利なものがあるんで、ぜひ検討していただきたいというようなことでご質問をさせていただきました。

前回、DCキャンペーンにもあわせながら、前向きに検討していただけるという回答をいただいたように記憶しておりますけれども、DCが、キャンペーンが始まって今日に至っているわけですが、この辺についての取り組みの状況を、もし、どんな状況であるか聞かせていただ

ければと思っております。

それから、観光局長の辞任に伴い、現在、現在っていうか、あと今のところ後任者については白紙だよというような答弁を聞かさせていただきました。一応任期は12月末ということで新聞等で報告を受けておりますし、また先ほどの同僚議員の答弁の中で確認をさせていただきました。

12月までは給与、あるいはまた賞与があるかどうかわかりませんが、そういったものが支払われていると思います。また休暇につきましては、これは法的なもので当然権利であると、私も考えておりますが、しかし、12月末までは一応籍がありますので、決裁関係については、ぜひ、ぜひというか、当然期間内でやっていただくことが必要ではないかと思っております。

また、今後退職後ですね、いろいろな問題等が発生したりしては、問題という言い方は変な言い方にとらえていただければあれなんですけれども、例えばこういうふうになっていたけれども、支払いがどうなっているのか、そういった問題を防ぐべく、また役場でもやっているとおりに、事務引き継ぎ、これはきちっとやっていただくべきではないかなと思っております。これにつきましては、役場、理事者、理事長を初め理事の方が当然きちっと引き継ぎをして、確認をしていく必要があるのではないかと、私はそんなふう考えております。

また、1月以降の職務代理につきましては、先ほど次長が、その職務代理になるということで、お伺いをしました。私もちょっと局のことについて、局の運営規則ですか、これをちょっと見たわけですが、第2条に役員の職務で、第3項に、「観光局長は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき及び代表理事と観光局の利益に相反するときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。」また局の方の決裁規定になりますけれども、観光局長は専決事項ということで、5万以上100万円未満、1件100万円以上は代表理事となっております。当然、私の考えでは、当然5万円以上は、最終的にはすべて代表理事の決裁になるものだなあと思っております。こういったこと等も含めながら、観光局長という職務は、非常に重要ポストであるわけでございます。

これから、今のところ白紙で、来年度について言われておりますけれども、やっぱり平成22年度の事業、そしてまた予算編成が確実にきちっとできてこそ、いい運営ができていくのかなと、こんなふうに思っております。そんな中で、先送りするのではなく、そういう意味でも検討委員会等を立ち上げるなりいたしまして、いい方向での体制、いいスタートを切れるようお願いをしたいなど、こんなふうに思っております。

それから、予算の関係というか観光の関係で、もう1点ちょっと関連になりますが、ちょっとお聞きいただければと思います。先般、河津町の方から議員視察がありまして、バスで来られました。私は駐車場へ来たときに、本当に河津桜の、桜がこう一面にボディーにかかれています。なるほど雑誌等の媒体だけではなく、こういう宣伝方法もあるんだなど、認識をしたところでございます。県下でも山ノ内町、あるいはまた小布施町等も、そういったバスが使われているわけで

ございますけれども、ぜひ観光面、観光宣伝の立場からも、そういったバスの検討も、新年度に向けて、もし可能であれば取り組んでいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。DCキャンペーンの関係、それから観光局長の、はい。DCキャンペーンの取り組みの今の状況。そして観光局長の今の12月までの任期の関係。そしてバスの関係。はい、観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） まず、DCキャンペーンに絡めましての、いわゆる2日フリーパスというような関係でございます。レールを含めたフリーパスという部分でのご質問でよろしいでしょうか。ちょっと質問の、最初のフリーパスの関係、北回廊の関係でございますね。

白馬村のみならず、DC効果を上げるには、長野県全体で、それぞれのいいところをつなぎながら集客に努めると、これが大きな目的であったかと思えます。村だけの要望では、なかなかこのパスの中で組み込むということは難しく、やはりエージェント、あるいは一番は、やはり今回はJR東さんとどう組めるかというところが、最大のポイントであったかと思えます。

なかなか、やはり新幹線からの起点とした、レールを含めたフリーパスというような商品化が、いろいろ検討は重ねてまいりましたが、難しい状況にあり、ご承知のとおりリゾートビューふるさとを起点とした商品化に力を注いできたということがございます。

今後、何日か滞在をしてのフリーパスというようなことは、利用されるお客様にも当然メリットを生じますので、それらと宿、そこをうまく絡めながらの商品化につきましては、また意識をしながら、JRさんとも、またエージェントさんともご提案をしながら検討を進めてまいるといった状況で、ご了解をいただきたいと思えます。

それから、私の方からは、あとバスの関係でのお話もありました。いわゆる動く広告塔と言われているような、広告効果でございます。方々でも、それぞれの自治体のマイクロバスにもラッピングをして、イメージとして走っているというバスも見受けられます。

現在、白馬村の取り組みとしましては、新宿白馬間のバスを利用して、ラッピング装飾をしながら、そこを都内での宣伝効果をねらうというような手法はとっております。それ以外にはやっておりません。ラッピングも、かなり費用もありますけれども、こういうもの、いわゆる村の宣伝としてどういう手法を考えるのか、その辺のことは、また他の事例にも学び、有効な手段があれば、またそれはそれとして検討していくという考え方で進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方から事務局長、局長不在の折のお尋ねについてお答えをいたします。

事務の引き継ぎについては、当然きちとした事務引き継ぎはいたしてまいります。

それから、金銭にかかわる面については、これは局長すべて1人でやっていたわけではなくて、

その金銭については、局の経理を担当している職員もおりますので、その辺については透明性は十分あるものと思っております。

そして、任期としては12月末までありますけれども、決裁については、現在私がすべて、年度中は、不在の間は私がしていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。答弁まで含めて、あと20分であります。質問は簡潔にお願いしたいと思っております。

第5番（太田 修君） はい、わかりました。ではすみません、続けさせていただきます。

商工会の関係でございますけれども、昨年の指導件数が1,666回、うち融資相談が114件で、金額にしまして9億6,900万。それから、あっせんが成立したものにつきまして、そのうち101件の9億420万でございます。不成立が13件あって、6,480万というような内容でお伺いをしました。

今、商工会の方の取り組みとして、空き店舗の方を強化していくんだということで、非常にいい取り組みであるし、またいろいろ協力できることは、していきたいなあと考えております。

いずれにしても、今、なかなか税金の滞納からいろいろ始まりまして、なかなか村の経済が疲弊しているというような中で、行政として何かこう受け皿というか、的な相談できるような、そういったものができないものかというような内容だったかと思っております。

これについて、すぐ云々ということは難しいかと思っておりますので、ぜひ前向きに検討をしていただけたらと、こんなふうに考えております。

それから、東山を中心としました遊歩道の関係でございますが、先般、同僚議員の方からも質問があったとおり、今、森林整備事業等が非常に大きく行われているわけでございます。その中で東山の遊歩道、あるいはまた姫川沿いの道路ですか、こういったところを整備することによって、もっと観光客の客層が増えてくるのではないかなと、こんな気がしております。ぜひこの辺につきましても、何というか、前向きにつながる道、つながるコースとして計画を立てていける、そういった行政指導もいただきながら、また地域の人がそういった貢献ができたらなど、こんなふうに考えておりますので、ぽつんぽつんの事業実施でなく、何とかうまくつながっていくような形での行政指導等もお願いできたらと思っております。

以上につきまして要望で、次の項に移らせていただきます。

それでは、2番目の住民福祉についてお伺いをさせていただきます。

高齢者や子どもをめぐる事件、あるいは問題など、そしてまた景気低迷に伴います社会不安等が非常に厳しい状況が続いております。村長公約の中で、「住民と行政の協働の村づくりを進めるために、自助・共助・公助の意識が必要不可欠」と言っておられました。

今、個人情報保護法の施行などに伴いまして、行政の過剰なまでの反応を指摘する専門家もおります。村では、第4次総合計画に基づき、住民支え合いマップづくりが進められておりますが、

その状況についてお伺いをいたします。

まず、1つ目といたしまして、その進捗状況はどうなっているのか。

そして、またその作成に当たりまして、被害時の要援護者登録申請書等の提出があるわけですが、これに対して、なかなか協力できないっていうか、未提出の人たちを、どのような形で地域として担っていくのか。

そして、また3番目といたしまして、行政区未加入者は結構あるのかと思いますけれども、その人たちを、こういった緊急時、あるいは住民支え合い等の中でどのように位置づけをし、どのように取り組んでいくのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、2番目のご質問である住民福祉についてのお尋ねで、支え合いマップづくりに関連し、3項目のご質問をいただいております。多少長くなりますが、順番で説明をさせていただきます。

この災害時の住民支え合いマップは、地図上に要援護者や支援者、避難所、医療機関など、地域の情報を記載することにより、災害が起きたときに要援護者の安否確認、避難や支援を迅速に行うための手段として活用することを目的としているわけであります。

地域支え合いマップの地区策定状況については、7月の16日に講師をお招きをし、各地区役員が参加をしていただき、災害時住民支え合いマップづくり研修会を開催をし、マップの必要性の講義と、模擬マップづくりを指導いただきました。この研修を受け、内山、沢渡、堀之内、深空の4地区が、マップづくりを進めたいと手を挙げていただき、9月30日に、4地区とマップづくりを検討しているみそら野地区が参加をし、マップづくりの進め方の説明会を開催いたしました。その後、佐野地区も加わり6地区となりました。

各地区では、現在地区役員等による地区推進体制がつくられ、要援護者に関する調査を進めているところであります。どの地区におかれましても、地区の皆さんの理解が必要と感じており、自主防災組織と連携した取り組みを進めているところでございます。

次に、災害時の要援護者登録申請書等の未提出者の扱いについてのご質問でありますが、マップづくりに当たっては、要援護者が趣旨に同意をし、災害時要援護者登録申請書兼登録台帳を提出することにより、初めてマップに記載することができるわけであります。提出のない方については趣旨を説明し、何回かお話をしていく中で、ご理解をいただくよう努めたいと考えているところでございます。

次に、行政区未加入者などの扱いと問題点についてのご質問であります。このことについては、太田議員から平成22年3月議会の中でもご質問をいただいたかと思っております。個人情報保護の問題と絡め、家のことは構ってほしくないといった考えや、行政区に加入していないので、どこの

だれが居住しているのかわからない、その人は住民であるのか、または別荘的に暮らしているのかもわからないということも、作業が進まない原因の1つだと考えております。

区未加入世帯については、住民福祉課で転入の手続をされる際に説明をし、区に加入するよう協力を求めているところでもありますし、また、かつて特定の区域において区を立ち上げてもらいたいと思い、総務課で説明やアンケート調査を実施した経過もありましたが、個々の価値観の相違などから、区としての形成に至らなかった現状がございます。煩わしいことは避け、思うがまま、自由気ままに生活をしたいとの思いは、だれでもがあることでありますけれども、できればそうしたという思いを否定することのできないことも事実でございます。

しかしながら、私たちが生活するこの地においては積雪寒冷地で、生活基盤が整い、便利で、お金を払えば大概のことはしてくれるという都市部とは違い、そのような環境が享受できない田舎であるわけでもあります。また、毎日が常に平穏で生活できるとは限らないわけでもあります。先人がこの地で生きる手段として、親戚、仲間、隣人、地域が助け合い、支え合い生活をしてきた歴史があるわけでもあります。この地に生活する以上、行政も努力をいたしますが、ぜひご理解をいただき、一緒になってマップづくりを進めていただきたいと思いますと考えております。

最初の取り組みでは、完璧なマップができればいいわけではありますが、なかなか個々の事情により、そうもいきません。また要援護者の状況も日々変化することから、年に1回は更新をしていただきたいと思いますと考えてもいるところでもあります。不完全でもマップの形にし、見直しを繰り返し、活用を進めるうちに、だんだんと同意をしていただける方々を増やしていきたいと、そんな取り組みを進めたいと考えております。

マップをつくるのが目的ではなく、あくまでもマップは災害時の要援護者の避難誘導等の1つの手段でございます。高齢化社会に向かっている今日、このマップづくりを機会に、日常生活において互いのプライバシーを守りつつ、住民相互の支え合いである共助の仕組みが構築をされ、地域での見守り、支え合いへと発展するものと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間は答弁を含めてあと9分です。

質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 今、住民支え合いマップづくりについて、いろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。

一応、各地区によっては避難場所が変更したりとか、いろんなことがあろうかと思えますけれども、区の役員さんが加わり、そういったことは、一緒にやっていくという大前提の中ですので、多分問題はないかとは思いますが、その辺の確認を、ぜひお願いをしたいなと思っております。

それから、今、各地で民生委員さん不足等が問題になっております。大きな意味では、市町村

合併等によりまして定数が減少されたりというような中で、また地域によっては、補助員みたいなものをつくって対応しているというようなお話も聞いております。特に白馬村は、今言ったように、大きな行政区的な地域が、そのままこういったところ、行政区に入っていないというような状況、あるいはまた白馬は豪雪地帯でもありまして、冬の屋根雪等の管理等に伴う民生委員さんの仕事も非常に多くなってきているわけですが、今現在、各小さい集落になるかと思えますけれども、持ち回しをしている、あるいはまた、今、民生委員が実際に手が届かないような場所等があるかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） ただいまのご質問でございますが、村長の答弁の中にもございましたように、区、大きな区は1つ、また小さな区は複数で、担当民生委員の区分けをしながら行っているという部分がございます。そういった中で、村長の答弁にもありましたように、特定な部分に区の組織をといるお話もさせていただきましたが、そういったところに人口の定着者が多くなっている部分もございますので、現在の中では、国の1つの目安とする戸数に近い部分の中で活動はさせていただいておりますが、今後、定住者の動向によっては、そういった部分もまた考えていかなければいけない部分は想定をされますし、行政でも議論はしているところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 一番は、見る人が寝込んでしまったんじゃ、何にもならないことだし、大変な作業であるなというのも実感しておりますので、ぜひそういったバランス等を考えながら、需要と供給のバランスを図っていただけるような方法で、もし見直しが必要であったら、ぜひお願いをしていきたいなと思って、次に。

すみません、議長さん、何分くらいありますか。

議長（下川正剛君） あと、答弁を含めて5分です。

第5番（太田 修君） それでは、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から12月16日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、12月17日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月16日までの間を休会とし、

その間、定例会日程表のとおり各委員会等を行い、12月17日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労様でした。

散会 午前11時58分

平成22年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成22年12月17日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成22年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成22年12月17日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

日程第 2 発委第 8号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への拙速な参加に
反対する意見書

日程第 3 発議第 3号 大糸線存続に関する意見書

日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

平成22年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成22年12月17日 午前10時より
2. 場 所 白馬村議会議場
3. 応招議員

第1番 横田孝穂	第8番 田中榮一
第2番 篠崎久美子	第11番 高橋賢一
第3番 太田伸子	第12番 小林英雄
第5番 太田修	第13番 太谷正治
第6番 松沢貞一	第14番 下川正剛
第7番 柏原良章	
4. 欠席議員
なし
5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田 忠
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	松澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠崎孔一	建 設 水 道 課 長	倉科宜秀
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山岸俊幸		
6. 職務のため出席した事務局職員
議 会 事 務 局 長 太田文敏
7. 本日の日程
 - 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
 - 2) 追加議案審議
発委第8号（産業経済委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決
発議第3号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決
 - 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
8. 地方自治法第99条の規定により委員長から提出された議案は次のとおりである。
 1. 発委第 8号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への拙速な参加に反対する意見書
9. 地方自治法第99条の規定により議員から提出された議案は次のとおりである。
 1. 発議第 3号 大糸線存続に関する意見書

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成22年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、分割審査をさせていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第6番松沢貞一総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 平成22年第4回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告。

本定例会におきまして総務社会委員会に付託されました議案1件、陳情4件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

1、議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第4号）について。

概要は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,315万8,000円とする。

1、総務課関係でございます。

1、主なものは、1、1款1項1目議会費を109万9,000円減額するもの。これは議員報酬175万円減額、議員手当44万3,000円減額などでございます。議員1名欠員となったことによるものでございます。臨時職員賃金27万3,000円増額、備品購入費15万5,000円増額。これは議事録整備のためでございます。

2番、2款1項1目一般管理費を416万2,000円減額するもの。これは職員手当400万円減額、臨時職員賃金176万6,000円減額、社会保険料176万6,000円増額といったものでございます。

3番、2款4項6目長野県議会議員選挙費141万円増額するもの。これは来春行われる県議

会議員選挙に伴う経費でございます。

4番、8款1項4目公債費を138万1,000円減額するもの。これは耐震診断委託料45万9,000円減額、耐震改修事業補助金60万円減額といったものでございます。

質疑において、議会費の備品購入費15万5,000円具体的には何かという質問があり、行政側より、議事録整備のためテープレコーダーとDVDプレーヤーを購入するものという答弁がありました。

また、防災費は減額されているが、耐震診断の件数はという質問があり、行政側より、住宅1件と体育館避難対策2件、八方と飯森の体育館という答弁がございました。

続きまして、税務課関係でございます。

主なものは、2款2項1目税務総務費を176万1,000円増額するもの。これは職員手当125万5,000円増額、職員共済組合負担金57万3,000円増額、人事異動によるものでございます。

質疑は、特にありませんでした。

続きまして、環境課関係でございます。

1番、歳入の方で、19款4項1目雑入を420万5,000円増額するもの。これは衛生手数料154万3,000円増額、雑排水処理量が当初見込みより増加したことによるものでございます。

2番、歳出の方でございますが、4款1項1目環境衛生費を218万円増額するもの。これは雑排水収集処理委託料150万5,000円の増額等でございます。

3番、4款2項1目塵芥処理費を60万9,000円減額するもの。これは、ごみ袋販売手数料45万5,000円減額、粗大ごみ処理手数料50万2,000円減額、資源ごみ手数料34万8,000円増額といったものでございます。

質疑におきまして、カップの館の水道光熱費は村が負担するのかという質問があり、行政側より、村の施設であり村が負担している。当初予算は年間で6万円だが、使用電力量がかさんだため2万円を補正するものという答弁がありました。

続きまして、住民福祉課関係でございます。

1番、3款1項1目社会福祉総務費を911万円増額するもの。人件費の増額。当初5名が1名増員の6名となったためということでございます。

2番、3款1項2目老人福祉費を365万5,000円減額するもの。老人福祉施設措置費200万円減額、配食サービス事業委託料120万円減額などでありまして、施設の利用者が見込みより減ったためであります。

3番、3款1項3目障害者福祉費を489万9,000円増額するもの。これは自立支援給付費590万円増額、自立支援医療給付費160万円減額するものであります。県リハビリセン

ターへの入所者の期間の延長や人数の増、それから通所のための送迎費用、自立支援事業の強化などによるものであります。

4番、3款1項7目福祉医療費を169万8,000円増額するもの。これは重度心身障害者医療給付費400万円増額、乳幼児医療給付費250万円減額、これは精神2級まで拡大したこと、高額入院の人が増えたことによるものであります。

5番、4款1項2目保健予防費を91万3,000円増額するもの。これは新型インフルエンザ対策事業75万1,000円増額等でございます。

質疑におきまして、重度心身障害者医療給付費が増額になった理由はという質問があり、行政側より、22年度から対象が拡大され、精神2級の人まで拡大された。その分を含めて、昨年の2倍強となった。また高額な医療費がかかる人が2名出たため増額となったという答弁がございました。

また、新型インフルエンザ対策についての質問があり、行政側より、高齢者だけが対象の事業、免除申請は現在まで69名、村内でインフルエンザの予防接種をした人は、11月末で3,200人、うち65歳以上の人は1,100人、費用負担は65歳以上の場合1,000円で、村から3,000円の補助が出るという答弁がありました。

続きまして、教育委員会関係でございますが、主なものは、1、9款1項2目事務局費を144万円増額するもの。これは幼稚園就学奨励費補助金41万1,000円の増額でありまして、規則の改正によるもので20名が対象となっています。それから、クマ被害防止事業130万円の増額、これは通学の自動車借上料で、北小は大型2台、中型1台を16日間借り上げ、南小は役場の10人乗りマイクロを役場の職員が運転したということであります。

2番、9款1項3目教職員住宅費を35万8,000円増額するもの。これは教職員3名分の民間住宅借上料に対する助成でございます。

質疑におきまして、1、幼稚園の就学奨励費補助金は規則の改正により増額となったが、41万1,000円で済むということかという質問があり、行政側より、当初予算は290万8,000円で、41万1,000円増額した結果、合計331万9,000円となったという答弁がございました。

以上、議案第47号につきまして、それぞれの担当の審査が終わり、議案第47号について、総務課、税務課、環境課、住民福祉課、教育委員会のそれぞれの所管事項の質疑が終了後、それぞれ採決をした。そのいずれも委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情4件につきまして、ご報告申し上げます。

陳情第5号 白馬村情報公開条例並びに白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情でございます。

平成22年11月11日受理、提出者は中村敬、渡辺俊夫。

陳情の趣旨は、平成18年6月7日に交付された地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）に基づき、公文書の取り扱いに関する事項を補完するため、速やかに他の自治体の事例に倣い「白馬村情報公開条例」並びに「白馬村情報公開条例施行規則」を改正することを求めるという陳情でございます。

質疑におきまして、1、議事録を公開するのに、現状ではどのくらい時間がかかるかという質問があり、行政側より、おおむね2カ月をめどとしている。ただし正式な議事録ではないが、ホームページには、議長の許可を得て参考資料として、それより早く出しているという答弁がありました。

2、白馬村情報公開条例の対象となるのは、村議会だけでなく、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会など、他の行政委員会も該当するのかという質問があり、行政側より、他の行政委員会も対象となるという答弁がございました。

3、陳情理由の1については、議会終了後3カ月とあるが、趣旨は理解できるが、議会としては、その時間をできる限り早くできるように、議事録の作成を進めるしか方法がないのではないかという意見がありました。

4、議事録公開にかかる時間を2カ月をめどにという話があったが、もっと早くするには予算的にはどうかという質問があり、行政側より、人を増やしたり、予算をかければ確実に短くすることはできる。本定例会では機器の整備のための補正をお願いしたところであるという答弁がございました。

もし、電磁的記録を公文書にする場合、かなりの費用がかかるのではないかという質問があり、行政側より、個人情報の処理など難しい事情が出てくるので、高度な機器類の整備は最低でも必要になり、相当の費用がかかるだろうという答弁がございました。

6、陳情理由2の、視覚障がい者に差別的という文字があるが、行政の考えはどうかという質問があり、行政側より、定例議会の議事録については、読み聞かせができるように社協の職員がテープに声を入れて対応している。それは議事録が公開された後になるので、遅いということはあるかもしれないが、差別というのは当たらないという答弁がございました。

次に、11月12日の信濃毎日新聞によれば、長野市、大町市では、行政情報は原則公開が基本で、電磁的記録も基本的には対象としている。また費用がかかるという問題を言っているが、大町市では実施している、白馬村はおくれているという感じがする、行政はどういう見解かという質問があり、行政側より、現時点ではさまざまな問題があり、白馬村では電磁的記録等は公開文書として条例化していないという答弁がありました。

続きまして、陳情書の添付資料として、大町市、安曇野市、長野市の情報公開条例施行規則があるが、近隣の町村はどういう条例かという質問があり、行政側より、条例については条例のつ

くり方があり、実際にどういう運用をしているかはわからないが、大北管内では、池田町、松川村、小谷村は、白馬村と条例の作り方が同様である。大町市は条例の作り方が違う。テープの媒体自体は公開対象にしている。ただし、どういう出し方にしているかはわからないという答弁がございました。

続きまして、陳情理由3の、ケーブルテレビで放映されたことをもとに述べる意見は有効性を持たないとするが、一般常識で言えば、きちんとした意見になるのではないかという質問があり、行政側より、有効性を持つか否かは別として、映像は公文書の扱いではない。しかし、発言責任はあるので、たとえ映像であっても、それに対する意見に対しては相応の対応は必要となるという答弁がございました。

続きまして、反対意見として、電磁的記録を公開するという場合は、さまざまな個人情報や公開に適さない情報の処理をする必要がある。例えば教育委員会の場合、特に個人情報が多い。たとえ名前を伏せても、少数の生徒の中では簡単に特定することが可能であり、議事録の取り扱いには慎重を期す必要がある。その意味で電磁的記録を公開することは、教育委員会に関しては非常に難しいという意見がございました。

また、反対意見として、議会においては本会議・委員会は傍聴ができる。また本会議は放映されているので、議事録ではないが、現在行われていることは即座に知ることができる。電磁的記録を公文書とするには、人員の増や予算的なこと、個人情報の処理など、さまざまな課題があり難しい。現状では正式な議事録をできる限り早く出す努力をすることが、最善の方法ではないかという意見がございました。

討論はなく、採決したところ、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第8号 ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情でございます。

平成22年11月16日受理、提出者は長野県医療労働組合連合会執行委員長茂原宗一。

陳情の要旨は、看護師など夜勤交代制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実施することを要望するというものでありまして、

1、ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、日本政府はILO看護職員条約149号条約及びILO夜業条約171号条約を批准することという陳情でございます。

質疑におきまして、夜業勤務の改善をしてほしい、すなわち大幅増員をしてほしいという趣旨だが、ILO条約との関係はどうかという質問があり、労働条件の改善や大幅増員という課題とILO条約を批准するという2項目の課題があり整理する必要がある。前者については理解できるが、後者については問題がある。例えば簡単に言えば、医療現場で看護師が一斉に休憩に入る

ということが起きれば回っていかない。そういうことは日本では規制されている。

2、ILO条約を批准していない理由は何かという質問があり、行政側より、日本では看護師に対しても労働基準法が適用され、他の労働者と同様に最低労働条件が確保されている。しかし、看護師が働く病院等の保健衛生業の特殊性から、一斉休憩等の規定が適用除外とされている。また深夜業の定義の中で、ILO条約と日本の法制とでは時間帯が異なる。健康状態の強化についても、健康診断の中で異なる問題もあり、慎重に検討する必要があるという答弁がございました。

賛成の立場から、働く者の立場からは理解できるという意見がございました。

反対の立場から、日本では、労働基準法、労働安全衛生法が整備されており、労働者の立場は確立されている。ILO看護条約・夜業条約を批准することは慎重に検討すべきだという意見がございました。

討論はなく、採決したところ、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第9号 子宮頸がんワクチン接種費用への公費補助を求める陳情でございませぬ。

平成22年11月19日受理、提出者は子宮頸がんワクチン接種費用への公費補助を希望する住民有志、代表森君枝。

陳情の要旨は、子宮頸がんワクチン接種費用への補助を積極的に進め、子供たちが将来がんにかかる危険性を少しでも減らしていくように要望するというものでございます。

1、子宮頸がんワクチン接種費用への補助をできるだけ早期に、遅くとも平成23年度から実施すること。

2、接種費用の全額補助をすること。

3、補助は償還払いではなく、医療機関における現物給付とすること。

4、補助実施当初の5年間においては、対象者を中学生、高校生及びそれ以上の年齢で、接種を希望する人まで広範囲に実施することを要望するというものでございます。

村民の800名分の署名とともに提出されました。

質疑におきまして、子宮頸がんワクチン接種は、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンと3本立てで、平成23年度末までに実施されるが、負担割合は国が2分の1、村が2分の1となっている。24年度からはどうなるのかという質問があり、行政側より、予防接種法の定期接種化に移行になり交付税の対象となる。9割は交付税でみるということになるという答弁がございました。

続きまして、23年度の予算はどのくらいかという質問があり、行政側より、子宮頸がんワクチンだけで580万円くらい、国が2分の1負担するという答弁がございました。

3、対象はどこまで考えているかという質問があり、行政側より、中学1年生から3年生まで、国は中学1年生から高校1年生までの間と限定しているという答弁がございました。

4、陳情内容のうち、補助は償還払いでなく、医療機関において現物給付としてほしいとあるが、これは可能かという質問があり、行政側より、医師会が同意しなければできないので大変難しいという答弁がございました。

5、ワクチンが有効に効くのは2種類のウイルスで、予防効果は60から70%くらい、感染してもほとんどの人は大丈夫で、0.1%くらいががんに移行していくといわれている。ワクチン接種と同時に検診をやっていく必要があるが、県から検診無料クーポンが来るが、年齢は決まっているのかという質問があり、行政側より、子宮頸がん検診は20歳から5歳刻みで40歳まで実施しているという答弁がございました。

6、白馬村の検診率はどのくらいかという質問があり、行政側より、子宮頸がんについては、女性全体に対して14%くらい、300人くらいだが、20歳と25歳の受診率は大変低いという答弁がございました。

7、ワクチン接種でおかしくなった事例も出ているが、事故があった場合にも保険対応で救済できるのかという質問があり、行政側より、国の対象事業となったので、要綱を決めてあれば保険対応できるという答弁がございました。

8、全額補助とあるが、全額でなくてもいいのではないかという意見がありました。また、このワクチンについて本当に安全かどうか疑問という説もある。800名の署名が添付されているが、その人たちは安全性の面など、きちんと勉強し理解しているのか心配である。またワクチン接種と並行して、対象となる生徒たちに性教育や感染症について、あるいはワクチンについて、きちんと教育することが大事であるという意見がございました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、医療機関における現物給付に関する事項以外、一部採択とすべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情第10号 平成23年度税制改正に関する陳情についてでございます。

平成22年11月22日受理、提出者は社団法人大北法人会会長太田純雄、白馬支部長代行立石逸郎。

陳情の要旨は、依然として厳しい経済状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した税制の構築を平成23年度税制改正に関する提言のとおり取りまとめた。法人税率の引き下げと事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。特に法人市町村民税の超過課税制度を撤廃して、標準税率課税とすることを要望するというものでございます。

質疑におきまして、1、法人市町村民税の超過課税制度を撤廃し、標準税率課税とするというのが陳情の最大の趣旨だが、税率はどうなっているのかという質問があり、行政側より、地方税法で定められている法人税率は100分の12.3%、その標準税率を超えて課税する場合においても100分の14.7%を超えることはできない。すなわち14.7%が制限税率で、白馬村ではこの14.7%に定めている。長野県内では標準税率12.3%を採用している市町村が

49.3%、14.7%の制限税率を採用しているところが37.6%となっている。大北地域では、大町市、池田町、松川村、白馬村が14.7%、小谷村だけが12.3%となっているという答弁がございました。

2番、小谷村が標準税率なのはどうのような事情かという質問があり、行政側より、平成10年度に制限税率から標準税率に変更した。大北地域では、このような税率に関しては足並みをそろえているが、当時、小谷村では、そうせざるを得ない理由があったように聞いているが、具体的にはわからないという答弁がございました。

もし、標準課税にした場合、税収はどのくらい減るか、また標準課税にするという考えはあるかという質問があり、行政側より、平成21年度の実績から計算すると400万円くらいになる。法人も経営が非常に厳しいというのはわかるが、村としては、財源確保の面からは、現在のところ、標準課税にするのは難しいという答弁がございました。

4、陳情書に添付されている税制改正に関する他の事項についても、全国の法人会で要望している事項で趣旨は理解できる。ただし標準税率に関しては、白馬村の現状では実現は難しいという意見がございました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、標準税率に関する事項以外、一部採択とすべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。陳情第5号についてお伺いいたします。

電磁的記録を会議録とすることで得られる住民の利益について、委員会での審議内容をお伺いいたします。

続きまして、陳情第9号の中の陳情内容第3番目の現物給付の要望について、ただいま委員長報告でも触れられてはおりましたが、委員会での具体的に話し合われた内容を、改めてお伺いいたします。

以上、2点でございます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。

総務社会委員長（松沢貞一君） まず、陳情第5号についての質疑に対してお答えいたします。

電磁的記録を公開文書とすることになれば、情報を知る時間が短縮されることはある。しかし、個人情報保護の問題、事務手続上の問題、予算の問題等々、慎重に検討する必要がある、現状では、住民の利益は電磁的記録を公開文書としない方にあるという検討をいたしました。また、詳しい内容は、先ほど申し上げたとおりであります。

陳情第9号につきましては、先ほどの報告にありますとおり、予算上、手続上、現物給付とい

うのは難しい面がある。また相手のあることですので、医師会の承諾が必要ということで、非常に難しいということがございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

第1番（横田孝穂君） はい。

議長（下川正剛君） 賛成ですか、反対ですか。

第1番（横田孝穂君） 反対討論です。

議長（下川正剛君） 原案の反対の方の討論を許します。

第1番横田孝穂議員。

第1番（横田孝穂君） 1番横田孝穂です。陳情第5号 白馬村情報公開条例並びに白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情に対し、反対討論いたします。

白馬村情報公開条例並びに白馬村情報公開条例施行規則は、村民の公文書の公開を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定め、また村民の村政参加を一層促進し、村民の村政への理解と信頼を深め、公正な村政の推進に寄与するものを目的とするものであります。地方自治法123条にしたがっております。同法によれば、議事録においては書面または録音、録画テープにより会議録を作成することになっております。紙面に印刷して作成されればよいと解釈されます。

陳情の理由であります。日本国憲法第21条に違反しているものではありません。基本的人権の知る権利を奪うものでもありません。また地方自治法第123条にも違反しているとは見当たりません。

よって、陳情第5号は反対いたします。

ただいま、総務社会委員長報告のとおり、不採択と決定すべきものであります。以上。

議長（下川正剛君） 次に、賛成の方の発言を許します。

2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。陳情第5号 白馬村情報公開条例並びに白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情に、賛成の立場から討論をいたします。

平成17年12月の地方制度調査会の答申中の、議会のあり方の項目を背景として改正された平成18年法律第53号の中の議会制度の充実に関する事項において、会議録の作成方法の1つとして電磁的記録が示されました。これを受けまして、県内では長野県を初め、長野市、大町市、安曇野市など各自治体において、電磁的記録による会議録の情報公開がなされるように定められ

てきております。

電磁的記録を会議録とすることにより、住民にとって期待されることは、従来よりも迅速な情報公開が期待されること、情報の入手方法が広がること、議会の積極的な情報公開の充実がなされることなどにあると思われまふ。また議会側においては、議会の活性化にも最終的につながることを思われまふ。

外部的な背景を見まふと、現代社会では、電磁的記録は一般的手法となつてきております。また、その開示につきましては既に情報公開法により除外事項や部分除外なども明確に規定されており、当然それに基づいて実施されることで混乱は避けられると思われまふ。そしてまた開示に当たっては、住民の権利の保障とともに、節度ある権利の奉仕も当然求められているものと考えまふ。

何よりも、住民との距離をより近いものとするべき姿勢は、議会に当然求められるものであります。そしてまた公的な情報は、住民と共有するべきであるとの基本的視点を持ち、住民の利便性を考慮して、当村においても電磁的記録を会議録として認めることを検討することが求められる時期に来ていると思ひまふ。

よつて、陳情第5号に賛成いたします。

議長（下川正剛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採択をいたします。

陳情第5号 白馬村情報公開条例並びに白馬村情報公開条例施行規則の改正を求める陳情の件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めまふ。

（小 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立少数です。よつて、陳情第5号は不採択とすることに決定をいたしました。

陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。

陳情第8号 ILO介護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めまふ。

（少 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立少数です。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。本件に対する委員長報告は一部採択です。陳情第9号 子宮頸がんワクチン接種費用への公費補助を求める陳情の件は、委員長報告とおり一部採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、陳情第9号は一部採択とすることに決定をいたしました。

陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択です。陳情第10号 平成23年度税制改正に関する陳情についての件は、委員長の報告のおり一部採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、陳情第10号は一部採択とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番柏原良章産業経済委員長。

産業経済委員長（柏原良章君） 7番柏原良章です。それでは、産業経済委員会の報告をさせていただきます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託された案件は、議案4件、陳情2件であります。審議の概要及び結果のご報告をいたします。

議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の所管事項であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ885万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を44億1,315万8,000円とするものであります。

このうち、観光農政課関連所管事項であります。

主な事項では、5款農林業費の農業振興費で54万8,000円の増額、林業振興費で76万7,000円の増額、6款観光商工費で、観光総務費で584万円の減額、観光施設整備費で87万8,000円の増額、観光宣伝振興費では120万9,000円の減額であります。

委員から、白馬尻小屋撤去についての質疑があり、19年から不採用となり、建物の木造部は解体撤去済みであるが、基礎部のコンクリート部が残っており、撤去費用は2,000万円くら

いの予定であり、24年度までには実施したいとの答弁がありました。

県の森林病虫害事業補助金の減額があり、ナラ枯れの対策はどうかとの質疑があり、県からの補助金には松くい虫対策も入っており減額となりましたが、当地のナラ枯れの対策には、できるだけ実施してまいりたいという答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、同じく議案第47号の建設水道課関連の所管事項であります。

7款土木費の道路維持費で213万円の増額、道路新設改良費で129万円の減額であります。

委員から、赤線を売った場所はどこであるか、単価は幾らであるかの質疑があり、場所は和田野地区であり、平米単価1万1,550円で、総額65万5,000円であると答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第48号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

内容は、1款下水道費の施設管理費で120万8,000円の増額、公共下水道建設費で120万8,000円の減額、2款公債費では、元金で376万9,000円の増額、利子で同額の376万9,000円の減額であります。

委員から、利子の減額はなぜかの質疑があり、予算組み時点では2%としたが、実質1.2%強になったため、元金と利子の過不足を調整したとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

内容は、2款公債費で、元金21万3,000円の増額、利子で同額の21万3,000円の減額であります。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第50号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）であります。

内容は、水道事業費用の収益的支出の予定額を28万円補正し、2億7,728万円とするものであります。

委員から、増額の質疑があり、人勤にかかわる人件費の増減であるとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第6号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情であります。

陳情者がいないため、事務局長が朗読をいたしました。

委員から、この陳情は、近隣の市町村や、また白馬村行政にも提出されているのかという質疑があり、近隣市町村及び白馬村行政にも出ているとの答弁がありました。

また、白馬村の今までの状況と国土交通省の告示に対する考え方についての質疑があり、行政からは、白馬村は昭和54年、建設省告示第1206号による旧業務報酬基準や、工事費の何%にするかなど、ケース・バイ・ケースで算出したものを根拠にしている。

陳情の趣旨は、国土交通省告示第15号の業務報酬基準をもって予定価格を決定することは、その金額等において、さまざまな意見があるところではあるが、透明性、公平性、統一性などの観点から、統一した報酬基準による発注は妥当であると考えられるとの説明がありました。

質疑を終了し、討論はなく、委員長を除く全員の賛成により、採択を決定いたしました。

次に、陳情第7号 最低制限価格制定に関する陳情であります。

同じく陳情者がいないため、事務局長が朗読をいたしました。

委員から、白馬村の落札率はどのくらいかとの質疑があり、白馬村では、建築設計業務は近年行っていないとの答弁がありました。

近隣の町村での建築についての質疑があり、近隣の町村でもかなり低率な発注をされたとの答弁がありました。行政からは、将来に向かって最低限価格も検討していかなければならないと思われるが、85%には疑問があるとの意見がありました。

質疑を終了し、討論はなく、委員長を除く賛成多数により、不採択と決定をいたしました。

以上で、産業経済委員会の報告を終わります。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結をいたします。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第48号 白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第49号 平成22年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決いたします。議案第50号 平成22年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。陳情第6号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、陳情第6号は採択とすることに決定をいたしました。陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。陳情第7号 最低制限価格制定に関する陳情の件は、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

議長(下川正剛君) 起立少数です。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました、議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。議案第47号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第4号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、産業経済委員長また議員より発議の申し出、また常任委員長及び議会運営委員長より、それぞれ閉会中の所管事務の調査についての申し出があり、議長において受理をいたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程資料を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第2 発委第8号及び発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、発委第8号及び発議第3号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

△日程第2 発委第8号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への拙速な参加に反対する意見書

議長（下川正剛君） 日程第2 発委第8号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への拙速な参加に反対する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番柏原産業経済委員長。

産業経済委員長（柏原良章君） 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への拙速な参加に反対する意見書の提出であります。

地方自治法第99条の規定により、「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への拙速な参加に反対する意見書」を、国会、関係行政庁に提出をいたします。

意見書の主な内容は、全品目についての関税撤廃が原則であるTPP協定については、国会において十分に審議するなど、国民的合意が得られるまで参加しないこと。

また、国際貿易交渉に当たっては、各分野において適切な国内対策を先行的に実施すること。特に農業分野に関しては「多様な農業の共存」を理念とする我が国のこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことのないよう対応することでありませぬ。

以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。発委第8号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への拙速な参加に反対する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 発議第3号 大糸線存続に関する意見書

議長（下川正剛君） 日程第3 発議第3号 大糸線存続に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を議会事務局長が行います。太田議会事務局長。

議会事務局長（太田文敏君） 発議第3号につきまして朗読説明申し上げます。

発議第3号 大糸線存続に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙「大糸線存続に関する意見書」を、関係行政庁（長野県知事）に提出する。

本文、お願いします。

大糸線存続に関する意見書

大糸線は新潟県糸魚川駅から長野県松本駅までの105.4kmであり、糸魚川駅から南小谷駅（35.3km）は非電化区間でJR西日本が、南小谷駅から松本駅（70.1km）は電化区間でJR東日本が管轄・運行しており、1つの路線が2つの運営会社に分断されているまれにみる変則的な路線であります。

そのことによるダイヤ接続の問題が大きい中で、特に南小谷・糸魚川駅間の沿線地域は過疎化が進み、利用者も減少傾向にあります。大糸線は長野県中信地域と日本海を結ぶ唯一の鉄道であり、また地域住民の重要な公共交通機関の役割を担うばかりでなく、全国の鉄道マニアの評価も高く、観光面でも重要な路線であります。

去る12月1日、JR西日本の佐々木貴之社長は都内で記者会見し、南小谷・糸魚川間など北陸本線の「枝線」について、新幹線開業に伴い赤字幅が大きくなった場合、「地域交通のあり方を地元と論議したい旨」を表明し、白馬村はもちろん、小谷村、大町市の首長、議会及び住民に驚きと大きな不安を抱かせ、波紋を呼んでいます。

また、白馬村は長野県オリンピックの主会場として知名度が上がっており、重要な観光地と

なっています。

こうした中での佐々木社長の「存廃」発言は、JR西日本の社会的責任を放棄するもので、到底容認することはできません。

よって長野県知事は、新潟県、糸魚川市、小谷村、大町市等と連携を密にして、大糸線の存続に向けスピード感と緊張感を持って力強く行動されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議長名

長野県知事様

以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。発議第3号 大糸線存続に関する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付されました議事日程はすべて終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成22年第4回白馬村議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

12月8日の招集、開会以来、10日間にわたり本会議並びに委員会審議等に連日取り組まれ、提出いたしました全案件につきご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございました。

地球温暖化がささやかれる中で、例年のことながら、降雪にやきもきしながら年末年始を迎えることが、このところ通例になってしまった感があります。

冬の観光のよしあしが、そのまま村の経済の行方にも大きな影響を及ぼしますので、今後、十分な降雪があり、ゲレンデや村内ににぎわいが訪れることを願っているところであります。

景気の回復が感じられず、学生たちにとっては、かつてない就職氷河期に入ったという報道も流れる状況下、景気対策のために必要な補正予算は、問責問題等で審議がおくれ、先ごろようやく臨時国会で成立をしたところであります。弱者対策、さらにきめ細かな経済対策等と銘打って交付される交付金の中身についての詳細は、今後、国会から示されてくるものと思われま。正式な内示を待って、追加補正を昨年度と同様に、議会の皆さんにお願いをすることになろうかと思いますが、その折にはよろしくお願いをいたします。

さて、年が明けますと、新年度予算の編成作業が最終段階に入ります。一般質問の中でお答えもいたしました。地域役員懇談会等の中での各地区から提案された要望は多岐にわたり、大変な数に上ります。実施計画をローリングする中で、各地域への公平な事業導入につきましても、十分配慮しながら予算編成に臨み、各担当課、財政担当課等の査定を経て、緊急度、優先度、事業効果、財源確保等の観点から、平成23年度予算に反映をしてみたいと考えております。

終わりに、来るべき新しい年が、白馬村にとって明るい年となることを期待するとともに、議員各位にも、それぞれ輝かしい年になりますようお祈りを申し上げ、引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げ、12月議会閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

よい年をお迎えください。ありがとうございました。

議長(下川正剛君) これをもちまして、平成22年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時10分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月17日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員